鈴鹿市総合評価落札方式ガイドライン

令和８年４月

鈴鹿市技術監理契約課

鈴鹿市総合評価落札方式ガイドライン【目次】

１．総合評価落札方式の概要　(ページ)
（１）総合評価落札方式を行う意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（２）総合評価落札方式とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（３）総合評価落札方式の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（４）総合評価落札方式の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（５）落札者決定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
２．落札者決定基準
（１）価格点、価格以外の評価点の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（２）価格点の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（３）価格以外の評価点の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
＜施工能力等の評価項目＞
①施工能力の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
②配置予定技術者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
③手持工事量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
④労働環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
⑤社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
⑥地域貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
＜技術提案＞
⑦技術提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
３．その他の留意事項について
（１）低入札価格調査制度の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
（２）配置予定技術者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
（３）評価項目等の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
（４）入札結果及び評価結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
（５）評価内容の担保と不履行の場合における措置・・・・・・・・・・・・・・・・・35
（６）自社施工、地元業者施工率、建設発生土処分場の履行状況確認及び建設キャリアアップシステムの運用実績確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
（７）入札公告手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
（８）情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
（９）評価結果に対する質問等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
(10) 提出資料の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
(11) 特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合の評価項目・・・・・・・・・・・・・39
(12) 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
４．評価項目一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
５．総合評価落札方式に係る様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

１．総合評価落札方式の概要

（１）総合評価落札方式を行う意義

建設業は、社会資本の整備を支える不可欠の存在であり、震災復興、防災・減災、老朽化対策など「地域の守り手」として社会的な役割が極めて大きいと言える。しかし、公共工事については、過去に受注を巡る価格競争により低価格による応札、いわゆるダンピング受注が増え、品質低下が懸念されることとなった。また、建設企業の疲労や下請企業や労働者へしわ寄せを招き、その結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった問題を生じており、建設工事の担い手が不足することが懸念されている。

こうした環境の変化や問題に対応するため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）が平成 17 年４月に施行され、令和６年に三度目の改正があったところである。

その品確法の基本理念では、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定され、総合評価落札方式の適用が掲げられている。

また、その他の基本理念として「公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない」と規定されており、施工技術の維持向上と技術者の中長期的な育成・確保が求められている。

よって、鈴鹿市では総合評価落札方式の中で、施工能力や技術的能力を評価することで建設企業の技術力向上への意欲を高め、また、担い手確保への取組を評価することでその技術力が維持されることに貢献すると考える。また、これらの品確法の理念に加えて、「地域の守り手」として地域と密着し社会的信頼性を高めることも重要であるとし、地域社会へ貢献する活動を評価していきたいと考える。

このように、総合評価落札方式の運用を通じて、工事品質の確保だけでなく、建設業の直面する問題の解決へ取り組む活動を促進し、建設業が期待されている社会的な役割の担い手として確保され、将来に向けて持続されることへ繋げていこうとするものである。

（２）総合評価落札方式とは

総合評価落札方式は、従来は価格のみで落札業者を決定していたものを、品確法に基づき、価格に加え、技術提案、施工実績や工事成績、安全性や環境配慮等の価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者決定方式である。

鈴鹿市においては、総合評価落札方式を鈴鹿市総合評価落札方式試行要領及び本ガイドラインにより執行する。

（３）総合評価落札方式の種類

一般的に「特別簡易型」、「簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」などの種類があり、工事の技術的工夫の余地の大きさ等により適用する類型を検討する。

鈴鹿市の総合評価落札方式は、「特別簡易型」、「簡易型」を適用する。

「特別簡易型」⇒本ガイドラインにより「施工能力評価型」として実施

「簡易型」⇒本ガイドラインにより「技術提案型」として実施

（４）総合評価落札方式の対象

適用対象工事は、工種を土木一式工事及び舗装工事とし、そのうち次に該当する工事で実施する。なお、適用対象工事であるが特別な事由により該当する総合評価落札方式によらず入札を実施する場合は、請負工事等執行部会の審査を受けるものとする。

①入札者の施工能力、社会貢献等の取組及び技術者の能力並びに入札価格を一体として評価することで公共工事の品質を確保することを期待する工事

土木一式：設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）７千万円以上の工事

舗装　　：設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）４千万円以上の工事

総合評価の形式を施工能力評価型とする。

②社会的要請のある事項又は施工上の特定の課題について技術提案を求め、民間事業者の工夫や技術力を活用することで公共工事の品質をより高めることを期待する工事

設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）１億円以上の工事

総合評価の形式を原則、技術提案型とする。

③その他必要と認める工事

（５）落札者決定方法

一般的に、入札価格を一定のルールにより点数化した「価格評価点」と、価格以外の要素を点数化した「技術評価点」を足し合わせることで評価値を算出する「加算方式」と、価格以外の要素を数値化した「技術評価点」を入札価格で割って評価値を算出する「除算方式」がある。

鈴鹿市では「加算方式」を採用し、総合評価の方法については次のとおりとする

①評価の対象とする要求要件について、それぞれの目的・内容に応じ評価項目・評価基準を設定する。

②各評価項目の評価に応じ採点する。

③下記の加算方式により評価点を算出し総合評価点による判定を行う。総合評価点が、最も高い者が落札者となる。

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

総合評価点：価格点と価格以外の評価点を総合した評価点（一般的に言う評価値）

価格点：入札価格に基づいて算定した評価点（一般的に言う価格評価点）

価格以外の評価点：入札者の技術提案内容や工事の施工能力等から算定した評価点
（一般的に言う技術評価点）

※技術提案型の場合、施工能力等の評価点と技術提案の評価点を合わせて、「価格以外の評価点」とする。

ただし、落札者の決定に当たっては、次に掲げる事項を適用する。

①入札価格が予定価格を超えた場合は失格とし、評価を行わない。

②入札価格が失格基準価格を下回った場合は失格とし、評価を行わない。

③入札価格が低入札価格調査基準を下回った場合、低入札価格調査を適用するので、総合評価点（評価値）が最も高い者であっても、落札者とならない場合がある。

④総合評価落札方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審査前において、技術審査会、事務局その他の当該案件に関係する者に対し、技術提案の内容に関する質問をするなど、不当な接触があったと技術審査会が判断した者については失格とし、評価を行わない。

⑤技術提案に係る評価点に対し失格基準が設定されている場合、技術評価点のうち、技術提案に係る評価点が失格基準に該当する場合は失格とし、その他の評価を行わない。

⑥技術提案について、提案内容（添付資料等を含む。）が酷似したものが複数の入札参加者から提出されるなど、提案内容について業者間で協議した、又は提案内容を第三者から提供されたと技術審査会が判断したものについては失格とし、評価を行わない。

⑦総合評価点（評価値）の最も高い者が２者以上ある場合は、価格点の高い者を落札者とし、それでもなお価格点が同点の場合は、入札価格の低い者を落札者とし、更に入札価格が同額である場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

２．落札者決定基準

（１）価格点、価格以外の評価点の設定

総合評価点を算出する際の価格点、価格以外の評価点は、下記のとおりとする。

<table>
<tr><th rowspan="2">種類</th><th colspan="2">価格以外の評価点</th><th rowspan="2">価格点</th></tr>
<tr><th>施工能力等</th><th>技術提案</th></tr>
<tr><td>施工能力評価型</td><td rowspan="2">55（60）※1</td><td>－ ※2</td><td rowspan="2">定数300
（実質の点数の範囲)0～75</td></tr>
<tr><td>技術提案型</td><td>40～60 ※2</td></tr>
</table>

※1の（　）書きは市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（JV）を入札参加可能とした場合の評価点。

※2技術提案として建設発生土処分場の項目を追加した場合は1点加算。

（２）価格点の算出方法

【価格点】＝定数 300×（1－入札価格／予定価格）（小数点以下切り捨て）

※価格は、消費税及び地方消費税を除く。

＜落札候補者決定例＞

予定価格　120,000,000 円　　技術提案型

低入札価格調査基準　114,000,000 円

失格基準価格　90,000,000 円　　※価格は、消費税及び地方消費税を除く。

以下のとおり５者の応札があった場合

価格点が一番高い B 社、価格以外の評価点が一番高い A 社ではなく、総合評価点が一番高い C 社に決まった例。

	A社	B社	C社	D社	E社
入札価格(千円)	120,000	110,400	114,000	117,600	114,000
入札価格／予定価格	1	0.92	0.95	0.98	0.95
価格点	0	24	15	6	15
価格以外の評価点	85	65	80	80	75
施工能力等(55点満点)	50	40	50	45	45
技術提案(2テーマ、40点満点)	35	25	30	35	30
総合評価点	85	89	95	86	90
順位	5	3	1	4	2
落札候補者			○		

（３）価格以外の評価点の算出方法

施工能力評価型は、施工能力、配置予定技術者、手持工事量、労働環境、社会・地域貢献等の評価項目に対する評価項目算定申告書（様式１～様式５、以下同じ。）の提出を求め、申告内容により価格以外の評価点を算出する。

技術提案型は、施工能力評価型の評価項目に加え、技術力の評価項目として「工程管理・品質管理・周辺環境・施工上の課題・特記課題」の中から、発注工事ごとに具体的な課題・テーマを設定して、課題・テーマに対する技術提案書（様式６、以下同じ。）の提出を求め、その採点を加え価格以外の評価点を算出する。また、発注者は、特に重要な課題がある等により必要と認めたときは、提案された技術提案書について配置予定の主任（監理）技術者にヒアリングを実施することができる。

＜施工能力等の評価項目＞　施工能力評価型

①施工能力の評価

より高い工事品質を求めるために、企業が保有する技術能力や実際に自社にて施工する能力を評価する。

【工事成績】

発注工事と同業種工事の過去３年度の工事成績又は総合評定値（Ｐ）について評価する。

評価内容	配点	評価基準
鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上（舗装工事は500万円以上）の同業種工事の工事成績又は経営事項審査の総合評定値（P）	10	・工事成績の場合 計算値＝（n件の評定点の合計+70）/（n+1） （小数点以下切捨） 同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数（n）の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値（小数点以下切捨）を下記配点表により換算した評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。 ・総合評定値の場合 評価点＝(総合評定値(P)―900)÷50 （小数点以下切捨） 実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値（P）の値から900点を差し引き50で除した値（小数点以下切捨）を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。

配点表

計算値	評価点	例
80点以上	10	実績85点×2件で(85×2＋70)/3＝80点
79点	9	実績82点×3件で(82×3＋70)/4＝79点
78点	8	
77点	7	
76点	6	
75点	5	
74点	4	
73点	3	
72点	2	総合評定値(P)1000点以上
71点	1	総合評定値(P) 950点以上
70点以下	0	総合評定値(P) 950点未満

※総合評定値による加点は上限2点までとする。

入札参加者が自ら選択し申告した工事成績から評価点を算出する。申告誤りにより評価点が高く申告された場合は評価点を修正するが、申告誤りにより評価点が低く申告された場合、又は申告していない工事成績を加味すれば評価点に増減がある場合は、評価点を修正しない。

提出確認資料

・算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書の写し（工事成績による場合）

・経営規模等評価結果通知書の写し（総合評定値による場合）

【企業実績】

専門性の高い工事や経験、実績等により工事品質の確保が可能な工事において、過去 10 年度における請負金額 2,000 万円以上（舗装工事は 500 万円以上）の同業種公共工事の元請又はＪＶ構成員（出資率 20%以上に限る。）としての工事実績の有無により評価する。

評価内容	配点	評価基準
直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上（舗装工事は500万円以上）の同業種公共工事の実績	2	実績1件あり＝2点 ・鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。 ・公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。

評価の対象とする同業種公共工事は、具体的な指定がない場合は同工種工事とする。また、同業種公共工事の内容等については、発注する工事の構造・形式、規模、工法等により、案件ごとに工事担当課長が具体的に指定することができる（○○造り、延長○○m 以上、面積○○㎡以上、等)。また、必要な場合は、標準の評価内容より高い金額を要件とすることができる（請負金額○○万円以上)。

評価の対象とする工事実績については、特殊工事や発注件数が少ない工事等、発注する工事の内容により、民間工事又は公共工事の１次下請による実績を認めることができる。

なお、評価の対象とする工事について、具体的に指定する場合、又は民間工事若しくは公共工事の１次下請による実績を認める場合は、入札公告時に発注者が明示する（入札公告と同時に掲載する評価項目一覧に記載)。

提出確認資料

・契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ登録内容確認書（工事実績）等の写し（工事内容を確認できる書類として、仕様書・図面等の提出を求めることができる。）

【自社施工】【元請施工】

（発注する工事に特殊工種がない場合）

評価内容	配点	評価基準
入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価	4	該当する指定工種を元請のみで施工＝4点 該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつB等級以下）で施工＝3点 上記以外の施工＝0点 ・評価の対象とする下請の「B等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のB等級以下に格付された者とする。

（発注する工事に特殊工種がある場合）

評価内容	配点	評価基準
入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価	5	該当する指定工種を元請のみで施工＝4点 該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつB等級以下）で施工＝3点 特殊工種を元請のみで施工＝1点加算 上記以外の施工＝0点 ・評価の対象とする下請の「B等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のB等級以下に格付された者とする。

入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。

指定工種は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊工種がある場合は、入札公告時に発注者が明示する（入札公告と同時に掲載する評価項目一覧に別紙として添付）。

※元請施工又は元請と下請で施工と申告した者が受注した場合、工事完成検査において、申告事項と実際の施工体制が一致していることを、施工体制台帳により確認する。確認の結果、申告した内容の履行がない場合は、「３．その他留意事項について　(５)評価内容の担保と不履行の場合における措置」の規定のとおり扱う。

【自社施工】【施工班体制】

（発注する工事に特殊工種がない場合）

評価内容	配点	評価基準
入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価	2	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工＝2点 上記以外の施工＝0点 ・ 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札(開札)日において3か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。

（発注する工事に特殊工種がある場合）

評価内容	配点	評価基準
入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価	1	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工＝1点 上記以外の施工＝0点 ・ 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札(開札)日において3か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。

入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。

この評価項目で加点申告する場合、評価項目算定申告書（様式２別紙）に施行中に本工事へ従事する予定の自社作業員の氏名、生年月日、３か月以上の常勤雇用の有無を記載し、提出確認資料を添付して提出すること。

提出確認資料

・当該工事に従事する予定の元請作業員の入札（開札）日において３か月以上の常勤雇用が確認できる書類

（常勤雇用が確認できる書類は、当該年度における格付・入札参加資格確認用技術者調書提出時の提出書類「調書に記載した技術者が常勤職員であることを証明する書類の写し」と同様。）

※　元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね２名以上常時配置し施工と申告した者が受注した場合、工事施工中、実際の施工班体制において元請の自社作業員が２名以上配置されていることを技術監理契約課の職員による臨場により確認する（臨場確認時は、２名以上の配置が必要となる）。確認の結果、申告した内容の履行がない場

合は、「３．その他留意事項について（5)評価内容の担保と不履行の場合における措置」の規定のとおり扱う。

【自社施工】【使用機械】

（発注する工事に特殊工種がない場合）

評価内容	配点	評価基準
入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械と申告した内容を評価	土木　2 舗装　3	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース＝2点（舗装工事の場合、3点） 上記以外の施工＝0点 ・ファイナンスリース以外のリース（賃貸借）契約は評価の対象としない。

（発注する工事に特殊工種がある場合）

評価内容	配点	評価基準
入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械と申告した内容を評価	土木　2 舗装　3	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース＝1点（舗装工事の場合、2点） 上記以外の施工＝0点 特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース＝1点加算 ・ファイナンスリース以外のリース（賃貸借）契約は評価の対象としない。

入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。

指定機械は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊機械がある場合は、入札公告時に発注者が明示する（入札公告と同時に掲載する評価項目一覧に別添として添付)。

この評価項目で加点申告する場合、評価項目算定申告書（様式２別紙）に施行中に本工事で使用する予定の建設機械の種類、メーカー名、形式等、保有形態を記載し、提出確認資料を添付して提出すること。

提出確認資料

・建設機械を保有又はファイナンスリース（賃貸借）契約をしていることが確認できる書類の写し

（例：売買契約書、車検証、販売〈譲渡〉証明書、リース契約書、法人税確定申告書別表 16 及び償却台帳、等）

・評価の対象となる建設機械が上記書類だけでは特定することが困難な場合は、特定自主検査記録表、カタログ等の書類の写し
・建設機械の全体が確認できる写真

※指定機械及び特殊機械の両方又はいずれかを全て元請が自社保有又はファイナンスリースと申告した者が受注した場合、工事完成検査において、該当建設機械の現場での稼働を、工事写真により確認する。確認の結果、申告した内容の履行がない場合は、「３．その他留意事項について　(５)評価内容の担保と不履行の場合における措置」の規定のとおり扱う。

【事業継続計画の策定】（土木一式工事のみ評価する）

評価内容	配点	評価基準
建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況	2	中部地方整備局「災害時の事業継続計画を備えている建設会社」として認定されている、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設BCP登録制度）」へ登録している＝2点 ・中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」にて、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として認定されている場合、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設BCP登録制度）」に登録されている場合に評価する。重複する場合にはどちらか一方のみを評価する。

提出確認資料
・中部地方整備局から交付された認定書の写し又は三重県から発行された登録確認証の写しのいずれか申告した一方

②配置予定技術者

より高い工事品質を求めるために、配置予定の主任（監理）技術者の能力及び技術者育成への取組を評価する。

※配置予定技術者の項目で申告した配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人についての留意事項は、「３．その他留意事項について　（２）配置予定技術者について」のとおりとする。

【工事実績】

評価内容	配点	評価基準
配置予定の主任（監理）技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上（舗装工事は500万円以上）の主任(監理)技術者として従事した同業種公共工事の実績	3	実績1件あり＝2点 ・評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。 ・鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。 ・公共工事とは、国・県・市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。

評価の対象とする同業種公共工事は、具体的な指定がない場合は同工種工事とする。また、同業種公共工事の内容等については、発注する工事の構造・形式、規模、工法等により、案件ごとに工事担当課長が具体的に指定することができる（〇〇造り、延長〇〇m 以上、面積〇〇㎡以上、等）。また、必要な場合は、標準の評価内容より高い金額を要件とすることができる（請負金額〇〇万円以上）。

評価の対象とする工事実績については、特殊工事や発注件数が少ない工事等、発注する工事の内容により、民間工事又は公共工事の１次下請による実績を認めることができる。

なお、評価の対象とする工事について、具体的に指定する場合、又は民間工事若しくは公共工事の１次下請による実績を認める場合は、入札公告時に発注者が明示する（入札公告と同時に掲載する評価項目一覧に記載）。

提出確認資料

・契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ登録内容確認書（工事実績）等の写し（工事内容を確認できる書類として、仕様書・図面等の提出を求めることができる。）

【保有資格】

評価内容	配点	評価基準
配置予定の主任（監理）技術者の資格保有状況	土木　2 舗装　3	1級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により、別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している)＝2点（舗装工事の場合、1点） ［舗装工事の場合、以下を評価項目に追加］ 1級舗装施工管理技術者＝2点 2級舗装施工管理技術者＝1点 ・「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。 また、1級国家資格者（建設業法による1級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。

提出確認資料

・配置予定の主任（監理）技術者の資格を確認できる書類の写し（国家資格者証、国土交通大臣の認定証など）

【担い手育成】

評価内容	配点	評価基準
配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	4	以下の基準に該当あり＝1項目につき2点(2項目4点まで) 主任（監理）技術者が満39歳以下又は女性の場合＝2点 現場代理人が満39歳以下又は女性の場合(主任（監理）技術者が兼務する場合は評価しない)＝2点 ・配置する技術者等は、入札(開札)日において、3か月以上継続して雇用され，建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。 ・入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。

提出確認資料

・配置予定の主任（監理）技術者の年齢を確認できる書類の写し（雇用確認、資格の確認等、他の評価項目の添付資料で確認できる場合は不要とする。）

・性別の確認書類の添付は不要とする。

【継続教育（ＣＰＤ）】

評価内容	配点	評価基準
配置予定の主任（監理）技術者のCPD(継続教育制度)取組実績	2	各団体設定の1年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合＝2点 各団体設定の1年間推奨（目標）単位の1/2以上の単位取得がある場合＝1点 ・前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の1年間において、建設系CPD協議会又は建築CPD運営会議等の加盟団体のうちいずれか1団体が証明又は認定した合計取得単位数（相互承認を受けたCPD単位を含む）が、当該団体の1年間の推奨単位以上ある場合に評価する。1年間の推奨単位を設定していない団体のCPD単位は評価の対象としない。

＜参考＞評価対象団体例（その他については、推奨（目標）単位がわかる資料を添付）

建設系ＣＰＤ協議会

・（一社）全国土木施工管理技士会連合会
・（公社）土木学会
・（公社）日本技術士会

建築ＣＰＤ運営会議

・（公社）日本建築士会連合会
・（一社）日本建築士事務所協会連合会
・（公社）日本建築家協会
・（一社）日本建設業連合会
・（一社）日本建築学会
・建築設備士関係団体ＣＰＤ協議会
・（一社）日本建築構造技術者協会
・（一財）建設業振興基金
・（公財）建築技術教育普及センター

建築設備士関係団体ＣＰＤ協議会

・（公社）空気調和・衛生工学会
・（一社）建築設備技術者協会
・（一社）電気設備学会
・（一社）日本設備設計事務所協会
・（公財）建築技術教育普及センター

＜参考＞推奨（目標）単位　更新がないか各団体のウェブサイト等により確認すること。

・（一社）全国土木施工管理技士会連合会（ＣＰＤＳ）　20 ユニット／年
・（公社）土木学会　50 単位／年
・（公社）日本技術士会　50CPD 時間／年
・建築ＣＰＤ運営会議加入団体（建築ＣＰＤ情報提供制度）　12 認定時間／年

提出確認資料

・各団体が発行するＣＰＤ実績証明書等の写し（発注者が、各団体の推奨（目標）単位がわかる資料を求めた場合は、その資料を添付すること。）

③手持工事量

【手持工事量】

評価内容	配点	評価基準
同業種に係る1級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率	6	請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数／同業種に係る1級技術者数 0=手持工事量のとき6点 0＜手持工事量≦0.13のとき4点 0.13＜手持工事量≦0.23のとき2点 0.23＜手持工事量≦0.33のとき1点 0.33＜手持工事量のとき0点 ・1級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を1件差し引く。

参考

一級技術者	1件		2件		3件	
(A)	1/A	得点	2/A	得点	3/A	得点
10 人	0	6	0.1	4	0.2	2
9	0.111	4	0.222	2	0.333	0
8	0.125	4	0.25	1	0.375	0
7	0.142	2	0.285	1	0.428	0
6	0.166	2	0.333	0	0.5	0
5	0.2	2	0.4	0	0.6	0

※手持ち0件の場合、技術者数に限らず　6点

契約中の同業種公共工事件数は、コリンズの登録により確認し、１級技術者数については、公告日において有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書で確認する。

評価項目算定申告書（様式３）について、入札参加者は入札書提出時点の状況を記入し評価点を申告することとし、開札時点において以下の条件により手持ちの同業種公共工事数に変更がある場合は発注者が評価点を修正するものとする。

○対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額 2,000 万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。

・公告日において、元請又はＪＶ構成員（出資比率 20%以上に限る。）として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事

・開札予定時間において、元請又はＪＶ構成員（出資比率 20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事

・開札予定時間において、元請又はＪＶ構成員（出資比率 20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事

○契約予定がある工事とは、当該案件の開札予定時間までに落札した契約締結前の工事、

又は見積により随意契約相手と指定された契約締結前の工事とする（開札執行当日の、当該案件の開札予定時間前に開札予定時間とした案件を含む)。

○落札候補者となっている工事とは、落札候補者となり低入札価格調査中又は事後審査中の工事とする。その後、実際に契約締結がされたかどうかは問わず、当該案件の開札予定時間において落札候補者であれば手持ちの同業種公共工事数に含める（開札執行当日の、当該案件の開札予定時間前に開札予定時間とした案件を含む)。

※開札予定時間が当該案件と同時刻又は当該案件以降の案件の開札結果は、実際に開札を実施した時間に関わらず手持ちの同業種公共工事数に含めない。

※コリンズの登録による契約中の工事の確認は、公告日が登録された契約工期（開始）から契約工期（完了）までの期間内にあれば契約中とする（同日は契約中とする)。
ただし、公告日より前に既に工事完了報告書が提出済みであるがコリンズに登録された契約工期（完了）が公告日以降の場合は、評価項目算定申告書（様式３）の提出時に当該工事完了報告書の写しを添付することとし、公告日より前の工事完了が確認できる場合は手持ちの同業種公共工事数に含めないものとする。なお、工事完了報告書の提出がない場合は手持ちの同業種公共工事数に含め、後に「公告日時点で既に工事完了していた」との申し出があっても受け付けない。

④労働環境

【労働環境】

評価内容	配点	評価基準
労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している	2	取得している＝2点 ・以下のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合 ISO45001／JISQ45100／JISHA適格OSHMS／COHSMOS

提出確認資料

・労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001、JISQ45100、JISHA 方式適格OSHMS）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認証が確認できる評価機関による評価証又は適合証明書等の写し

・認証されている事業活動及び登録を受けている事業所（本社、工場、工事関係部署等）がわかる書類（工事と無関係な事業活動又は登録事業所の場合は、評価しない）

【建設キャリアアップシステム】

評価内容	配点	評価基準
建設キャリアアップシステムを導入している	3	建設キャリアアップシステムを導入している＝3点 ・事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。

提出確認資料

・事業者登録が完了していることを確認できる資料：登録時に運営主体から送付のあった「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」又は「事業者登録完了メール」の写し

・運用実績が確認出来る資料：現場に設置されたカードリーダーの写真又は建設キャリアアップシステムから出力された就業履歴一覧（月別カレンダー）の写し

※今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録が完了していることを確認できる資料の提出があれば評価する。今回受注する工事から運用を開始するとした者が受注した場合、運用実績が確認できる資料を現場着手日から１か月以内に監督員へ提出することとし、実績の確認資料の提出がない場合は「３．その他留意事項について（５）評価内容の担保と不履行の場合における措置」の規定のとおり扱う。

※今回受注する工事から運用を開始する場合で、運用実績の確認資料として就業履歴一覧（月別カレンダー）を提出する場合は当該工事の情報が登録されたものであること。

⑤社会貢献

以下ア～クの８項目のうち該当する実績（認証取得）がある＝１項目につき２点（最大10点、一部の項目では１項目１点の場合あり）

地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のア～クの評価内容から任意で選択した５項目により評価する。

【障がい者雇用】

評価内容	配点	評価基準
ア. 障がい者雇用の有無	2	障がい者雇用あり＝2点 ・障害者雇用促進法により義務つけられている企業は、法定雇用を達成していること。

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法、昭和35年法律第123号）により義務付けられている企業（参考：令和７年７月１日時点での法定雇用率2.5%、40人以上の事業主。今後、法改正等があれば入札公告日時点での規定による。）は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書等の写しにより法定雇用率による法定雇用が達成されていることを確認する（身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が０人であること）。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出すること（８月１日以降に入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る）。

上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認する。（公告日において３か月以上継続して雇用されていることが確認できる書類の写しを提出すること。１人分の提出で可）

提出確認資料

・障害者雇用促進法により義務付けられている企業：最新の障害者雇用状況報告書の写し

・それ以外の企業：障害者手帳の写し、３か月以上継続して雇用されていることが確認できる書類の写し（３か月以上継続して雇用されていることが確認できる書類は、当該年度における格付・入札参加資格確認用技術者調書提出時の提出書類「調書に記載した技術者が常勤職員であることを証明する書類の写し」と同様。）

評価内容	配点	評価基準
イ. 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定）の認証の取得の有無	2	障害者雇用優良中小企業主としての認定あり＝2点

提出確認資料

・都道府県労働局から交付された認定通知書の写し

【防災協定】

評価内容	配点	評価基準
ウ. 鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結の有無	2	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結あり＝2点

評価の対象とする防災協定は、鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と単独又は所属する団体、組合等を通して締結したもので、鈴鹿市Ｗｅｂサイトにおいて公表されていることとする。

提出確認資料

・本市との防災協定書の写し（団体、組合等により防災協定を締結し、防災協定書上には代表者等の名称しか記載がない場合は提出を必要としない。）

【環境マネジメントシステム】

評価内容	配点	評価基準
エ. ISO14001，M-EMS（ステップ2又はステップ1）のいずれかの認証取得の有無	2	ISO，M-EMSの認証取得あり＝2点

提出確認資料

・ISO14001、M-EMS（ステップ２またはステップ１）のいずれかの認証が確認できる、評価機関による登録証等の写し

・認証されている事業活動と登録を受けている事業所（本社、工場、工事関係部署等）がわかる書類（工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない）

【職場環境】

評価内容	配点	評価基準
オ. 職場環境の向上のために、労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定の有無	2	厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定あり＝2点

評価の対象とする労働安全衛生、健康経営、又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定は、厚生労働省が実施する「安全衛生優良企業認定　ホワイトマーク」、経済産業省が実施する「健康経営優良法人　ホワイト 500」、「健康経営優良法人　ブライト 500」、「健康経営優良法人」、次世代育成支援対策推進法に基づき厚生労働省が実施する「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（関連女性活躍推進法）に基づき厚生労働省が実施する「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」、青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づき厚生労働省が実施する「ユースエール認定」、又はこれらに関係して新設された認定のいずれかとする。

提出確認資料

・認定機関による認定証等の写し、又は認定を受けたことが公表されている認定機関のＷｅｂページの写し

評価内容	配点	評価基準
カ.「みえの働き方改革推進企業登録制度」への登録の有無	2	みえの働き方改革推進企業登録制度への登録あり＝2点

提出確認資料

・三重県による、みえの働き方改革推進企業登録証の写し、又は登録を受けたことが公表されている三重県のＷｅｂページの写し

【若手技術者の確保】

評価内容	配点	評価基準
キ.「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録の有無	2	「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録あり＝2点 ・当該工事の入札に参加する者が、三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されている場合に評価する。

提出確認資料

・三重県による「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」に登録されたことが公表されている三重県のＷｅｂページの写し（「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていることが確認できること）

【ボランティア活動】

評価内容	配点	評価基準
ク. ボランティア活動の実施	2	直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について2回以上参加又は実施した実績がある場合 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ2回以上参加＝2点 三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を2回以上実施＝1点 ・評価の対象となる活動は、鈴鹿市が主催する総合防災訓練若しくは地域地震防災訓練へ参加した実績、又は三重県の「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」へ登録し実施した活動若しくは鈴鹿市の廃棄物対策課が行うボランティア清掃活動支援を受け実施した活動とする。

鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績１回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績１回を合計して２回の実績とする場合の評価は１点とする。

⑥地域貢献

【地域維持型維持修繕業務委託の実績】

評価内容	配点	評価基準
直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績	2	実績1件あり＝2点 ・当該工事の入札に参加する者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したＪＶの構成員である場合に評価する。

直近過去３年度及び当該年度の入札公告日前日までの期間に、契約期間の全部又は一部が含まれる場合に契約実績とする。

提出確認資料

・本市との地域維持型維持修繕業務委託契約書の写し（代表者又は構成員であることが確認できることとし、契約書のみで確認ができない場合は、契約書写し及び協定書写しを提出すること）

※以下は、市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。（追加した場合は、施工能力等の価格以外の評価点の合計が 60 点となる。）

【本店所在地】

評価内容	配点	評価基準
本店所在地	2	市内に本店を有する＝2点

本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。

共同企業体（ＪＶ）の場合、代表者を評価対象とする。

【地元業者施工率】

評価内容	配点	評価基準
入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合	3	市内本店業者（元請及び1次下請）にて施工する割合が80%以上=3点 ・地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び1次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、1次下請による請負金額を評価の対象とする。 ・契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。 ・2次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該1次下請の下請負金額の全額を対象としない。

入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した割合をそのまま評価する。（入札時点では地元業者施工率 80%以上と申告があれば評価対象とする。）

ただし、工事完成検査において履行確認を行い、元請の工事価格に対する地元業者施工率を確認する。

評価の基準となる施工率（80%）について、発注時の地域要件、工法、業種等により率を変更する場合がある。また、工事毎に対象外とする工種を設定する場合がある。

なお、機械器具設置等の場合は、「機器費」は算定の対象外とし、機器費を除いた額で地元業者施工率を算定する。また、これ以外にも工事毎に対象外とする項目を設定する場合がある。

※地元業者施工率 80%以上と申告した者が受注した場合の確認方法は、工事完成時の地元業者施工率（市内本店業者が施工した部分に対応する金額（税抜）／工事価格）を施工体制台帳及び下請負契約書の写しにより確認する。

※特定建設工事共同企業体の場合の工事完成時の地元業者施工率の考え方は、「３．その他留意事項について（11）　特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合の評価項目」の規定のとおりとする。

※工事完成検査において、確認の結果、地元業者施工率が 80%未満であった場合、「３．その他留意事項について（５）評価内容の担保と不履行の場合における措置」の規定のとおり扱う。

＜技術提案＞　技術提案型

（＜施工能力等の評価項目＞施工能力評価型に加えて評価する）

⑦技術提案

【技術提案】

工事種別、内容に応じて課題・テーマを設定し、発注者が示す提案項目について技術提案を求め評価する。

評価内容	配点	評価基準
工事を行う上での留意点等の提案内容を評価	40～60	施工能力評価型の配点に加えて、発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。ただし、特に重要な課題がある場合は、傾斜配点又は失格基準を設定することができる。（ヒアリングを実施することも可能）

※傾斜配点

特定の重要な課題がある提案項目に対する評価基準の配点を２倍することができる。

※失格基準

各提案項目に対する得点が、規定の点数に満たない場合は入札を失格とする失格基準を設定することができる（各提案項目において５点に満たない場合は失格とする、等）。

※工事毎に傾斜配点又は失格基準を設定する場合は、入札公告時に発注者が明示する（入札公告と同時に掲載する評価項目一覧へ記載）。

技術提案型における技術提案の評価は、入札に参加する企業が、発注者の指示する仕様に基づき、当該工事の現場条件等を踏まえ、施工能力とともに適切かつ確実な施工を確保できるかどうかを確認するためと、民間事業者の工夫や技術力を活用することで公共工事の品質をより高めることを期待するために行うものである。

発注者は、提案項目として工程管理・品質管理・周辺環境・施工上の課題・特記課題の中から技術提案を求める主旨を実現するために適切であると考えられる２～３項目を選択する。

発注者は、選択した提案項目に具体的な課題・テーマの設定を行う。また、入札参加者には、その課題・テーマを踏まえた対策方法等についての技術提案を求める。

なお、１提案項目につき技術提案を３提案まですることができる（工事内容により必要な場合は、提案数の上限を変更する場合がある）。

各提案項目に対する技術提案の評価は、提案項目あたりの評価点（５段階評価）を用いて採点し、発注者が設置する技術審査会の各委員の出す点数の合計点数が当該項目の得点となる。

発注者が特に重要な課題がある等により発注者が必要と認めたときはヒアリングを実施することができる。ヒアリングを実施する場合は、入札公告等にヒアリングを実施する旨と実施予定日を記載する。

また、発注者は、ヒアリングの実施有無とは関係なく、技術提案の内容について、不明点等がある時は個別に説明を求めること、又は追加資料の提出を求めることができる。

評価基準	現場状況等を踏まえた重要な工夫が見られ極めて優れている	現場状況を踏まえた工夫が見られ優れている	少し工夫が見られる	標準的な提案である	左記以外
評価点	4	3	2	1	0

※審査会委員１名につき４点×5 名＝20 点満点

〇提案項目、課題・テーマの例

・提案項目：工程管理に関する提案

（課題・テーマ）

「施工場所の交通量が多いため通行規制による渋滞が懸念される。このことを踏まえ、通行規制の期間短縮のため具体的な対策の提案を求める。」

「施工にあたり先行工事（〇〇工事）との調整が必要である。このことを踏まえ、円滑な施工を行うため具体的な対策の提案を求める。」

・提案項目：品質管理に関する提案

（課題・テーマ）

「仕上がりの向上のため具体的な対策の提案を求める。」

・提案項目：周辺環境に関する提案

（課題・テーマ）

「施工場所が住宅地であるため、騒音対策に課題がある。このことを踏まえ、具体的な対策の提案を求める。」

「施工場所が小学校に近いため、生徒（児童）の登下校等に課題がある。このことを踏まえ、具体的な対策の提案を求める。」

・提案項目：施工上の課題に関する提案

（課題・テーマ）

「施工場所は一部道路幅員が狭い上に、ガス管・上水道管等の既設埋設物が存在する。このことを踏まえ、具体的な対策の提案を求める。」

・提案項目：特記課題に関する提案

特記課題は、当該発注工事特有の工法、現場、特記仕様書の記載事項等に関する課題に対し提案を求める。

〔新たな取り組みに関する提案〕

上記５つの提案項目の中で、施工の効率化や ICT 活用等による生産性向上に関する技術提案を設定し、提案を求めて評価することで、生産性向上の取組のさらなる推進に資することを目的とする。

（例）提案項目：工程管理に関する提案

（課題・テーマ）

「施工の効率化、省力化に関する技術提案、労働環境の改善に関する技術提案を求める。」

「情報通信技術（ICT）の活用等による生産性向上に関する技術提案を求める。」等

○技術提案資料作成上の留意事項

ア．技術提案書（様式６）について

(ア)提案項目について

・提案項目は、発注者が２～３項目を示す。

・提案項目に対し、技術提案の記述がない項目については評価しない。

・発注者が示したもの以外の提案項目や課題・テーマを入札参加者で設定し、記述した場合はその提案項目は評価しない。（技術提案の各提案項目に失格基準が設定されている場合は、入札が失格となる。）

(イ)様式の「提案内容」欄

・入札参加者は、発注者が示した提案項目について、留意すべき課題を踏まえた技術提案内容を、技術提案書（様式６）に具体的かつ簡潔に記述すること。

・記述された技術提案内容が明らかに実施不可能なものについては、評価しない。

・「提案内容」欄への記載が見込まれる例として、記述した技術提案内容により得られる効果、確実に施工するための施策等、技術提案内容の具体的な確認方法（発注者が提案内容の履行を確認する方法）等が考えられる。

※１提案項目あたり、入札参加者が出せる提案数は３提案を上限とする。なお、１提案であるような記載内容に複数の提案が記載されていると技術審査会が判断したものについては、当該提案のうち、最初に記載されているもののみを評価する。

(ウ)発注者が示した設計書・仕様書の標準案との相違点（設計書・仕様書の内容と異なるが、入札参加者がより優位であると考える内容を提案する場合）

・発注者が示した内容と、入札参加者が提案する内容が対比できるよう、具体的かつ簡潔に記述すること。

・入札参加者が提案する内容の優位性を、具体的かつ簡潔に記述すること。

・発注者が示した内容に基づく見積金額と、入札参加者が提案する内容に基づく見積金額に差が生じる場合、それぞれの金額が対比できるよう、具体的かつ簡潔に記述

すること。下記の記載例を参考に、表にすることも可能とする。

例1　標準案に対して、材料等を変更する提案の場合

項目	規格	数量	単位	単価	金額
（標準)〇〇〇(材料)	〇〇〇	100	m^3	3,000	300,000
（提案)△△△(材料)	△△△	100	m^3	5,000	500,000
概算増加(減少)工事費					200,000

例2　標準案に対して、工法等を変更する提案の場合

項目	規格	数量	単位	単価	金額
（標準)〇〇工法		500	m^3	12,000	6,000,000
（提案)△△方法		500	m^3	10,000	5,000,000
概算増加(減少)工事費					−1,000,000

(エ)その他留意事項

・様式は、Ａ４版１ページとする。

・提案項目１つにつき、１ページ以内に収まるように記述し、提出すること。

・記述する文字の大きさは、11 ポイントとすること。

・入札参加者が特定できる企業名等の記述はしないこと。

・発注者が様式として記述した箇所（提案項目の見出し欄、工事名、課題、ページ下の備考等）は加筆、修正及び削除しないこと。

イ．補足資料様式について

(ア)補足資料様式には、必要に応じて提案項目に記述した内容を補足説明するための図面・表・写真・カタログ等の写しを添付すること。

(イ)添付した図面・表・写真・カタログ等は、どの提案項目の、どの記述箇所を補足説明したものかわかるようにすること。

(ウ)補足資料様式は、補足説明するための図・表・写真等を提案項目ごとに最大１ページで記述し、提出すること。

(エ)補足資料様式は、Ａ４版１ページとすること。

(オ)図面・表・写真・カタログ等に、入札参加者が特定できる企業名等の表示はしないこと。

〇ヒアリング

工事内容により、「ヒアリング有り」とする場合がある。ヒアリングを実施する場合は、入札公告等にヒアリングを実施する旨と実施予定日を記載する。

ヒアリング有りの工事は、提出された技術提案書の内容について、配置予定の主任（監理）技術者へ記載内容や不明点等の確認を行い、業務への取組姿勢及び質疑の応答性につ

いて評価する。

※個別ヒアリングの実施日時及び場所は、入札書提出締め切り後直ちに入札参加者に通知する。

※指定日時に実施するヒアリングに配置予定の主任（監理）技術者は必ず出席すること。

※ヒアリングに出席した配置予定の主任（監理）技術者以外は、受注後の主任（監理）技術者として配置できない。

※配置予定の主任（監理）技術者がヒアリングに欠席した場合は評価ができないため、入札は無効とする。

※ヒアリングの出席者は、公告で別に指定のある場合を除いて、配置予定の主任（監理）技術者（ＪＶ の場合は、代表構成員の配置予定の主任（監理）技術者）を必ず含め、２名以内とする。

〇発注者が留意する技術提案型の評価の実施と契約について

ア．技術審査会の構成委員

技術審査会の構成委員については、工事内容により技術職員の中から、経験、同種工事への精通度を基に請負工事等執行部会長が指名する。基本的な構成人数を５名とし、委員を、工事発注課より２名（課長、工事担当グループリーダー)、技術監理契約課より１名（グループリーダー)、その他の者２名を選出する。ただし、請負工事等執行部会長は、工事内容により委員の構成を変更することができるものとする。

なお、技術審査会では、技術提案内容から施工能力とともに適切かつ確実な施工を確保できるかどうかを確認するために必要と判断した場合は、監督員又はその他知識を有する者から参考意見を聴取することができるものとする。ただし、監督員又はその他知識を有する者は、ヒアリング及び技術提案に対する評価点採点等の技術審査会における判断・決定に関する協議には出席することができないものとする。

イ．評価方法

評価から応札、落札者の決定までの作業は、公平性・透明性の確保のため、以下により行う。

(ア)技術提案書の受取後、技術審査会によりすべての評価項目の内容及び技術提案書の記載内容を確認し、有効な提案かどうかを判断し、すべての提案に対し採用・保留・否採用・提案無しを決定し、入札参加者へ総合評価落札方式（技術提案型）に係る技術提案採否通知書（様式７）により通知する。

総合評価落札方式（技術提案型）に係る技術提案採否通知書（様式７）は、ヒアリング時に該当する入札参加者へ直接交付するものとし、ヒアリングがない場合は該当する入札参加者へ送付する。

※採　用：提案が認められるもの

※保　留：提案内容に不明な点があり、ヒアリングにおいて確認のうえ判断が必要なもの

※否採用：提案が有効であると認められないもの、又は意味不明・判読不可能なもの

※提案無し：提案が未提出であるもの、又は技術提案が未記入であるもの

(イ)ヒアリング有りの工事については、入札参加者に対し、技術提案に関するヒアリングを行い、提案内容及び作成者の技術力の確認（提案者本人が作成したものであるかどうかを含め）を行う。なお、ヒアリングでは提案内容の不明点を確認するものとし、予め質問事項を設定しておくものとする。ヒアリングでの新たな提案、提案内容の変更は受け付けない。

ヒアリングにおいては、技術審査会において保留とした提案の採否、及び採用とした提案の中でも不明な点を確認した結果、提案を認められないと判断する場合は、変更内容を注意事項へ記載のうえ総合評価落札方式（技術提案型）に係る技術提案採否通知書（様式７）を再度交付する（再度交付する場合は郵送することを可とする）。

※この時点で、提案の否採用については明確に通告しないと、契約時点で特記仕様とする場合に争いが生じる恐れがあるので注意が必要である。

(ウ)技術力の評価（技術提案への評価点）は、すべての参加者の技術提案を把握したのち、各業者の提案ごとに各委員が独自の判断で評価を行い、直筆にて調書に記入する（技術審査会総意としての評価は行わない）。

(エ)技術力の評価（技術提案への評価点）は、全体の提案に対する相対的な視点に立っての評価基準に照らした評価を行う。

(オ)技術提案の評価点と施工能力評価型の評価点の算出を行い、価格以外の評価点を決定する。

(カ)入札参加者から、総合評価落札方式（技術提案型）に係る技術提案採否通知書（様式７）にて通告した提案の採否又はヒアリングの内容等に疑義がある場合は疑義を受け付け、速やかに回答する。ただし、評価点又は評価内容に関する疑義については総合評価点が公表されるまで受け付けない。

ウ．技術提案型の契約について

技術提案型による契約については、提案内容を採用する場合は落札者の技術提案が特記仕様になることから、入札参加者から提出された技術提案書のうち当該工事で採用する技術提案を、総合評価落札方式に伴う技術提案に関する特記仕様書（様式－特約３）として総合評価落札方式に係る建設工事請負契約書の特約事項（様式－特約１）及び総合評価落札方式に伴う技術提案の取扱い（様式－特約４）と共に契約書に綴じることとし、技術提案書の取扱いが適切に出来るようにする。

契約後、初回打合せにおいて、技術提案に対する詳細の内容と検証方法について協議を実施し、協議書を作成し設計書類に添付しておく。

特に技術力要件に関する技術提案の検証方法については実施報告書（実施記録及び記録写真等）の提出を求めるなどの対策を検討する。とりわけ、施工途中の取組に関する提案など工事完成検査においては確認できない内容のものについては履行確認を書面で行う。

エ．技術提案型の工事の施工

施工においては、監督員は受注者の技術提案を十分把握し、現場において提案と異なる施工が認められた場合には速やかに内容の確認を協議し、意思の疎通を図ることとし、その内容は必ず協議書で残すこととする（発注機関と受注者の提案内容の解釈の相違がないように十分協議する）。

受注者から提出された総合評価落札方式技術提案履行確認協議書（様式－Ａ）は、総合評価落札方式に伴う技術提案の取扱い（様式－特約４）の記載に従い、速やか（契約締結後１４日以内） に取り交わし、技術提案書の取扱いが適切に出来るようにする。

また、技術提案が、受注者の責めに帰することのできない事由により、一部又は全部が履行不能となる場合、発注者及び受注者で内容の確認を協議し、意思の疎通を図ることとし、その内容は必ず総合評価落札方式技術提案履行不能協議書（様式－Ｅ）で残すこととする。なお、総合評価落札方式技術提案履行不能協議書（様式－Ｅ）に記載する「４．工事完成までの取り扱い」欄については、受注者が提案する場合は、監督員が提案内容を確認し問題がなければ承諾をすることとし、受注者が提案しない場合は、監督員が指示する内容を記載することとする。受注者は、その協議書に基づき履行するものとする。

オ．技術提案型の技術提案履行の確認

監督員は、施工中適宜、協議書類等に基づき技術提案内容が履行されたかどうかを判断し、発注者及び受注者で総合評価落札方式技術提案履行確認書（施工時）（様式－Ｂ、以下、履行確認書）を取り交わす。不履行項目があった場合は、受注者と協議し、手直し・再施工が可能なものについてはその施工をさせる。手直し・再施工が不可能な場合は、発注者及び受注者で履行確認書において当該項目を不履行として確認を行う。（技術提案内容が工事完成後に不可視となる部分は、現地確認が可能な段階で履行確認を行うこととする。）

また、総合評価落札方式技術提案履行不能協議書（様式－Ｅ）が作成された場合は、その協議書に基づき履行確認を行うこととする。

完成検査においては、検査員が、発注者及び受注者で施工時に取り交わした総合評価落札方式技術提案履行確認協議書（様式－Ａ）及び全ての履行確認書の内容を確認し、必要に応じて完成図書及び現場で確認できるものについては再度確認を行い、総

合評価落札方式技術提案履行確認書（検査時）（様式－Ｃ）を２部作成し、検査員、監督員及び現場代理人が署名し、発注者及び受注者の双方が１部ずつ保管する。

なお、技術提案に基づき実施された事項については、工事成績評定の対象としない。

カ．技術提案型の技術提案履行確定の通知

発注者は、完成検査で確認した事項に基づき総合評価落札方式技術提案履行確定通知書（様式－Ｄ）を作成し、工事成績通知と併せて、受注者に送付する。

なお、総合評価落札方式技術提案履行確定通知書（様式－Ｄ）において不履行となった項目がある場合、「３．その他留意事項について（５）評価内容の担保と不履行の場合における措置」の規定のとおり扱うこととなる。

【建設発生土処分場】（100m³以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する）

評価内容	配点	評価基準
自主的な建設発生土の処分場の確保	1	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している＝1点

当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。なお、処分費以外の施工現場から処分場までの運搬に要する費用については設計変更の対象とする。

入札参加者は、自主的な建設発生土の処分場リストを評価項目算定申告書（様式５）へ記載し提出すること。（提出確認資料を添付。）

提出確認資料

・当該施工現場から処分場までの運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書

※施工能力評価型に【建設発生土処分場】のみを評価項目に追加し、技術提案書の提出を求める【技術提案】を採用しない場合は、技術提案型ではなく施工能力評価型として入札を実施することとする。

※評価項目【建設発生土処分場】は、入札参加者からの提案事項（技術提案）であるが、入札時の申告は技術提案書ではなく総合評価落札方式による評価項目算定申告書（様式５）によることとする。また、契約時は申告された内容を別紙　総合評価落札方式による申告事項に係る特記仕様書（様式－特約２）へ記載する。

※自主的な建設発生土の処分場を確保していると申告した者が受注した場合、工事完成検査において、当該工事で発生した建設発生土を申告した土地に搬出していることを、建設発生土受入承諾書の写し及び処理状況の写真等により確認する。確認の結果、申告した内容の履行がない場合は、「３．その他留意事項について　（５）評価内容の担保と不履行の場合における措置」の規定のとおり扱う。ただし、施工中における現場条件の変化により建設発生土の現場外搬出（仮置き場への搬出を除く）を行わなくなった場合、申告内容が不履行となっても減点の規定を適用しない。

※申告した内容の履行がないにも関わらず履行不能協議がされずに工事が完成し、施工現場から実際の搬出先までの運搬等に要する費用が契約した施工現場から申告した処分場までの運搬に要する費用より少ない場合、発注者は受注者に対して差額に相当する金額を請求することがある。また、履行がないことに対して虚偽資料を提出する、又は隠蔽する等悪質性が認められる場合は鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成 11 年告示第 148 号）第３条　別表第１第３項「契約違反」により資格停止措置を行うことがある。

３．その他の留意事項について

（１）低入札価格調査制度の適用

総合評価落札方式においては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の２及び鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱（平成 11 年鈴鹿市告示第 22 号）に規定の低入札価格調査制度を適用する。

低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、「鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱（平成 11 年鈴鹿市告示第 22 号)」及び「鈴鹿市低入札価格調査マニュアル」に基づく低入札価格調査後に落札者を決定する。

落札候補者の入札価格及び工事費内訳書について、「鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱（平成 11 年鈴鹿市告示第 22 号)」に規定する「第７条（工事費内訳書の確認)」及び「別表第３（第７条関係)」を満足しない場合は失格となる。それ以外の場合は、鈴鹿市低入札価格調査マニュアルに基づく調査を行い、同マニュアルに規定する見積内訳等の検討に係る判断基準について１つでも満足しない場合は失格となる。

低入札価格調査基準価格を下回り契約をする場合は、契約保証金及び技術者の配置について制限又は追加条件がある。

なお、低入札価格調査基準価格、失格基準価格については、「鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱（平成 11 年鈴鹿市告示第 22 号)」において規定された算出式により算出する。

（２）配置予定技術者について

① 一人の総合評価落札方式案件に配置予定の主任（監理）技術者を配置技術者の専任が必要な工事（入札額から必要と見込まれる工事）を含む複数工事に配置予定として入札参加する場合

複数の総合評価落札方式案件又は総合評価落札方式案件とそれ以外の案件へ、同一の技術者を配置予定の主任（監理）技術者として入札参加ができるものとする。

○同一技術者が複数工事の兼務を希望する場合

評価項目算定資料届出書の提出時に、「鈴鹿市における配置（予定）技術者の兼務に関する取扱い」に基づき配置予定届出書（様式Ａ－１又はＡ－２）を添付するものとする。

技術者の兼務には条件があるため、当該技術者が現場代理人を兼務予定である又は入札した金額が低入札である等、複数案件の落札候補者となったが同じ技術者を配置予定の主任（監理）技術者として兼務が認められない場合がある。兼務が認められない

場合又は配置予定届出書（様式Ａ－１又はＡ－２）が提出されていない場合は、下記「同一技術者の複数工事の兼務を希望しない場合」と同様の扱いとする。

※　発注者は、配置予定の主任（監理）技術者の兼務の可否についての判断を開札後に行うものとする。入札書提出時に、具体的な配置予定の主任（監理）技術者の兼務の可否について問い合わせがあっても回答しない。

○同一技術者の複数工事の兼務を希望しない場合

評価項目算定資料届出書の提出時に、「鈴鹿市における配置（予定）技術者の兼務に関する取扱い」に基づく配置予定届出書（様式Ａ－１又はＡ－２）の添付は必要ない。既に評価された配置予定の主任（監理）技術者の変更は認めないものとし、複数工事の落札候補者となった場合、開札予定時間の最も早い一つの案件を配置予定の主任（監理）技術者とし、それ以外の案件は申告があった技術者が配置出来ないとして失格とする。

○入札書及び評価項目算定申告書を提出後、開札までに配置予定の主任（監理）技術者が他工事（鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局以外の発注工事を含む、以下同じ。）に配置された場合

同一技術者の他工事との兼務を希望する場合、直ちに「鈴鹿市における配置（予定）技術者の兼務に関する取扱い」に基づき配置予定届出書（様式Ａ－１又はＡ－２）を提出するものとする。

当該技術者が現場代理人を兼務予定の場合、他工事が低入札であった等で技術者の兼務が認められない場合又は技術者の兼務を希望しない場合は、直ちに参加資格喪失届（様式９）を提出するものとする。なお、参加資格喪失届（様式９）が提出された場合は当該入札を無効とする。

参加資格喪失届（様式９）の提出がなく開札が行われ落札候補者となった場合は、既に評価された配置予定の主任（監理）技術者の変更は認めないものとし、申告された技術者の配置が出来ない場合は当該入札を失格とする。また、この場合は、他工事と当該入札が同一日に開札があった等参加資格喪失届（様式９）の提出が困難である場合を除き、状況により市発注工事の入札に関して著しく信頼関係を損なう行為を行ったと判断することがあり、鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成 11 年告示第 148 号）第３条　別表第２第５項第２号「不正又は不誠実な行為」により資格停止措置を行うことがある。

②　入札書及び評価項目算定申告書を提出後の配置予定の主任（監理）技術者の変更

配置予定の主任（監理）技術者又は契約後に配置した主任（監理）技術者の変更は原則認めない。

ただし、入札書及び評価項目算定申告書を提出後、配置予定の主任（監理）技術者の死

亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の真にやむを得ない理由により当該工事に配置できなくなった場合、当初の配置予定の主任（監理）技術者と同等以上の技術能力（評価項目算定資料申告書で評価した評価点数以上）を有する者を代わりに配置する場合に限り配置予定の主任（監理）技術者の変更を認めることとする。

また、配置予定の主任（監理）技術者の変更が認められず当該工事に配置できなくなった場合、入札参加者は直ちに参加資格喪失届（様式９）を提出するものとする。参加資格喪失届（様式９）が提出された場合は、当該入札を無効とする。

なお、契約後に配置した主任（監理）技術者の変更について、変更契約により請負金額に変更があり技術者の専任性が生じた場合を含め、やむを得ない理由により変更する場合は、変更後の技術者が、入札時の評価項目による変更前の配置予定技術者の評価点を満たさない場合は、「３．その他留意事項について　（５）評価内容の担保と不履行の場合における措置」の規定のとおり扱う。

※　現場代理人についても同様に扱うこととする。配置予定の現場代理人又は契約後に配置した現場代理人が評価項目「担い手育成」にて評価の対象となっていない場合（現場代理人による評価点数がない場合）又は評価の対象となっているが評価項目算定資料申告書で評価した評価点数以上を有する者を代わりに配置する場合に限り変更を認めることとする。変更後の現場代理人が、入札時の評価項目による変更前の配置予定技術者の評価点を満たさない場合は、「３．その他留意事項について　（５）評価内容の担保と不履行の場合における措置」の規定のとおり扱う。

提出確認資料

入札参加者は直ちに変更後の評価項目算定申告書（様式３）及び変更理由を証明する書類（証明する書類がない場合は入札参加者が理由を説明する文書（任意様式））を再提出するものとする。

※　再提出された評価項目算定申告書（様式３）による評価点数の再計算は行わない（変更前の配置予定技術者による評価点数のままとする）。

③　低入札価格調査基準価格未満での金額による契約時の専任の担当技術者

低入札価格調査基準価格未満の入札金額により落札候補者となった場合は、発注者が指定する期日までに配置する専任の担当技術者届出書（様式 10）を提出するものとする。ただし、主任（監理）技術者、専任の担当技術者及び現場代理人は、それぞれの兼務は認められない。

入札時に配置予定の主任（監理）技術者が現場代理人を兼務予定であった場合、現場代理人を別の者に変更し、提出する担当技術者届出書（様式 10）へ変更した配置予定の現場代理人を記載すること。

また、低入札価格調査基準価格未満の金額により契約を締結する場合は、専任の担当技

術者を主任技術者（監理技術者）及び現場代理人等通知書へ記載するとともに、コリンズへ担当技術者として登録すること。

なお、専任の担当技術者の変更は、当該工事の主任（監理）技術者の途中交代に関する取扱いと同様とする。

（３）評価項目等の公表

手続きの透明性・公平性を確保するため、評価項目・評価基準及び落札者の決定方法については、予め入札公告において明らかにしておくこと。また、技術提案型を実施する場合には、ヒアリング実施の有無を予め入札公告において明らかにしておくこと。

なお、評価項目・評価基準及び落札者の決定方法について、特別な事由がある場合には本ガイドラインによらず試行・変更することができるものとし、また、発注工事毎に追加・変更することができるものとする。その場合は、入札公告において評価項目・評価基準及び落札者の決定方法を明らかにし、入札公告による内容が本ガイドラインと相違がある場合には入札公告による内容が優先するものとする。

（４）入札結果及び評価結果の公表

総合評価における入札（開札）結果等及び入札者の提示した技術提案等の評価については、落札者（落札候補者）決定後、速やかに、以下の事項を公表する。

① 入札者名（商号又は名称）
② 各入札者の入札価格
③ 各入札者の価格点（価格評価点）
④ 各入札者の価格以外の評価点（技術評価点）
⑤ 各入札者の総合評価点（評価値）
⑥ 各入札者の価格以外の評価点の内訳明細（技術評価点内訳表）

※価格以外の評価点の内訳明細は、評価項目の各項目単位の評価点を公表する。
（技術提案の提案項目毎の評価点、及び各委員の評価点数表については公表対象外）

（５）評価内容の担保と不履行の場合における措置

受注者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について、履行確認が必要なものについては、別紙　総合評価落札方式による申告事項に係る特記仕様書（様式－特約２）として契約書へ綴じることとし、受注者は履行しなければならない。また、発注者は、当該工事の監督・検査にあたり、申告内容を満たしていることの確認を行う。

また、受注者の「技術提案等」については、技術審査会にて当該工事において採用するべきであると判断されものについて、提案内容を担保するために別紙　総合評価落札方式に伴う技術提案に関する特記仕様書（様式－特約３）として総合評価落札方式に伴う技術

提案の取扱い（様式－特約１）と共に契約書へ綴じることとし、受注者は履行しなければならない。また、発注者は、当該工事の監督・検査にあたり、提案内容を満たしていることの確認を行う。

それぞれの特記仕様書に記載された内容の履行確認により受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合場合、又は入札時に評価項目算定申告書にて申告した内容のうち配置予定技術者の項目で評価した主任（監理）技術者又は現場代理人に変更があり入札時に評価した価格以外の評価点を満たさなくなった場合は、その該当する評価項目を不履行とし、当該受注者が以降参加する総合評価落札方式による入札における総合評価点の減点等の措置を課するものとする。

また、発注者は減点することを決定した場合、自社施工、建設キャリアアップシステム、地元業者施工率、建設発生土処分場等に係る履行確定通知書（様式８）へ減点数、減点が適用される期間及び減点の原因となった事実を記載し受注者に通知する。

ただし、契約締結後に発注者から工法又は仕様の変更を指示し、このことを原因として受注者が特記仕様書に記載された内容の履行が不可能となった場合又は評価項目算定申告書により申告した内容に変更が生じる場合の対応は受発注者の協議により決定する。

減点等の措置の内容は以下のとおりとする。

① 工事完成認定日の翌日から翌年度末までの間に公告が行われるすべての総合評価落札方式の入札において、工事１件当たり、自社施工、建設キャリアアップシステム又は地元業者施工率等の施工能力評価に係る項目の不履行については「５点」、技術提案（建設発生土処分場を含む）に係る不履行については「10 点」を、当該入札参加者の総合評価点の合計値からそれぞれ減点するものとする。

② 複数の工事で不履行があった場合は、その減点は累積する（最大上限なし）。

③ 特定ＪＶが受注した工事において不履行の場合における措置が課される場合、各構成員に対して評価を減点するものとする。

④ 特定ＪＶとして入札参加をする際に、当該特定ＪＶの構成員に減点となる構成員を含む場合は、当該特定ＪＶに対して減点となる。また、当該特定ＪＶの各構成員にそれぞれ別の不履行工事があった場合は、その減点は累積するが、これまでの特定ＪＶの構成員であった同一の不履行工事を基とする場合は重複して減点はしない。

※監督員は、工事着手に当たり技術提案及び申告事項に関する仕様を十分に把握し、工事施工において、技術提案や申告事項が安易に未達成になることがないよう受注者と協議すること。技術提案や申告事項の不履行については不履行の場合における措置を科すことを考慮し、技術提案や申告事項に関する履行確認は確実に実施することが必要である。このことを考慮に入れ、上記の協議を確実に実施し、工事実施後の履行確認が適切に実施できるように努める。

※申告した内容の履行がなかった場合のうち、入札時に提出した申告書を故意に虚偽の記

載をするなど悪質性が認められる場合、又は故意は認められないが有資格業者（入札参加者）の責任を問うことが適当と認められる場合は、鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成 11 年告示第 148 号）第３条　別表第１第１項「虚偽記載」により資格停止措置を行う。また、契約の相手方として不適当であると認められる場合は、別表第１第３項「契約違反」により資格停止措置を行う。

※入札参加者は、入札書及び評価項目算定申告書を提出後に、同日の開札予定時間が早いものを含め他工事を受注した等のやむを得ない理由により、評価項目算定申告書にて申告した内容が履行できなくなった場合は入札を辞退することができる。ただし、落札決定後は、同様の理由により契約辞退があった場合は、鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成 11 年告示第 148 号）第３条　別表第２第５項第２号「不正又は不誠実な行為」により資格停止措置を行う。契約締結後は、他工事を受注した等の理由による当該工事の工期延長並びに不履行及び遅延は認められない。

※契約後の主任（監理）技術者又は現場代理人について、変更契約により請負金額に変更があり技術者の専任性が生じた場合を含め、やむを得ない理由により変更する場合は、変更後の主任（監理）技術者又は現場代理人が入札時の評価項目による変更前の配置予定技術者の評価点を満たさない場合は、入札時に評価した価格以外の評価点に変更が生じることから、当該工事の工事完成認定日の翌日から翌年度末までの間に公告が行われるすべての総合評価落札方式の入札において５点を当該入札参加者の総合評価点の合計から減点するものとする。

〔経過措置〕

令和９年３月 31 日までに入札の公告を行う工事について、本項に規定する不履行の場合における措置を課すこととなった場合は、本項①に規定する総合評価点の合計値から減点する期間を工事完成認定日の翌日から６か月間とする。

また、従前の総合評価落札方式による入札における評価点の減点措置は、措置の原因となった工事が完成するまでの間に本ガイドラインにより実施される総合評価落札方式による入札においても適用することとする。

（６）自社施工、地元業者施工率、建設発生土処分場の履行状況確認及び建設キャリアアップシステムの運用実績確認について

自社施工、地元業者施工率、建設発生土処分場の履行状況確認は、工事施工中及び完成検査時に実施する。

受注者が建設キャリアアップシステムを今回の工事から運用開始すると申告した場合における運用実績が確認できる資料は、現場着手日から１か月以内に工事打合せ簿に添付して監督員へ提出する。

技術監理契約課長は、自社施工、地元業者施工率、建設発生土処分場の履行状況及び建設キャリアアップシステムの運用実績状況について確認した結果を、自社施工、建設キャ

リアアップシステム、地元業者施工率、建設発生土処分場等に係る履行確定通知書（様式８）により、工事成績通知と併せて受注者に通知する。

なお、当該工事において、入札時に申告がなかった等これらの確認を要しない場合は、本項に定める通知を行わない。

また、上記の履行確認の結果、不履行となった項目がある場合、「３．その他留意事項について（５）評価内容の担保と不履行の場合の措置」の規定のとおり扱うこととなる。

（７）入札公告手続き

入札公告手続きは、鈴鹿市Ｗｅｂサイトにおいて一般競争入札に関する共通事項を公表し、工事発注案件ごとに、電子入札による入札の場合は入札情報システム上（電子入札による入札以外の場合は、鈴鹿市Ｗｅｂサイト上）で個別事項を公告する。総合評価落札方式を適用する工事については、工事発注案件ごとの個別事項に関する公告において次の事項を公告することとする。

〔公告事項〕

① 工事概要
② 参加資格に関する事項
③ 総合評価落札方式に関する事項
④ 評価項目、評価基準、得点配分の設定
⑤ 特殊工種、特殊機械（指定がある場合のみ）
⑥ 評価値の算出
⑦ 提出資料
⑧ 同種工事、類似工事（指定がある場合のみ）
⑨ ヒアリングの実施有無及び実施予定日
⑩ 評価方法及び落札者決定方法
⑪ 提案内容の履行
⑫ 提出資料の取扱い
⑬ 入札結果の公表、入札結果等に対する質問
⑭ 設計図書等に関する事項
⑮ 入札に関する事項
⑯ 予定価格、低入札価格調査基準価格、失格基準価格
⑰ その他

（８）情報公開

情報公開請求があった場合の取扱いは、「鈴鹿市情報公開条例及び鈴鹿市情報公開条例施行規則」によるものとする。なお、入札参加者から提出された技術資料は公表しないものとする。

なお、発注者は、技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること。

また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない等、その取扱いに留意すること。

ただし、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく鈴鹿市が発注する工事に無償で使用できるものとする。

なお、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

（９）評価結果に対する質問等

入札参加者は、公表された自らの総合評価点や価格以外の評価点（技術提案の提案項目毎の評価点に関する質問は除く）に対して書面により質問することができる。また、入札及び契約に係る苦情申立については、「鈴鹿市公共工事における入札・契約の過程に係る苦情処理要領」によるものとする。

なお、他社の評価結果についての質問には応じない。

(10) 提出資料の留意事項

総合評価落札方式に係る評価項目算定申告書及び添付資料等の申請された提出資料の内容について、添付資料の確認・審査等の結果、申請内容と異なる評価を行う場合がある。この場合、下方評価はするが上方評価は行わない。確認・審査等は、提出資料のみで行うため、記載漏れや添付漏れがないように注意すること。

(11)　特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合の評価項目

発注形態が特定建設工事共同企業体の場合、評価項目の運用については次頁の表のとおりとする。なお、評価項目以外の運用については本ガイドラインの該当項目を適用して行うものとする。

評価項目		評価の対象		備考
		代表者	構成員	
施工能力	工事成績	○	○	※工事成績による評価の場合、全ての構成員（代表構成員含む）の対象となる工事成績評定点のうち申告された工事成績評定点から計算値を算出する。 【計算例1】A・BJVで、A（80点、73点、70点）、B（72点、68点）の場合：（80+73+70+72+68+70）÷6＝72点（小数点以下切捨） 【計算例2】A・BJVで、A（80点、73点、70点）、B（工事成績無し）の場合：（80+73+70+70）÷4＝73点（小数点以下切捨） ※総合評定値による評価の場合、代表者の経審の総合評定値(P)により評価する。
	企業実績	○	○	
	自社施工	○	○	いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。 自社作業員は、市内本店業者の3か月以上の常勤雇用が確認できる者を評価の対象とする。
	災害時の事業継続力	○	○	全ての構成員の事業継続計画の認定・登録があれば加点する。
配置予定技術者	工事実績	○		
	資格保有	○		
	担い手育成	○		
	継続教育（CPD）	○		
手持工事量	手持工事量	○	○	※請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数(ア)／同業種に係る1級技術者数(イ) 【計算例】A・BJVで、A（ア3件、イ7人）、B（ア0件、イ8人）の場合：（3+0）÷（7+8）＝0.2 ※同業種公共工事件数は、構成員毎に1級技術者10名いれば1件を差し引く。 【計算例】A・BJVで、A（ア3件、イ10人）、B（ア1件、イ8人）の場合：（（3−1）+1）÷（10+8）＝0.166
労働環境	労働環境	○		
	建設キャリアアップシステム	○		
社会貢献	障がい者雇用	○		
	防災協定	○		
	環境マネジメントシステム	○		
	職場環境	○		
	若手技術者の確保	○		
	ボランティア活動	○		
地域貢献	地域維持型維持修繕業務委託の実績	○	○	全ての構成員に実績があれば、実績ありとする。
	本店所在地	○		
	地元業者施工率	○	○	構成員に市外本店業者を含む場合、元請の工事価格のうち元請が施工する予定の部分に対応する金額を出資比率により按分し、市外本店業者に相当する金額を評価の対象としない。

(12) 手続きの流れ

手続きの流れは、標準的なものについて次のとおりとなる。ただし、実際の日程について定めるものではない。

実際の手続きに関する日程は、工事発注毎に個別事項を公告する。

落札決定・評価点公表（低入札価格調査の実施通知）については、工事発注毎に評価点の集計が完了し、落札者（落札候補者）の決定後に行うこととなり、開札から数日後となることがある。

開札した後に、それぞれ入札参加者の入札価格に基づき価格点を算出し、その価格点と価格以外の評価点を合算し総合評価点を算出する。その価格点、価格以外の評価点及び総合評価点は、電子入札による入札の場合は入札情報システム上（電子入札による入札以外の場合は、鈴鹿市Ｗｅｂサイト上）で公表する。

総合評価点が最も高い落札候補者の参加資格確認（事後審査）を行い、審査結果に問題がなければ落札者を決定する。

落札者の決定を行い、落札した企業には落札決定通知書を送付し、入札結果は、電子入札による入札の場合は入札情報システム上（電子入札による入札以外の場合は、鈴鹿市Ｗｅｂサイト上）で公表する。

〔学識経験者の意見聴取〕

総合評価落札方式による入札の実施について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の２、及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の４により落札者決定基準を定めようとするときは、予め二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされている。当該意見聴取時において、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見聴取が必要との意見があったときは再度の意見聴取が必要となる。

鈴鹿市では、この意見聴取を基本的に三重県公共工事等総合評価意見聴取会（以下「意見聴取会」という。）にて行うこととする。

工事担当者及び入札担当者は、意見聴取会にて工事概要とその特性に合わせた評価項目の設定根拠を説明する。

学識経験者への意見聴取項目は，次のとおりとする。

① 総合評価落札方式による適否と評価項目・評価基準に関すること

② 落札者の決定に関すること（１回目の意見聴取会にて不要と判断された場合を除く）

【施工能力評価型】

	日	月	火	水	木	金	土
		（評価項目・落札者決定基準案等の作成）					
1週目					【執行部会】 工事発注提案締切		
2週目			【三重県】 意見聴取会依頼		【執行部会】 工事発注審議		
3週目							
4週目			【三重県】 意見聴取会				
5週目		【技術監理契約課】 工事入札公告依頼締切				【技術監理契約課】 工事入札公告	
6週目		質問受付期間					
7週目		質問受付期間				質問回答期間	
8週目		質問回答期間	入札書・評価項目算定申告書・添付資料等　提出				
9週目		提出締切		開札	【技術監理契約課】 評価点算出		
10週目		【技術監理契約課】 落札候補者選定	【三重県】 意見聴取会 （落札者決定のための意見聴取）	落札決定 評価点公表			

【技術提案型】

	日	月	火	水	木	金	土
		（評価項目・落札者決定基準案等の作成）					
1週目					【執行部会】 工事発注提案締切		
2週目			【三重県】 意見聴取会依頼		【執行部会】 工事発注審議 技術審査会設置		
3週目							
4週目			【三重県】 意見聴取会				
5週目		【技術監理契約課】 工事入札公告依頼締切				【技術監理契約課】 工事入札公告	
6週目		質問受付期間					
7週目		質問受付期間				質問回答期間	
8週目		質問回答期間	入札書・評価項目算定申告書・技術提案書・添付資料等　提出				
9週目		提出締切			【技術審査会】 技術提案書採点 （ヒアリング）		
10週目				開札	【技術監理契約課】 評価点算出		
11週目		【技術監理契約課】 落札候補者選定	【三重県】 意見聴取会 （落札者決定のための意見聴取）	落札決定 評価点公表			

【低入札価格調査】

	日	月	火	水	木	金	土
9週目 10週目		(総合評価開札週)		開札	【技術監理契約課】 評価点算出		
10週目 11週目		落札候補者決定 評価点公表 (低入調査通知)			【技術監理契約課】 低入札価格調査 資料提出締切 【執行部会】 専門部会設置提案締切		
11週目 12週目			(工事発注課) 低入札価格調査期間		【執行部会】 専門部会設置 審議		
12週目 13週目					【専門部会】 低入調査結果 報告締切		
13週目 14週目					【専門部会】 低入調査結果 審議		
14週目 15週目					【執行部会】 専門部会結果 報告締切		
15週目 16週目					【執行部会】 専門部会結果 審議		
15週目 16週目			【三重県】 意見聴取会 (落札者決定のための意見聴取)	落札決定			

※工事発注課は、請負工事等執行部会への工事発注提案時に総合評価落札方式の形式、評価項目、特殊工種及び特殊機械の指定の有無、その他の提案事項（発注工事により個別に評価の対象とする工事実績、資格等がある場合はこちらへ記載する）等を記載した工事執行部会審査資料を技術監理契約課へ提出すること。

※意見聴取会は三重県が定める日程・請負工事等執行部会は技術監理契約課で予め定めた日程によるため、実際は上記日程が延びる場合がある。また、工事規模などにより公告期間（見積期間）を延長する場合があるほか、開札後に落札決定（低入札価格調査実施の決定）に数日かかる場合もあるため、上図はあくまで参考として、工事発注課は実際の日程を事前に技術監理契約課と協議すること。

※意見聴取会における落札者決定基準の意見聴取と、請負工事等執行部会における工事契約の審査は、どちらも諮った内容に変更があった場合、再度、それぞれ意見聴取と審査をやり直す必要がある。よって、先に請負工事等執行部会にて工事契約の承認を得て工事内容と落札者決定基準を市として確定した上で、後に意見聴取会を受けるという順番を基本とする。

※低入札価格調査の結果、調査対象の企業が失格となった場合、入札参加者のうち次順位の企業を落札候補者とし再度事後審査する。低入札価格調査が必要となれば、同様の手順で調査する。

4. 評価項目一覧

評価項目一覧

【評価項目（施工能力評価型）】

令和8年4月1日施行

評価内容			配点 土木一式	配点 舗装	配点 割合(土木)	小計(土木)	割合(土木)	評価基準	確認資料（確認資料は書類の写しの提出を認める）	
施工能力	工事成績	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上（舗装工事は500万円以上）の同業種工事の工事成績又は経営事項審査の総合評定値（P）	10	10	18.2%	22	40.0%	【工事成績】 計算値＝(n件の評定点の合計+70)／(n+1)（小数点以下切捨） 同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数(n)の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値（小数点以下切捨）をる配点表により換算した評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。 【総合評定値】 評価点＝(総合評定値(P)―900)÷50（小数点以下切捨） 実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値（P）の値から900点を差し引き50で除した値（小数点以下切捨）を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。 計算値 / 評価点 / 例 80点以上 / 10 / 実績85点×2件で(85×2+70)/3＝80点 79点 / 9 / 実績82点×3件で(82×3+70)/4＝79点 78点 / 8 77点 / 7 76点 / 6 75点 / 5 74点 / 4 73点 / 3 72点 / 2 / 総合評定値(P)1000点以上(経審上限) 71点 / 1 / 総合評定値(P) 950点以上 70点以下 / 0 / 総合評定値(P) 950点未満	入札参加者	工事成績評定通知書・経営規模等評価結果通知書
	企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上（舗装工事は500万円以上）の同業種公共工事の実績	2	2	3.6%			【企業実績】実績1件あり＝2点 同業種公共工事の元請又はJV構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。	入札参加者	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
	自社施工	入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、3項目（【元請施工】として自社施工する工種、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械）を、それぞれ申告した内容を評価	8	9	14.6%			【元請施工】 （発注する工事に特殊工種がない場合）該当する指定工種を元請のみで施工＝4点、該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつB等級以下）で施工＝3点、それ以外の施工＝0点 （発注する工事に特殊工種がある場合）該当する指定工種を元請のみで施工＝4点、該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつB等級以下）で施工＝3点、それ以外の施工＝0点、特殊工種を元請のみで施工＝1点加算 評価対象となる指定工種は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊工種は入札公告時に発注者が明示する。（入札公告と同時に掲載する評価項目一覧に別紙として添付。） 評価の対象とする下請の「B等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のB等級以下に格付された者とする。	入札参加者	申告書(様式)―契約時に特記仕様書とする 提出する確認資料なし ※履行確認あり
								【施工班体制】 （発注する工事に特殊工種がない場合）元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工＝2点、それ以外の施工＝0点 （発注する工事に特殊工種がある場合）元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工＝1点、それ以外の施工＝0点 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札(開札)日において3か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。	入札参加者	申告書(様式)―契約時に特記仕様書とする 当該工事に従事する予定の元請作業員の常勤雇用が確認できる書類 ※履行確認あり
								【使用機械】特殊機械及び別途規定する指定機械のうち、当該工事の施工に使用する建設機械について （発注する工事に特殊工種がない場合）指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース＝2点（舗装工事の場合、3点）、それ以外の施工＝0点 （発注する工事に特殊工種がある場合）指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース＝1点（舗装工事の場合、2点）、それ以外の施工＝0点、特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース＝1点加算 ファイナンスリース以外のリース（賃貸借）契約は評価の対象としない。 工事毎に評価対象とする特殊機械は、入札公告時に発注者が明示する。（入札公告と同時に掲載する評価項目一覧に別添として添付。）	入札参加者	申告書(様式)―契約時に特記仕様書とする 建設機械を所有していることが確認できる書類、建設機械の写真 ※履行確認あり
	災害時の事業継続力	建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況	2		3.6%			【事業継続計画の策定】 中部地方整備局「災害時の事業継続計画を備えている建設会社」として認定されている、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設BCP登録制度）」へ登録している＝2点 中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」にて、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として認定されている場合、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設BCP登録制度）」に登録されている場合に評価する。重複する場合にはどちらか一方のみを評価する。	入札参加者	中部地方整備局から交付された認定証又は三重県から発行された登録確認証
配置予定技術者	工事実績	配置予定の主任（監理）技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上（舗装工事は500万円以上）の主任（監理）技術者として従事した同業種公共工事の実績	2	2	3.6%	10	18.2%	【工事実績】実績1件あり＝2点 評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。	入札参加者	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
	資格保有	配置予定の主任（監理）技術者の資格保有状況	2	3	3.6%			【資格保有】 １級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により、別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している)＝2点（舗装工事の場合、1点） （舗装工事の場合、以下を評価項目に追加） １級舗装施工管理技術者＝2点、2級舗装施工管理技術者＝1点 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、1級国家資格者（建設業法による1級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。	入札参加者	配置予定の主任（監理）技術者の資格証
	担い手育成	配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	4	4	7.4%			【担い手育成】以下の基準に該当あり＝1項目につき2点(2項目4点まで) 主任（監理）技術者が満39歳以下又は女性の場合　＝2点 現場代理人が満39歳以下又は女性の場合(主任（監理）技術者が兼務する場合は評価しない)＝2点 配置する技術者等は、入札(開札)日において、3か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。	入札参加者	配置予定技術者等の年齢を確認できる書類
	継続教育(CPD)	配置予定の主任（監理）技術者のCPD(継続教育制度)取組実績	2	2	3.6%			【継続教育(CPD)】 各団体設定の1年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合＝2点 各団体設定の1年間推奨（目標）単位の1/2以上の単位取得がある場合＝1点 前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の1年間において、建設系CPD協議会又は建築CPD運営会議等の加盟団体のうちいずれか1団体が証明又は認定した合計取得単位数（相互承認を受けたCPD単位を含む）が、当該団体の1年間の推奨単位以上ある場合に評価する。1年間の推奨単位を設定していない団体のCPD単位は評価の対象としない。	入札参加者	各団体が発行するCPD実績証明書等
手持工事量	手持工事量	同業種に係る1級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率	6	6	10.9%	6	10.9%	【手持工事量】請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数／同業種に係る1級技術者数 0＝手持工事量のとき6点 0＜手持工事量≦0.13のとき4点 0.13＜手持工事量≦0.23のとき2点 0.23＜手持工事量≦0.33のとき1点 0.33＜手持工事量のとき0点　　1級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を1件差し引く。 一級技術者(A) / 1件 1/A / 得点 / 2件 2/A / 得点 / 3件 3/A / 得点 10 人 / 0 / 6 / 0.1 / 4 / 0.2 / 2 9 / 0.111 / 4 / 0.222 / 2 / 0.333 / 0 8 / 0.125 / 4 / 0.25 / 1 / 0.375 / 0 7 / 0.142 / 2 / 0.285 / 1 / 0.428 / 0 6 / 0.166 / 2 / 0.333 / 0 / 0.5 / 0 5 / 0.2 / 2 / 0.4 / 0 / 0.6 / 0 対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。 ①公告日において、元請又はJV構成員（出資比率20%以上に限る。）として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事 ②開札予定時刻において、元請又はJV構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事 ③開札予定時刻において、元請又はJV構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事※手持ち0件の場合、技術者数に限らず　6点	発注者	提出する確認資料なし （発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する）コリンズ・経営規模等評価結果通知書
労働環境	労働環境	労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している	2	2	3.6%	5	9.1%	【労働安全衛生マネジメント認証】取得している＝2点 次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。 ISO45001／JISQ45100／JISHA適格OSHMS／COHSMOS	入札参加者	評価証・適合証明書等
	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムを導入している	3	3	5.5%			【建設キャリアアップシステムの導入】建設キャリアアップシステムを導入している＝3点 事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。	入札参加者	登録完了・現場運用確認資料
社会貢献								アー～クのうち該当する実績(認証取得)がある＝1項目につき2点(最大10点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した5項目により評価する。		
	障がい者雇用	ア. 障がい者雇用の有無	10	10	18.2%	10	18.2%	障がい者雇用あり＝2点 障害者雇用促進法により義務つけられている企業は、法定雇用を達成していること。	入札参加者	障害者雇用状況報告書・障害者手帳・常勤雇用確認資料
		イ. 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定）の認証の取得の有無						障害者雇用優良中小企業主として認定あり＝2点	入札参加者	認定通知書
	防災協定	ウ. 鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結の有無						鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結あり＝2点	入札参加者	防災協定書
	環境マネジメントシステム	エ. ISO14001、M-EMS（ステップ2又はステップ1）のいずれかの認証取得の有無						ISO、M-EMSの認証取得あり＝2点	入札参加者	登録証等
	職場環境	オ. 職場環境の向上のために、労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定の有無						厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定あり＝2点	入札参加者	認定証等
		カ. 「みえの働き方改革推進企業登録制度」の登録の有無						みえの働き方改革推進企業登録制度への登録あり＝2点	入札参加者	登録証等
	若手技術者の確保	キ. 「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録の有無						「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録あり＝2点 当該工事の入札に参加する者が、三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること	入札参加者	Webページの写し
	ボランティア活動	ク. ボランティア活動の実施						直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について2回以上参加又は実施した実績がある場合 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ2回以上参加＝2点 三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を2回以上実施＝1点 評価の対象となる活動は、鈴鹿市が主催する総合防災訓練若しくは地域地震防災訓練へ参加した実績、又は三重県の「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」へ登録し実施した活動若しくは鈴鹿市の廃棄物対策課が行うボランティア清掃活動支援を受け実施した活動とする。	入札参加者	制度登録が確認できるWebページ等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等
地域貢献	地域維持型維持修繕業務委託の実績	直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績	2	2	3.6%	2	3.6%	【地域維持型維持修繕業務委託の実績】実績あり＝2点 当該工事の入札に参加する者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したJVの構成員である場合に評価する。	入札参加者	契約書
	本店所在地	本店所在地 （市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（JV）が入札参加できる場合に追加する。）	(2)	(2)				【本店所在地】市内に本店を有する＝2点 本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。JVの場合、代表者を評価対象とする。	発注者	提出する確認資料なし （登録状況確認）
	地元業者施工率	入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合 （市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（JV）が入札参加できる場合に追加する。）	(3)	(3)				【地元業者施工率】市内本店業者（元請及び1次下請）にて施工する割合が80%以上=3点 地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び1次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、1次下請による請負金額を評価の対象とする。 契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。 2次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該1次下請の下請負金額の全額を対象としない。	入札参加者	申告書(様式)―契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり
合計			55	55	100%	55	100%			

【技術提案】

技術提案	技術提案	工事を行う上での留意点等の提案内容を評価	40～60	40～60				施工能力評価型の配点に加えて、発注者が示した提案項目及び課題・テーマ(2～3項目)に対し技術提案書(必要に応じて補足資料)を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。ただし、特に重要な課題がある場合は、傾斜配点又は失格基準を設定することができる。(ヒアリングを実施することも可能)	入札参加者	技術提案書（様式）―内容によって契約時に特記仕様書とする ※特記仕様書とした場合、履行確認あり
	建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 （建設発生土が見込まれる工事に追加する。）	(1)					【建設発生土の処分地】（100m³以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する） 当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している＝1点	入札参加者	申告書(様式)―契約時に特記仕様書とする 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書 ※履行確認あり

【価格点】

入札価格	【価格点】＝定数300×（1−入札価格／予定価格）（小数点以下切り捨て）	0～75	0～75				予定価格1億円（税抜）の場合、入札価格で約33万円差で1点差 （低入札価格調査基準92%の入札額で24点）	入札参加者	入札書

５．総合評価落札方式に係る様式

総合評価落札方式による入札に関する様式

（土木一式）評価項目一覧（入札公告用）

評価項目算定申告書　土木：様式１　土木一式・表紙

土木：様式２　土木一式・内訳・特殊工種なし

土木：様式２　土木一式・内訳・特殊工種あり

土木：様式２　別紙

土木：様式３　土木一式・内訳

土木：様式４　土木一式・内訳

土木：様式５　土木一式・内訳

（舗装）　評価項目一覧（入札公告用）

評価項目算定申告書　舗装：様式１　舗装・表紙

舗装：様式２　舗装・内訳・特殊工種なし

舗装：様式２　舗装・内訳・特殊工種あり

舗装：様式２　別紙

舗装：様式３　舗装・内訳

舗装：様式４　舗装・内訳

舗装：様式５　舗装・内訳

（共通）　様式６　技術提案書

様式７　総合評価落札方式（技術提案型）に係る技術提案採否通知書

様式８　自社施工、建設キャリアアップシステム、地元業者施工率、建設発生土処分場等に係る履行確定通知書

様式９　参加資格喪失届

様式 10　専任の担当技術者届出書

総合評価落札方式による契約に関する様式

様式－特約１　総合評価落札方式に係る建設工事請負契約書の特約事項

様式－特約２　総合評価落札方式による申告事項に係る特記仕様書（特殊工種なし）

様式－特約２　総合評価落札方式による申告事項に係る特記仕様書（特殊工種あり）

様式－特約３　総合評価落札方式による技術提案に係る特記仕様書

様式－特約４　総合評価落札方式に伴う技術提案の取扱い

様式－Ａ　総合評価落札方式技術提案履行確認協議書

様式－Ｂ　総合評価落札方式技術提案履行確認書（施工時）

様式－Ｃ　総合評価落札方式技術提案履行確認書（検査時）

様式－Ｄ　総合評価落札方式技術提案履行確定通知書

様式－Ｅ　総合評価落札方式技術提案履行不能協議書

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）

【土木一式工事】

工事名	

【価格以外の評価点（施工能力評価型・特殊工種なし）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 土木一式	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
施工能力	工事成績	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上の同業種工事の工事成績又は経営事項審査における総合評定値(P)	80点以上	10	10	22	【工事成績】 計算値＝（n件の評定点の合計+70）／（n+1）（小数点以下切捨） 同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数（n）の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値（小数点以下切捨） を左記のとおりの評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。 【総合評定値】 評価点＝(総合評定値(P)－900)÷50（小数点以下切捨） 実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の 同業種工事に係る総合評定値（P）の値から900点を差し引き50で除した値（小数点以下切捨）を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。	様式２ （特殊工種なし）	【工事成績】 評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書 【総合評定値】 経営規模等評価結果通知書
			79点	9					
			78点	8					
			77点	7					
			76点	6					
			75点	5					
			74点	4					
			73点	3					
			72点	2					
			71点	1					
			70点以下	0					
			経審（P）1000点以上	2					
			経審（P）950点以上1000点未満	1					
			経審（P）950点未満	0					
	企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2		同業種公共工事の元請又はＪＶ構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。		契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	自社施工	入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価	該当する指定工種を元請のみで施工	4	8		入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定工種は別途規定する。 評価の対象とする下請の「Ｂ等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のＢ等級以下に格付された者とする。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつＢ等級以下）で施工	3					
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね２名以上常時配置し施工	2			入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札(開札)日において３か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械と申告した内容を評価	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	2			当該工事の施工に使用する建設機械について、入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定機械は別途規定する。 ファイナンスリース以外のリース（賃貸借）契約は評価の対象としない。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
	災害時の事業継続力	建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況	中部地方整備局による認定又は三重県への登録あり	2	2		中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」にて、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として認定されている場合、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設ＢＣＰ登録制度）」に登録されている場合に評価する。重複する場合にはいずれか一方のみを評価する。		中部地方整備局から交付された認定証又は三重県から発行された登録確認証
			上記の認定及び登録なし	0					
配置予定技術者	工事実績	配置予定の主任（監理）技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の主任（監理）技術者として従事した同業種公共工事の実績	実績１件あり	2	2	10	評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。	様式３	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	資格保有	配置予定の主任（監理）技術者の資格保有状況	１級国家資格、技術士のいずれか（又は指定された資格）を保有している	2	2		１級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している)場合に評価する。 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、１級国家資格者（建設業法による１級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。		配置予定の主任（監理）技術者の資格証
			上記の資格なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	担い手育成	配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	以下の基準に該当あり＝１項目につき２点（２項目４点まで）		4		配置する技術者等は、入札（開札）日において、３か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。 ※現場代理人について、主任（監理）技術者が兼務する場合は評価しない（評価点は２点となる）。		配置予定技術者等の年齢を確認できる書類
			主任（監理）技術者が満39歳以下又は女性	2					
			現場代理人が満39歳以下又は女性	2					
			上記のいずれも該当しない	0					
	継続教育(ＣＰＤ)	配置予定の主任（監理）技術者のＣＰＤ(継続教育制度)取組実績	各団体設定の１年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合	2	2		前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の１年間において、建設系ＣＰＤ協議会又は建築ＣＰＤ運営会議等の加盟団体のうちいずれか１団体が証明又は認定した合計取得単位数（相互承認を受けたＣＰＤ単位を含む）が、当該団体の１年間の推奨単位以上ある場合に評価する。１年間の推奨単位を設定していない団体のＣＰＤ単位は評価の対象としない。		各団体が発行するＣＰＤ実績証明書等（発注者が求めた場合、１年間の推奨(目標)単位が分かる資料等）
			各団体設定の１年間推奨（目標）単位の１／２以上の単位取得がある場合	1					
			上記のいずれも該当しない	0					
手持工事量	手持工事量	同業種に係る１級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率	0=手持工事量	6	6	6	請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数／同業種に係る1級技術者数 １級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を１件差し引く。 対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。 ①公告日において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事 ②開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事 ③開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事		提出する確認資料なし （発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する）コリンズ・経営規模等評価結果通知書
			0＜手持工事量≦0.13	4					
			0.13＜手持工事量≦0.23	2					
			0.23＜手持工事量≦0.33	1					
			0.33＜手持工事量	0					
労働環境	労働環境	労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している	労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2	2	5	次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。　ISO45001／JISQ45100／JISHA適格OSHMS／COHSMOS	様式４	評価証・適合証明書等
			上記の認証なし	0					
	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムを導入している	建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある（今回からの運用開始も含む）	3	3		事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。 今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加点し、実績の確認資料を着工日から１ヶ月以内に提出することとする。		登録完了・現場運用確認資料
			上記の登録、運用実績なし	0					
社会貢献	ア～クのうち該当する実績(認証取得)がある＝１項目につき2点(最大10点、一部１項目１点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した５項目により評価する。				10	10	ア．障害者雇用促進法により義務つけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。 イ．障害者雇用優良中小企業主として認定があること。 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること（団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む）。 エ．ISO、M-EMSの認証取得していること。 オ．厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定（「安全衛生優良企業認定　ホワイトマーク」、「健康経営優良法人　ホワイト500」、「健康経営優良法人　ブライト500」、「健康経営優良法人」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」、「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」、「ユースエール認定」又はこれらに関係して新設された認定のいずれか）があること。 カ．みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。 ク．直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について２回以上参加又は実施した実績があること。 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ２回以上参加＝２点 三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を２回以上実施＝１点 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績１回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績１回を合計して２回の実績とする場合の評価は１点とする。		ア．障害者雇用状況報告書・障害者手帳・常勤雇用確認資料 イ．認定通知書 ウ．防災協定書 エ．登録証等 オ．認定証等 カ．登録証等 キ．Webページの写し ク．制度登録が確認できるWebページ 等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等
	障がい者雇用 防災協定 環境マネジメントシステム 職場環境 若手技術者の確保 ボランティア活動	ア．障がい者雇用の有無 イ．障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定）の認証の取得の有無 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結の有無 エ．ISO14001、M-EMS（ステップ２又はステップ１）のいずれかの認証取得の有無 オ．職場環境の向上のために、労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定の有無 カ．「みえの働き方改革推進企業登録制度」の登録の有無 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録の有無 ク．ボランティア活動の実施	５項目該当	10（9）					
			４項目該当	8（7）					
			３項目該当	6（5）					
			２項目該当	4（3）					
			１項目該当	2（1）					
			該当（実績）なし	0					
地域貢献	地域維持型維持修繕業務委託の実績	直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2	2	2	当該工事の入札に参加する者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したＪＶの構成員である場合に評価する。		契約書
			上記の実績なし	0					
	本店所在地	本店所在地（市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内に本店を有する	2	(2)	(2)	本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。ＪＶの場合、代表者を評価対象とする。	様式５	評価項目算定申告書
			市外に本店を有する	0					
	地元業者施工率	入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び１次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合 （市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%以上	3	(3)	(3)	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び１次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、１次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。２次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該１次下請の下請負金額の全額を対象としない。 別途条件：（別途条件（除外する工種、機器費の有無等）がない場合は不要につき削除）		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%未満	0					
合計（施工能力等）					55	55	←（評価項目に【本店所在地】【地元業者施工率】を追加する場合は、60点に変更する）		
技術提案	建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 （建設発生土が見込まれる工事に追加する。） （建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除）	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1	(1)	(1)	※100㎥以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式５	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書
			上記の確保なし	0					
合計（技術提案）					(1)	(1)	←（評価項目に【建設発生土処分場】を追加する場合は変更する）		

【価格点】

入札価格	【価格点】＝定数300×（1-入札価格/予定価格）（小数点以下切り捨て）			0～75				入札書

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）　【土木一式工事】

工事名	

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種なし）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 土木一式	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
施工能力	工事成績	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上の同業種工事の工事成績又は経営事項審査における総合評定値(P)	80点以上	10	10	22	【工事成績】 計算値＝（n件の評定点の合計+70）／（n+1）（小数点以下切捨） 同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数（n）の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値（小数点以下切捨）を左記のとおりの評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。 【総合評定値】 評価点＝(総合評定値(P)ー900)÷50（小数点以下切捨） 実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値（P）の値から900点を差し引き50で除した値（小数点以下切捨）を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。	様式２（特殊工種なし）	【工事成績】 評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書 【総合評定値】 経営規模等評価結果通知書
			79点	9					
			78点	8					
			77点	7					
			76点	6					
			75点	5					
			74点	4					
			73点	3					
			72点	2					
			71点	1					
			70点以下	0					
			経審（P）1000点以上	2					
			経審（P）950点以上1000点未満	1					
			経審（P）950点未満	0					
	企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2		同業種公共工事の元請又はＪＶ構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。		契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	自社施工	入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価	該当する指定工種を元請のみで施工	4	8		入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定工種は別途規定する。 評価の対象とする下請の「Ｂ等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のＢ等級以下に格付された者とする。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつＢ等級以下）で施工	3					
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね２名以上常時配置し施工	2			入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札(開札)日において３か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械と申告した内容を評価	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	2			当該工事の施工に使用する建設機械について、入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定機械は別途規定する。 ファイナンスリース以外のリース（賃貸借）契約は評価の対象としない。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
	災害時の事業継続力	建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況	中部地方整備局による認定又は三重県への登録あり	2	2		中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」にて、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として認定されている場合、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設ＢＣＰ登録制度）」に登録されている場合に評価する。重複する場合にはいずれか一方のみを評価する。		中部地方整備局から交付された認定証又は三重県から発行された登録確認証
			上記の認定及び登録なし	0					
配置予定技術者	工事実績	配置予定の主任（監理）技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の主任（監理）技術者として従事した同業種公共工事の実績	実績１件あり	2	2	10	評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。	様式３	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	資格保有	配置予定の主任（監理）技術者の資格保有状況	１級国家資格、技術士のいずれか（又は指定された資格）を保有している	2	2		１級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している)場合に評価する。 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、１級国家資格者（建設業法による１級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。		配置予定の主任（監理）技術者の資格証
			上記の資格なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	担い手育成	配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	以下の基準に該当あり＝１項目につき２点（２項目４点まで）		4		配置する技術者等は、入札（開札）日において、３か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。 ※現場代理人について、主任（監理）技術者が兼務する場合は評価しない（評価点は２点となる）。		配置予定技術者等の年齢を確認できる書類
			主任（監理）技術者が満39歳以下又は女性	2					
			現場代理人が満39歳以下又は女性	2					
			上記のいずれも該当しない	0					
	継続教育（ＣＰＤ）	配置予定の主任（監理）技術者のＣＰＤ(継続教育制度)取組実績	各団体設定の１年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合	2	2		前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の１年間において、建設系ＣＰＤ協議会又は建築ＣＰＤ運営会議等の加盟団体のうちいずれか１団体が証明又は認定した合計取得単位数（相互承認を受けたＣＰＤ単位を含む）が、当該団体の１年間の推奨単位以上ある場合に評価する。１年間の推奨単位を設定していない団体のＣＰＤ単位は評価の対象としない。		各団体が発行するＣＰＤ実績証明書等（発注者が求めた場合、１年間の推奨(目標)単位が分かる資料等）
			各団体設定の１年間推奨（目標）単位の１／２以上の単位取得がある場合	1					
			上記のいずれも該当しない	0					
手持工事量	手持工事量	同業種に係る１級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率	0=手持工事量	6	6	6	請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数／同業種に係る1級技術者数 １級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を１件差し引く。 対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。 ①公告日において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事 ②開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事 ③開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事		提出する確認資料なし （発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する）コリンズ・経営規模等評価結果通知書
			0＜手持工事量≦0.13	4					
			0.13＜手持工事量≦0.23	2					
			0.23＜手持工事量≦0.33	1					
			0.33＜手持工事量	0					
労働環境	労働環境	労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している	労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2	2	5	次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。　ISO45001／JISQ45100／JISHA適格OSHMS／COHSMOS	様式４	評価証・適合証明書等
			上記の認証なし	0					
	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムを導入している	建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある（今回からの運用開始も含む）	3	3		事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。 今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加点し、実績の確認資料を着工日から１ヶ月以内に提出することとする。		登録完了・現場運用確認資料
			上記の登録、運用実績なし	0					
社会貢献	ア～クのうち該当する実績(認証取得)がある＝１項目につき2点(最大10点、一部１項目１点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した５項目により評価する。				10	10	ア．障害者雇用促進法により義務づけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。 イ．障害者雇用優良中小企業主として認定があること。 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること（団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む）。 エ．ISO、M-EMSの認証取得していること。 オ．厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定（「安全衛生優良企業認定　ホワイトマーク」、「健康経営優良法人　ホワイト500」、「健康経営優良法人　ブライト500」、「健康経営優良法人」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」、「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」、「ユースエール認定」又はこれらに関係して新設された認定のいずれか）があること。 カ．みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。 ク．直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について２回以上参加又は実施した実績があること。 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ２回以上参加＝２点 三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を２回以上実施＝１点 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績１回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績１回を合計して２回の実績とする場合の評価は１点とする。	様式４	ア．障害者雇用状況報告書・障害者手帳・常勤雇用確認資料 イ．認定通知書 ウ．防災協定書 エ．登録証等 オ．認定証等 カ．登録証等 キ．Webページの写し ク．制度登録が確認できるWebページ等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等
	障がい者雇用 防災協定 環境マネジメントシステム 職場環境 若手技術者の確保 ボランティア活動	ア．障がい者雇用の有無 イ．障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定）の認証の取得の有無 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結の有無 エ．ISO14001、M-EMS（ステップ２又はステップ１）のいずれかの認証取得の有無 オ．職場環境の向上のために、労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定の有無 カ．「みえの働き方改革推進企業登録制度」の登録の有無 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録の有無 ク．ボランティア活動の実施	５項目該当	10（9）					
			４項目該当	8（7）					
			３項目該当	6（5）					
			２項目該当	4（3）					
			１項目該当	2（1）					
			該当（実績）なし	0					
地域貢献	地域維持型維持修繕業務委託の実績	直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2	2	2	当該工事の入札に参加する者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したＪＶの構成員である場合に評価する。		契約書
			上記の実績なし	0					
	本店所在地	本店所在地（市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内に本店を有する	2	(2)	(2)	本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。ＪＶの場合、代表者を評価対象とする。	様式５	評価項目算定申告書
			市外に本店を有する	0					
	地元業者施工率	入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び１次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合 （市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%以上	3	(3)	(3)	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び１次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、１次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。２次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該１次下請の下請負金額の全額を対象としない。 別途条件：（別途条件（除外する工種、機器費の有無等）がない場合は不要につき削除）		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%未満	0					
合計（施工能力等）					55	55	←（評価項目に【本店所在地】【地元業者施工率】を追加する場合は、60点に変更する）		

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）　【土木一式工事】

工事名	

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種なし）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 土木一式	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
技術提案 ※技術提案書の作成方法及び添付資料等はガイドラインを参照	提案項目 課題・テーマ①	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載）	技術審査会の構成員1人あたり（傾斜配点する場合は変更） 極めて優れている	4	20	60 （40（提案２項目の場合））	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式６	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
			工夫が見られ優れている	3					
			少し工夫が見られる	2					
			標準的な提案である	1					
			上記以外	0					
	提案項目 課題・テーマ②	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載）	技術審査会の構成員1人あたり 極めて優れている	4	20		発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）		技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
			工夫が見られ優れている	3					
			少し工夫が見られる	2					
			標準的な提案である	1					
			上記以外	0					
	提案項目 課題・テーマ③	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載、求める提案が２項目の場合は削除するか斜線を引く）	技術審査会の構成員1人あたり 極めて優れている	4	20		発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）		技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
			工夫が見られ優れている	3					
			少し工夫が見られる	2					
			標準的な提案である	1					
			上記以外	0					
	建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 （建設発生土が見込まれる工事に追加する。） （建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除）	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1	(1)	(1)	※100㎥以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式５	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書
			上記の確保なし	0					
合計（技術提案）					60	60	←（技術提案項目数によって、又は評価項目に【建設発生土処分場】を追加する場合は変更する）		

【価格点】

入札価格	【価格点】＝定数300×（1-入札価格/予定価格）（小数点以下切り捨て）			0～75				入札書

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）　【土木一式工事】

工事名	

【価格以外の評価点（施工能力評価型・特殊工種あり）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 土木一式	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
施工能力	工事成績	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局（下水道部門に限る）が発注した工事のうち、直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上の同業種工事の工事成績又は経営事項審査における総合評定値（P）	80点以上	10	10	22	【工事成績】 計算値＝（n件の評定点の合計+70）／（n+1）（小数点以下切捨） 同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数（n）の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値（小数点以下切捨） を左記のとおりの評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。 【総合評定値】 評価点＝(総合評定値(P)ー900)÷50（小数点以下切捨） 実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の 同業種工事に係る総合評定値（P）の値から900点を差し引き50で除した値（小数点以下切捨）を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。	様式２ （特殊工種あり）	【工事成績】 評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書 【総合評定値】 経営規模等評価結果通知書
			79点	9					
			78点	8					
			77点	7					
			76点	6					
			75点	5					
			74点	4					
			73点	3					
			72点	2					
			71点	1					
			70点以下	0					
			経審（P）1000点以上	2					
			経審（P）950点以上1000点未満	1					
			経審（P）950点未満	0					
	企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2		同業種公共工事の元請又はＪＶ構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。		契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	自社施工	入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価	該当する指定工種を元請のみで施工	4	8		入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定工種は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊工種は別紙のとおりとする。 評価の対象とする下請の「Ｂ等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のＢ等級以下に格付された者とする。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつＢ等級以下）で施工	3					
			それ以外の施工	0					
			特殊工種を元請のみで施工	1					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね２名以上常時配置し施工	1			入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札(開札)日において３か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械と申告した内容を評価	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1			当該工事の施工に使用する建設機械について、入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定機械は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊機械は別紙のとおりとする。 ファイナンスリース以外のリース（賃貸借）契約は評価の対象としない。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
			特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1					
	災害時の事業継続力	建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況	中部地方整備局による認定又は三重県への登録あり	2	2		中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」にて、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として認定されている場合、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設ＢＣＰ登録制度）」に登録されている場合に評価する。重複する場合にはいずれか一方のみを評価する。		中部地方整備局から交付された認定証又は三重県から発行された登録確認証
			上記の認定及び登録なし	0					
配置予定技術者	工事実績	配置予定の主任（監理）技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の主任（監理）技術者として従事した同業種公共工事の実績	実績１件あり	2	2	10	評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。	様式３	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	資格保有	配置予定の主任（監理）技術者の資格保有状況	１級国家資格、技術士のいずれか（又は指定された資格）を保有している	2	2		１級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している)場合に評価する。 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、１級国家資格者（建設業法による１級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。		配置予定の主任(監理)技術者の資格証
			上記の資格なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	担い手育成	配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	以下の基準に該当あり＝１項目につき2点（２項目4点まで）		4		配置する技術者等は、入札(開札)日において、３か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。 ※現場代理人について、主任（監理）技術者が兼務する場合は評価しない（評価点は２点となる）。		配置予定技術者の年齢を確認できる書類
			主任（監理）技術者が満39歳以下又は女性	2					
			現場代理人が満39歳以下又は女性	2					
			上記のいずれも該当しない	0					
	継続教育（ＣＰＤ）	配置予定の主任（監理）技術者のＣＰＤ(継続教育制度)取組実績	各団体設定の１年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合	2	2		前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の１年間において、建設系ＣＰＤ協議会又は建築ＣＰＤ運営会議等の加盟団体のうちいずれか１団体が証明又は認定した合計取得単位数（相互承認を受けたＣＰＤ単位を含む）が、当該団体の１年間の推奨単位以上ある場合に評価する。１年間の推奨単位を設定していない団体のＣＰＤ単位は評価の対象としない。		各団体が発行するＣＰＤ実績証明書等（発注者が求めた場合、１年間の推奨(目標)単位が分かる資料等）
			各団体設定の１年間推奨（目標）単位の１／２以上の単位取得がある場合	1					
			上記のいずれも該当しない	0					
手持工事量	手持工事量	同業種に係る１級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率	0=手持工事量	6	6	6	請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数／同業種に係る1級技術者数 １級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を１件差し引く。 対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。 ①公告日において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事 ②開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事 ③開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事		提出する確認資料なし （発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する）コリンズ・経営規模等評価結果通知書
			0＜手持工事量≦0.13	4					
			0.13＜手持工事量≦0.23	2					
			0.23＜手持工事量≦0.33	1					
			0.33＜手持工事量	0					
労働環境	労働環境	労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している	労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2	2	5	次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。　ISO45001／JISQ45100／JISHA適格OSHMS／COHSMOS	様式４	評価証・適合証明書等
			上記の認証なし	0					
	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムを導入している	建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある（今回からの運用開始も含む）	3	3		事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。 今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加点し、実績の確認資料を着工日から１ヶ月以内に提出することとする。		登録完了・現場運用確認資料
			上記の登録、運用実績なし	0					
社会貢献	ア～クのうち該当する実績(認証取得)がある＝１項目につき2点(最大10点、一部１項目１点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した５項目により評価する。				10	10	ア．障害者雇用促進法により義務つけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。 イ．障害者雇用優良中小企業主として認定があること。 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること（団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む）。 エ．ISO、M-EMSの認証取得していること。 オ．厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定（「安全衛生優良企業認定　ホワイトマーク」、「健康経営優良法人　ホワイト500」、「健康経営優良法人　ブライト500」、「健康経営優良法人」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」、「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」、「ユースエール認定」又はこれらに関係して新設された認定のいずれか）があること。 カ．みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。 ク．直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について２回以上参加又は実施した実績があること。 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ２回以上参加＝２点 三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を２回以上実施＝１点 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績１回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績１回を合計して２回の実績とする場合の評価は１点とする。		ア．障害者雇用状況報告書・障害者手帳・常勤雇用確認資料 イ．認定通知書 ウ．防災協定書 エ．登録証等 オ．認定証等 カ．登録証等 キ．Webページの写し ク．制度登録が確認できるWebページ等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等
	障がい者雇用 防災協定 環境マネジメントシステム 職場環境 若手技術者の確保 ボランティア活動		５項目該当	10（9）					
			４項目該当	8（7）					
			３項目該当	6（5）					
			２項目該当	4（3）					
			１項目該当	2（1）					
			該当（実績）なし	0					
地域貢献	地域維持型維持修繕業務委託の実績	直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2	2	2	当該工事の入札に参加する者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したＪＶの構成員である場合に評価する。		契約書
			上記の実績なし	0					
	本店所在地	本店所在地（市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内に本店を有する	2	(2)	(2)	本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。ＪＶの場合、代表者を評価対象とする。	様式５	評価項目算定申告書
			市外に本店を有する	0					
	地元業者施工率	入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び１次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合 （市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が90%以上	3	(3)	(3)	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び１次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、１次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。２次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該１次下請の下請負金額の全額を対象としない。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が90%未満	0			別途条件：（別途条件（除外する工種、機器費の有無等）がない場合は不要につき削除）		
合計（施工能力等）					55	55	←（評価項目【本店所在地】【地元業者施工率】を追加する場合は、60点に変更する）		
技術提案	建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 （建設発生土が見込まれる工事に追加する。） （建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除）	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1	(1)	(1)	※100㎥以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式５	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書
			上記の確保なし	0					
合計（技術提案）					(1)	(1)	←（評価項目に【建設発生土処分場】を追加する場合は変更する）		

【価格点】

入札価格	【価格点】＝定数300×（1-入札価格/予定価格）（小数点以下切り捨て）			0～75				入札書

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）　【土木一式工事】

工事名	

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種あり）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 土木一式	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
施工能力	工事成績	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上の同業種工事の工事成績又は経営事項審査における総合評定値(P)	80点以上	10	10	22	【工事成績】 計算値＝（n件の評定点の合計+70）／（n+1）（小数点以下切捨） 同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数（n）の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値（小数点以下切捨）を左記のとおりの評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。 【総合評定値】 評価点＝(総合評定値(P)ー900)÷50（小数点以下切捨） 実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値（P）の値から900点を差し引き50で除した値（小数点以下切捨）を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。	様式２（特殊工種あり）	【工事成績】 評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書 【総合評定値】 経営規模等評価結果通知書
			79点	9					
			78点	8					
			77点	7					
			76点	6					
			75点	5					
			74点	4					
			73点	3					
			72点	2					
			71点	1					
			70点以下	0					
			経審（P）1000点以上	2					
			経審（P）950点以上1000点未満	1					
			経審（P）950点未満	0					
	企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2		同業種公共工事の元請又はＪＶ構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。		契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	自社施工	入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価	該当する指定工種を元請のみで施工	4	8		入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定工種は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊工種は別紙のとおりとする。 評価の対象とする下請の「Ｂ等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付委嘱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のＢ等級以下に格付された者とする。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつＢ等級以下）で施工	3					
			それ以外の施工	0					
			特殊工種を元請のみで施工	1					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね２名以上常時配置し施工	1			入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札(開札)日において３か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械と申告した内容を評価	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1			当該工事の施工に使用する建設機械について、入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定機械は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊機械は別紙のとおりとする。 ファイナンスリース以外のリース（賃貸借）契約は評価の対象としない。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
			特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1					
	災害時の事業継続力	建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況	中部地方整備局による認定又は三重県への登録あり	2	2		中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」にて、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として認定されている場合、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設ＢＣＰ登録制度）」に登録されている場合に評価する。重複する場合にはいずれか一方のみを評価する。		中部地方整備局から交付された認定証又は三重県から発行された登録確認証
			上記の認定及び登録なし	0					
配置予定技術者	工事実績	配置予定の主任（監理）技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の主任（監理）技術者として従事した同業種公共工事の実績	実績１件あり	2	2	10	評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。	様式３	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	資格保有	配置予定の主任（監理）技術者の資格保有状況	１級国家資格、技術士のいずれか（又は指定された資格）を保有している	2	2		１級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している)場合に評価する。 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、１級国家資格者（建設業法による１級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。		配置予定の主任（監理）技術者の資格証
			上記の資格なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	担い手育成	配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	以下の基準に該当あり＝１項目につき2点（２項目4点まで）		4		配置する技術者等は、入札(開札)日において、３か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。 ※現場代理人について、主任（監理）技術者が兼務する場合は評価しない（評価点は２点となる）。		配置予定技術者等の年齢を確認できる書類
			主任（監理）技術者が満39歳以下又は女性	2					
			現場代理人が満39歳以下又は女性	2					
			上記のいずれも該当しない	0					
	継続教育（ＣＰＤ）	配置予定の主任（監理）技術者のＣＰＤ(継続教育制度)取組実績	各団体設定の１年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合	2	2		前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の１年間において、建設系ＣＰＤ協議会又は建築ＣＰＤ運営会議等の加盟団体のうちいずれか１団体が証明又は認定した合計取得単位数（相互承認を受けたＣＰＤ単位を含む）が、当該団体の１年間の推奨単位以上ある場合に評価する。１年間の推奨単位を設定していない団体のＣＰＤ単位は評価の対象としない。		各団体が発行するＣＰＤ実績証明書等（発注者が求めた場合、１年間の推奨(目標)単位が分かる資料等）
			各団体設定の１年間推奨（目標）単位の１／２以上の単位取得がある場合	1					
			上記のいずれも該当しない	0					
手持工事量	手持工事量	同業種に係る１級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率	0=手持工事量	6	6	6	請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数／同業種に係る1級技術者数 1級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を１件差し引く。 対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。 ①公告日において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事 ②開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事 ③開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事		提出する確認資料なし （発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する）コリンズ・経営規模等評価結果通知書
			0＜手持工事量≦0.13	4					
			0.13＜手持工事量≦0.23	2					
			0.23＜手持工事量≦0.33	1					
			0.33＜手持工事量	0					
労働環境	労働環境	労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している	労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2	2	5	次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。　ISO45001／JISQ45100／JISHA適格OSHMS／COHSMOS	様式４	評価証・適合証明書等
			上記の認証なし	0					
	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムを導入している	建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある（今回からの運用開始も含む）	3	3		事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。 今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加点し、実績の確認資料を着工日から１ヶ月以内に提出することとする。		登録完了・現場運用確認資料
			上記の登録、運用実績なし	0					
社会貢献	ア～クのうち該当する実績(認証取得)がある＝１項目につき2点(最大10点、一部１項目１点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した５項目により評価する。				10	10	ア．障害者雇用促進法により義務つけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。 イ．障害者雇用優良中小企業主として認定があること。 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること（団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む）。 エ．ISO、M-EMSの認証取得していること。 オ．厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定（「安全衛生優良企業認定　ホワイトマーク」、「健康経営優良法人　ホワイト500」、「健康経営優良法人　ブライト500」、「健康経営優良法人」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」、「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」、「ユースエール認定」又はこれらに関係して新設された認定のいずれか）があること。 カ．みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。 ク．直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について２回以上参加又は実施した実績があること。 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ２回以上参加＝２点 三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を２回以上実施＝１点 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績１回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績１回を合計して２回の実績とする場合の評価は１点とする。	様式４	ア．障害者雇用状況報告書・障害者手帳・常勤雇用確認資料 イ．認定通知書 ウ．防災協定書 エ．登録証等 オ．認定証等 カ．登録証等 キ．Webページの写し ク．制度登録が確認できるWebページ等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等
	障がい者雇用 防災協定 環境マネジメントシステム 職場環境 若手技術者の確保 ボランティア活動	ア．障がい者雇用の有無 イ．障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定）の認証の取得の有無 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結の有無 エ．ISO14001、M-EMS（ステップ２又はステップ１）のいずれかの認証取得の有無 オ．職場環境の向上のために、労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定の有無 カ．「みえの働き方改革推進企業登録制度」の登録の有無 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録の有無 ク．ボランティア活動の実施	５項目該当	10（9）					
			４項目該当	8（7）					
			３項目該当	6（5）					
			２項目該当	4（3）					
			１項目該当	2（1）					
			該当（実績）なし	0					
地域貢献	地域維持型維持修繕業務委託の実績	直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2	2	2	当該工事の入札に参加する者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したＪＶの構成員である場合に評価する。	様式４	契約書
			上記の実績なし	0					
	本店所在地	本店所在地（市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内に本店を有する	2	(2)	(2)	本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。ＪＶの場合、代表者を評価対象とする。	様式５	評価項目算定申告書
			市外に本店を有する	0					
	地元業者施工率	入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び１次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合 （市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%以上	3	(3)	(3)	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び１次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、１次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。２次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該１次下請の下請負金額の全額を対象としない。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%未満	0			別途条件：（別途条件（除外する工種、機器費の有無等）がない場合は不要につき削除）		
合計（施工能力等）					55	55	←（評価項目に【本店所在地】【地元業者施工率】を追加する場合は、60点に変更する）		

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）　【土木一式工事】

工事名	

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種あり）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 土木一式	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
技術提案 ※技術提案書の作成方法及び添付資料等はガイドラインを参照	提案項目 課題・テーマ①	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載）	技術審査会の構成員1人あたり（傾斜配点する場合は変更） 極めて優れている	4	20	60 （40（提案２項目の場合））	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式６	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
			工夫が見られ優れている	3					
			少し工夫が見られる	2					
			標準的な提案である	1					
			上記以外	0					
	提案項目 課題・テーマ②	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載）	技術審査会の構成員1人あたり 極めて優れている	4	20		発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）		技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
			工夫が見られ優れている	3					
			少し工夫が見られる	2					
			標準的な提案である	1					
			上記以外	0					
	提案項目 課題・テーマ③	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載）	技術審査会の構成員1人あたり 極めて優れている	4	20		発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）		技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
			工夫が見られ優れている	3					
			少し工夫が見られる	2					
			標準的な提案である	1					
			上記以外	0					
	建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 （建設発生土が見込まれる工事に追加する。） （建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除）	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1	(1)	(1)	※100㎥以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式５	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書
			上記の確保なし	0					
合計（技術提案）					60	60			

【価格点】

入札価格	【価格点】＝定数300×（1-入札価格/予定価格）（小数点以下切り捨て）			0～75				入札書

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）

【土木一式工事】

工事名	

【価格以外の評価点（施工能力評価型・特殊工種なし）（ＪＶ）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 土木一式	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
施工能力	工事成績	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上の同業種工事の工事成績又は経営事項審査における総合評定値(P)	80点以上	10	10	22	【工事成績】 計算値＝（n件の評定点の合計+70）／（n+1）（小数点以下切捨） 同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数（n）の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値（小数点以下切捨） を左記のとおりの評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、申告できる工事成績評定点は全ての構成員（代表構成員を含む）を対象とする。 【総合評定値】 評価点＝(総合評定値(P)－900)÷50（小数点以下切捨） 実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の 同業種工事に係る総合評定値（P）の値から900点を差し引き50で除した値（小数点以下切捨）を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、申告できる総合評定点（P）は代表構成員を対象とする。	様式２（特殊工種なし）	【工事成績】 評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書 【総合評定値】 経営規模等評価結果通知書
			79点	9					
			78点	8					
			77点	7					
			76点	6					
			75点	5					
			74点	4					
			73点	3					
			72点	2					
			71点	1					
			70点以下	0					
			経審（P）1000点以上	2					
			経審（P）950点以上1000点未満	1					
			経審（P）950点未満	0					
	企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2		同業種公共工事の元請又はＪＶ構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。		契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	自社施工	入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価	該当する指定工種を元請のみで施工	4	8		入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定工種は別途規定する。 評価の対象とする下請の「Ｂ等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のＢ等級以下に格付された者とする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつＢ等級以下）で施工	3					
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね２名以上常時配置し施工	2			入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札(開札)日において３か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械と申告した内容を評価	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	2			当該工事の施工に使用する建設機械について、入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定機械は別途規定する。 ファイナンスリース以外のリース（賃貸借）契約は評価の対象としない。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
	災害時の事業継続力	建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況	中部地方整備局による認定又は三重県への登録あり	2	2		中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」にて、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として認定されている場合、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設ＢＣＰ登録制度）」に登録されている場合に評価する。重複する場合にはいずれか一方のみを評価する。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、全ての構成員（代表構成員を含む）の事業継続計画の認定・登録があれば加点する。		中部地方整備局から交付された認定証又は三重県から発行された登録確認証
			上記の認定及び登録なし	0					
配置予定技術者	工事実績	配置予定の主任（監理）技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の主任（監理）技術者として従事した同業種公共工事の実績	実績１件あり	2	2	10	評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。	様式３	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	資格保有	配置予定の主任（監理）技術者の資格保有状況	１級国家資格、技術士のいずれか（又は指定された資格）を保有している	2	2		１級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している)場合に評価する。 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、１級国家資格者（建設業法による１級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。		配置予定の主任（監理）技術者の資格証
			上記の資格なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	担い手育成	配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	以下の基準に該当あり＝１項目につき２点（２項目４点まで）		4		配置する技術者等は、入札（開札）日において、３か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。 ※現場代理人について、主任（監理）技術者が兼務する場合は評価しない（評価点は２点となる）。		配置予定技術者等の年齢を確認できる書類
			主任（監理）技術者が満39歳以下又は女性	2					
			現場代理人が満39歳以下又は女性	2					
			上記のいずれも該当しない	0					
	継続教育（ＣＰＤ）	配置予定の主任（監理）技術者のＣＰＤ(継続教育制度)取組実績	各団体設定の１年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合	2	2		前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の１年間において、建設系ＣＰＤ協議会又は建築ＣＰＤ運営会議等の加盟団体のうちいずれか１団体が証明又は認定した合計取得単位数（相互承認を受けたＣＰＤ単位を含む）が、当該団体の１年間の推奨単位以上ある場合に評価する。１年間の推奨単位を設定していない団体のＣＰＤ単位は評価の対象としない。		各団体が発行するＣＰＤ実績証明書等（発注者が求めた場合、１年間の推奨(目標)単位が分かる資料等）
			各団体設定の１年間推奨（目標）単位の１／２以上の単位取得がある場合	1					
			上記のいずれも該当しない	0					
手持工事量	手持工事量	同業種に係る１級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率	0=手持工事量	6	6	6	請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数／同業種に係る1級技術者数 １級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を１件差し引く。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、全ての構成員（代表構成員を含む）の対象となる同業種公共工事件数／同業種に係る１級技術者数とする。また、同業種公共工事件数は、構成員毎に１級技術者10名いれば１件を差し引く。 対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり，かつ以下の項目に該当する工事とする。 ①公告日において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事 ②開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事 ③開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事	様式３	提出する確認資料なし （発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する）コリンズ・経営規模等評価結果通知書
			0<手持工事量≦0.13	4					
			0.13<手持工事量≦0.23	2					
			0.23<手持工事量≦0.33	1					
			0.33<手持工事量	0					
労働環境	労働環境	労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している	労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2	2	5	次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。　ISO45001／JISQ45100／JISHA適格OSHMS／COHSMOS		評価証・適合証明書等
			上記の認証なし	0					
	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムを導入している	建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある（今回からの運用開始も含む）	3	3		事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。 今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加点し、実績の確認資料を着工日から１ヶ月以内に提出することとする。		登録完了・現場運用確認資料
			上記の登録、運用実績なし	0					
社会貢献	アへクのうち該当する実績(認証取得)がある＝１項目につき2点(最大10点、一部１項目１点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した５項目により評価する。				10	10	ア．障害者雇用促進法により義務つけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。 イ．障害者雇用優良中小企業主として認定があること。 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること（団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む）。 エ．ISO、M-EMSの認証取得していること。 オ．厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定（「安全衛生優良企業認定　ホワイトマーク」、「健康経営優良法人　ホワイト500」、「健康経営優良法人　ブライト500」、「健康経営優良法人」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」、「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」、「ユースエール認定」又はこれらに関係して新設された認定のいずれか）があること。 カ．みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。 ク．直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について２回以上参加又は実施した実績があること。 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ２回以上参加＝２点 三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を２回以上実施＝１点 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績１回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績１回を合計して２回の実績とする場合の評価は１点とする。	様式４	ア．障害者雇用状況報告書・障害者手帳・常勤雇用確認資料 イ．認定通知書 ウ．防災協定書 エ．登録証等 オ．認定証等 カ．登録証等 キ．Webページの写し ク．制度登録が確認できるWebページ 等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等
	障がい者雇用 防災協定 環境マネジメントシステム 職場環境 若手技術者の確保 ボランティア活動	ア．障がい者雇用の有無 イ．障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定）の認証の取得の有無 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結の有無 エ．ISO14001、M-EMS（ステップ２又はステップ１）のいずれかの認証取得の有無 オ．職場環境の向上のために、労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定の有無 カ．「みえの働き方改革推進企業登録制度」の登録の有無 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録の有無 ク．ボランティア活動の実施	５項目該当	10（9）						
			４項目該当	8（7）					
			３項目該当	6（5）					
			２項目該当	4（3）					
			１項目該当	2（1）					
			該当（実績）なし	0					
地域貢献	地域維持型維持修繕業務委託の実績	直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2	2	2	入札参加者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としてＪＶの構成員である場合に評価する。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、全ての構成員（代表構成員を含む）に実績があれば加点する。		契約書
			上記の実績なし	0					
	本店所在地	本店所在地（市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内に本店を有する	2	(2)	(2)	本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、代表者を評価対象とする。	様式５	評価項目算定申告書
			市外に本店を有する	0					
	地元業者施工率	入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び１次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合 （市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%以上	3	(3)	(3)	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び１次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のことをいう。元請が市内本店業者以外の場合は、１次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。２次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該１次下請の下請負金額の全額を対象としない。 特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の構成員に市外本店業者を含む場合、元請の工事価格のうち元請が施工する予定の部分に対応する金額を出資比率により按分し、市外本店業者に相当する金額を評価の対象としない。 別途条件：（別途条件（除外する工種、機器費の有無等）がない場合は不要につき削除）		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%未満	0					
合計（施工能力等）					55	55	←（評価項目に【本店所在地】【地元業者施工率】を追加する場合は、60点に変更する）		
技術提案	建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 （建設発生土が見込まれる工事に追加する。） （建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除）	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1	(1)	(1)	※100㎥以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式５	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書
			上記の確保なし	0					
合計（技術提案）					(1)	(1)	←（評価項目に【建設発生土処分場】を追加する場合は変更する）		

【価格点】

入札価格	【価格点】＝定数300×（1-入札価格/予定価格）（小数点以下切り捨て）			0～75				入札書

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）　【土木一式工事】

工事名	

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種なし）（ＪＶ）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 土木一式	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
施工能力	工事成績	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上の同業種工事の工事成績又は経営事項審査における総合評定値(P)	80点以上	10	10	22	【工事成績】 計算値＝（n件の評定点の合計+70）／（n+1）（小数点以下切捨） 同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数（n）の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値（小数点以下切捨） を左記のとおりの評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、申告できる工事成績評定点は全ての構成員（代表構成員を含む）を対象とする。 【総合評定値】 評価点＝(総合評定値(P)－900)÷50（小数点以下切捨） 実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点に最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の 同業種工事に係る総合評定値（P）の値から900点を差し引き50で除した値（小数点以下切捨）を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、申告できる総合評定点（Ｐ）は代表構成員を対象とする。	様式２（特殊工種なし）	【工事成績】 評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書 【総合評定値】 経営規模等評価結果通知書
			79点	9					
			78点	8					
			77点	7					
			76点	6					
			75点	5					
			74点	4					
			73点	3					
			72点	2					
			71点	1					
			70点以下	0					
			経審（P）1000点以上	2					
			経審（P）950点以上1000点未満	1					
			経審（P）950点未満	0					
	企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2		同業種公共工事の元請又はＪＶ構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。		契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	自社施工	入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価	該当する指定工種を元請のみで施工	4	8		入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定工種は別途規定する。 評価の対象とする下請の「Ｂ等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のＢ等級以下に格付された者とする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつＢ等級以下）で施工	3					
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね２名以上常時配置し施工	2			入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札(開札)日において３か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械と申告した内容を評価	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	2			当該工事の施工に使用する建設機械について、入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定機械は別途規定する。 ファイナンスリース以外のリース（賃貸借）契約は評価の対象としない。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
	災害時の事業継続力	建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況	中部地方整備局による認定又は三重県への登録あり	2	2		中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」にて、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として認定されている場合、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設ＢＣＰ登録制度）」に登録されている場合に評価する。重複する場合にはいずれか一方のみを評価する。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、全ての構成員（代表構成員を含む）の事業継続計画の認定・登録があれば加点する。		中部地方整備局から交付された認定証又は三重県から発行された登録確認証
			上記の認定及び登録なし	0					
配置予定技術者	工事実績	配置予定の主任（監理）技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の主任（監理）技術者として従事した同業種公共工事の実績	実績１件あり	2	2	10	評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。	様式３	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	資格保有	配置予定の主任（監理）技術者の資格保有状況	１級国家資格、技術士のいずれか（又は指定された資格）を保有している	2	2		１級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している)場合に評価する。 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、１級国家資格者（建設業法による１級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。		配置予定の主任（監理）技術者の資格証
			上記の資格なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	担い手育成	配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	以下の基準に該当あり＝１項目につき２点（２項目４点まで）		4		配置する技術者等は、入札（開札）日において、３か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。 ※現場代理人について、主任（監理）技術者が兼務する場合は評価しない（評価点は２点となる）。		配置予定技術者等の年齢を確認できる書類
			主任（監理）技術者が満39歳以下又は女性	2					
			現場代理人が満39歳以下又は女性	2					
			上記のいずれも該当しない	0					
	継続教育（ＣＰＤ）	配置予定の主任（監理）技術者のＣＰＤ(継続教育制度)取組実績	各団体設定の１年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合	2	2		前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の１年間において、建設系ＣＰＤ協議会又は建築ＣＰＤ運営会議等の加盟団体のうちいずれか１団体が証明又は認定した合計取得単位数（相互承認を受けたＣＰＤ単位を含む）が、当該団体の１年間の推奨単位以上ある場合に評価する。１年間の推奨単位を設定していない団体のＣＰＤ単位は評価の対象としない。		各団体が発行するＣＰＤ実績証明書等（発注者が求めた場合、１年間の推奨(目標)単位が分かる資料等）
			各団体設定の１年間推奨（目標）単位の１／２以上の単位取得がある場合	1					
			上記のいずれも該当しない	0					
手持工事量	手持工事量	同業種に係る１級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率	0=手持工事量	6	6	6	請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数／同業種に係る1級技術者数 １級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を１件差し引く。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、全ての構成員（代表構成員を含む）の対象となる同業種公共工事件数／同業種に係る１級技術者数とする。また、同業種公共工事件数は、構成員毎に１級技術者10名いれば１件を差し引く。 対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。 ①公告日において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事 ②開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事 ③開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事		提出する確認資料なし （発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する）コリンズ・経営規模等評価結果通知書
			0＜手持工事量≦0.13	4					
			0.13＜手持工事量≦0.23	2					
			0.23＜手持工事量≦0.33	1					
			0.33＜手持工事量	0					
労働環境	労働環境	労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している	労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2	2	5	次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。　ISO45001／JISQ45100／JISHA適格OSHMS／COHSMOS	様式４	評価証・適合証明書等
			上記の認証なし	0					
	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムを導入している	建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある（今回からの運用開始も含む）	3	3		事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。 今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加点し、実績の確認資料を着工日から１ヶ月以内に提出することとする。		登録完了・現場運用確認資料
			上記の登録、運用実績なし	0					
社会貢献	アからクのうち該当する実績(認証取得)がある＝１項目につき2点(最大10点、一部１項目１点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した５項目により評価する。				10	10	ア．障害者雇用促進法により義務つけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。 イ．障害者雇用優良中小企業主として認定があること。 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること（団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む）。 エ．ISO、M-EMSの認証取得していること。 オ．厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定（「安全衛生優良企業認定　ホワイトマーク」、「健康経営優良法人　ホワイト500」、「健康経営優良法人　ブライト500」、「健康経営優良法人」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」、「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」、「ユースエール認定」又はこれらに関係して新設された認定のいずれか）があること。 カ．みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。 ク．直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について２回以上参加又は実施した実績があること。 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ２回以上参加＝２点 三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を２回以上実施＝１点 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績１回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績１回を合計して２回の実績とする場合の評価は１点とする。	様式４	ア．障害者雇用状況報告書・障害者手帳・常勤雇用確認資料 イ．認定通知書 ウ．防災協定書 エ．登録証等 オ．認定証等 カ．登録証等 キ．Webページの写し ク．制度登録が確認できるWebページ等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等
	障がい者雇用 防災協定 環境マネジメントシステム 職場環境 若手技術者の確保 ボランティア活動	ア．障がい者雇用の有無 イ．障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定）の認証の取得の有無 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結の有無 エ．ISO14001、M-EMS（ステップ２又はステップ１）のいずれかの認証取得の有無 オ．職場環境の向上のために、労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定の有無 カ．「みえの働き方改革推進企業登録制度」の登録の有無 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録の有無 ク．ボランティア活動の実施	５項目該当	10（9）					
			４項目該当	8（7）					
			３項目該当	6（5）					
			２項目該当	4（3）					
			１項目該当	2（1）					
			該当（実績）なし	0					
地域貢献	地域維持型維持修繕業務委託の実績	直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2	2	2	入札参加者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したＪＶの構成員である場合に評価する。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、全ての構成員（代表構成員を含む）に実績があれば加点する。		契約書
			上記の実績なし	0					
	本店所在地	本店所在地（市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内に本店を有する	2	(2)	(2)	本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、代表者を評価対象とする。	様式５	評価項目算定申告書
			市外に本店を有する	0					
	地元業者施工率	入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び１次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合 （市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%以上	3	(3)	(3)	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び１次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、１次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。２次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該１次下請の下請負金額の全額を対象としない。 特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の構成員に市外本店業者を含む場合、元請の工事価格のうち元請が施工する予定の部分に対応する金額を出資比率により按分し、市外本店業者に相当する金額を評価の対象としない。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%未満	0			別途条件：（別途条件（除外する工種、機器費の有無等）がない場合は不要につき削除）		
合計（施工能力等）					55	55	←（評価項目に【本店所在地】【地元業者施工率】を追加する場合は、60点に変更する）		

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）　【土木一式工事】

工事名	

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種なし）（ＪＶ）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 土木一式	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
技術提案 ※技術提案書の作成方法及び添付資料等はガイドラインを参照	提案項目 課題・テーマ①	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載）	技術審査会の構成員1人あたり（傾斜配点する場合は変更） 極めて優れている 工夫が見られ優れている 少し工夫が見られる 標準的な提案である 上記以外	4 3 2 1 0	20	60 （40（提案２項目の場合））	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式６	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
	提案項目 課題・テーマ②	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載）	技術審査会の構成員1人あたり 極めて優れている 工夫が見られ優れている 少し工夫が見られる 標準的な提案である 上記以外	4 3 2 1 0	20		発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）		技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
	提案項目 課題・テーマ③	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載、求める提案が２項目の場合は削除するか斜線を引く）	技術審査会の構成員1人あたり 極めて優れている 工夫が見られ優れている 少し工夫が見られる 標準的な提案である 上記以外	4 3 2 1 0	20		発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）		技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
	建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 （建設発生土が見込まれる工事に追加する。） （建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除）	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している 上記の確保なし	1 0	(1)	(1)	※100㎥以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式５	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書
合計（技術提案）					60	60	←（技術提案項目数によって、又は評価項目に【建設発生土処分場】を追加する場合は変更する）		

【価格点】

入札価格	【価格点】＝定数300×（1-入札価格/予定価格）（小数点以下切り捨て）			0～75				入札書

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）　【土木一式工事】

工事名	

【価格以外の評価点（施工能力評価型・特殊工種あり）（ＪＶ）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 土木一式	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
施工能力	工事成績	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上の同業種工事の工事成績又は経営事項審査における総合評定値(P)	80点以上	10	10	22	【工事成績】 計算値＝（n件の評定点の合計+70）／（n+1）（小数点以下切捨） 同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数（n）の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値（小数点以下切捨） を左記のとおりの評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、申告できる工事成績評定点は全ての構成員（代表構成員を含む）を対象とする。 【総合評定値】 評価点＝(総合評定値(P)ー900)÷50（小数点以下切捨） 実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の 同業種工事に係る総合評定値（P）の値から900点を差し引き50で除した値（小数点以下切捨）を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、申告できる総合評定点（P）は代表構成員を対象とする。	様式２（特殊工種あり）	【工事成績】 評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書 【総合評定値】 経営規模等評価結果通知書
			79点	9					
			78点	8					
			77点	7					
			76点	6					
			75点	5					
			74点	4					
			73点	3					
			72点	2					
			71点	1					
			70点以下	0					
			経審（P）1000点以上	2					
			経審（P）950点以上1000点未満	1					
			経審（P）950点未満	0					
	企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2		同業種公共工事の元請又はＪＶ構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。		契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	自社施工	入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価	該当する指定工種を元請のみで施工	4	8		入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定工種は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊工種は別紙のとおりとする。 評価の対象とする下請の「Ｂ等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のＢ等級以下に格付された者とする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつＢ等級以下）で施工	3					
			それ以外の施工	0					
			特殊工種を元請のみで施工	1					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね２名以上常時配置し施工	1			入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札(開札)日において３か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械と申告した内容を評価	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1			当該工事の施工に使用する建設機械について、入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定機械は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊機械は別紙のとおりとする。 ファイナンスリース以外のリース（賃貸借）契約は評価の対象としない。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
			特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1					
	災害時の事業継続力	建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況	中部地方整備局による認定又は三重県への登録あり	2	2		中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」にて、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として認定されている場合、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設ＢＣＰ登録制度）」に登録されている場合に評価する。重複する場合にはいずれか一方のみを評価する。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、全ての構成員（代表構成員を含む）の事業継続計画の認定・登録があれば加点する。		中部地方整備局から交付された認定証又は三重県から発行された登録確認証
			上記の認定及び登録なし	0					
配置予定技術者	工事実績	配置予定の主任（監理）技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の主任（監理）技術者として従事した同業種公共工事の実績	実績１件あり	2	2	10	評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。	様式３	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	資格保有	配置予定の主任（監理）技術者の資格保有状況	１級国家資格、技術士のいずれか（又は指定された資格）を保有している	2	2		１級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している)場合に評価する。 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、１級国家資格者（建設業法による１級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。		配置予定の主任(監理)技術者の資格証
			上記の資格なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	担い手育成	配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	以下の基準に該当あり＝１項目につき2点（２項目4点まで）	4	4		配置する技術者等は、入札(開札)日において、３か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。 ※現場代理人について、主任（監理）技術者が兼務する場合は評価しない（評価点は２点となる）。		配置予定技術者の年齢を確認できる書類
			主任（監理）技術者が満39歳以下又は女性	2					
			現場代理人が満39歳以下又は女性	2					
			上記のいずれも該当しない	0					
	継続教育（ＣＰＤ）	配置予定の主任（監理）技術者のＣＰＤ(継続教育制度)取組実績	各団体設定の１年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合	2	2		前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の１年間において、建設系ＣＰＤ協議会又は建築ＣＰＤ運営会議等の加盟団体のうちいずれか１団体が証明又は認定した合計取得単位数（相互承認を受けたＣＰＤ単位を含む）が、当該団体の１年間の推奨単位以上ある場合に評価する。１年間の推奨単位を設定していない団体のＣＰＤ単位は評価の対象としない。		各団体が発行するＣＰＤ実績証明書等（発注者が求めた場合、１年間の推奨(目標)単位が分かる資料等）
			各団体設定の１年間推奨（目標）単位の１／２以上の単位取得がある場合	1					
			上記のいずれも該当しない	0					
手持工事量	手持工事量	同業種に係る１級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率	0=手持工事量	6	6	6	請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数／同業種に係る1級技術者数 １級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を１件差し引く。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、全ての構成員（代表構成員を含む）の対象となる同業種公共工事件数／同業種に係る１級技術者数とする。また、同業種公共工事件数は、構成員毎に１級技術者10名いれば１件を差し引く。 対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。 ①公告日において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事 ②開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事 ③開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事		提出する確認資料なし （発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する）コリンズ・経営規模等評価結果通知書
			0＜手持工事量≦0.13	4					
			0.13＜手持工事量≦0.23	2					
			0.23＜手持工事量≦0.33	1					
			0.33＜手持工事量	0					
労働環境	労働環境	労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している	労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2	2	5	次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。　ISO45001／JISQ45100／JISHA適格OSHMS／COHSMOS	様式４	評価証・適合証明書等
			上記の認証なし	0					
	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムを導入している	建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある（今回からの運用開始も含む）	3	3		事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。 今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加点し、実績の確認資料を着工日から１ヶ月以内に提出することとする。		登録完了・現場運用確認資料
			上記の登録、運用実績なし	0					
社会貢献	アー～クのうち該当する実績(認証取得)がある＝１項目につき2点(最大10点、一部１項目１点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した５項目により評価する。				10	10	ア．障害者雇用促進法により義務つけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。 イ．障害者雇用優良中小企業主として認定があること。 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること（団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む）。 エ．ISO、M-EMSの認証取得していること。 オ．厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定（「安全衛生優良企業認定　ホワイトマーク」、「健康経営優良法人　ホワイト500」、「健康経営優良法人　ブライト500」、「健康経営優良法人」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」、「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」、「ユースエール認定」又はこれらに関係して新設された認定のいずれか）があること。 カ．みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。 ク．直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について２回以上参加又は実施した実績があること。 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ２回以上参加＝２点 三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を２回以上実施＝１点 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績１回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績１回を合計して２回の実績とする場合の評価は１点とする。	様式４	ア．障害者雇用状況報告書・障害者手帳・常勤雇用確認資料 イ．認定通知書 ウ．防災協定書 エ．登録証等 オ．認定証等 カ．登録証等 キ．Webページの写し ク．制度登録が確認できるWebページ等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等
	障がい者雇用 防災協定 環境マネジメントシステム 職場環境 若手技術者の確保 ボランティア活動	ア．障がい者雇用の有無 イ．障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定）の認証の取得の有無 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結の有無 エ．ISO14001、M-EMS（ステップ２又はステップ１）のいずれかの認証取得の有無 オ．職場環境の向上のために、労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定の有無 カ．「みえの働き方改革推進企業登録制度」の登録の有無 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録の有無 ク．ボランティア活動の実施	５項目該当	10（9）					
			４項目該当	8（7）					
			３項目該当	6（5）					
			２項目該当	4（3）					
			１項目該当	2（1）					
			該当（実績）なし	0					
地域貢献	地域維持型維持修繕業務委託の実績	直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2	2	2	入札参加者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したＪＶの構成員である場合に評価する。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、全ての構成員（代表構成員を含む）に実績があれば加点する。		契約書
			上記の実績なし	0					
	本店所在地	本店所在地（市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内に本店を有する	2	(2)	(2)	本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、代表者を評価対象とする。	様式５	評価項目算定申告書
			市外に本店を有する	0					
	地元業者施工率	入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び１次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合 （市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%以上	3	(3)	(3)	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び１次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、１次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。２次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該１次下請の下請負金額の全額を対象としない。 特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の構成員に市外本店業者を含む場合、元請の工事価格のうち元請が施工する予定の部分に対応する金額を出資比率により按分し、市外本店業者に相当する金額を評価の対象としない。 別途条件：（別途条件（除外する工種、機器費の有無等）がない場合は不要につき削除）		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%未満	0					
合計（施工能力等）					55	55	←（評価項目に【本店所在地】【地元業者施工率】を追加する場合は、60点に変更する）		
技術提案	建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 （建設発生土が見込まれる工事に追加する。） （建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除）	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1	(1)	(1)	※100m³以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式５	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書
			上記の確保なし	0					
合計（技術提案）					(1)	(1)	←（評価項目に【建設発生土処分場】を追加する場合は変更する）		

【価格点】

入札価格	【価格点】＝定数300×（1-入札価格/予定価格）（小数点以下切り捨て）			0～75				入札書

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）

【土木一式工事】

工事名	

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種あり）（ＪＶ）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 土木一式	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
施工能力	工事成績	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上の同業種工事の工事成績又は経営事項審査における総合評定値(P)	80点以上	10	10	22	【工事成績】 計算値＝（n件の評定点の合計+70）／（n+1）（小数点以下切捨） 同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数（n）の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値（小数点以下切捨）を左記のとおりの評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、申告できる工事成績評定点は全ての構成員（代表構成員を含む）を対象とする。 【総合評定値】 評価点＝(総合評定値(P)ー900)÷50（小数点以下切捨） 実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値（P）の値から900点を差し引き50で除した値（小数点以下切捨）を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、申告できる総合評定点（Ｐ）は代表構成員を対象とする。	様式２ （特殊工種あり）	【工事成績】 評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書 【総合評定値】 経営規模等評価結果通知書
			79点	9					
			78点	8					
			77点	7					
			76点	6					
			75点	5					
			74点	4					
			73点	3					
			72点	2					
			71点	1					
			70点以下	0					
			経審（P）1000点以上	2					
			経審（P）950点以上1000点未満	1					
			経審（P）950点未満	0					
	企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2		同業種公共工事の元請又はＪＶ構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。		契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	自社施工	入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価	該当する指定工種を元請のみで施工	4	8		入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定工種は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊工種は別紙のとおりとする。 評価の対象とする下請の「Ｂ等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のＢ等級以下に格付された者とする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつＢ等級以下）で施工	3					
			それ以外の施工	0					
			特殊工種を元請のみで施工	1					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね２名以上常時配置し施工	1			入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札(開札)日において３か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械と申告した内容を評価	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1			当該工事の施工に使用する建設機械について、入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定機械は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊機械は別紙のとおりとする。 ファイナンスリース以外のリース（賃貸借）契約は評価の対象としない。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
			特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1					
	災害時の事業継続力	建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況	中部地方整備局による認定又は三重県への登録あり	2	2		中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」にて、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として認定されている場合、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設ＢＣＰ登録制度）」に登録されている場合に評価する。重複する場合にはいずれか一方のみを評価する。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、全ての構成員（代表構成員を含む）の事業継続計画の認定・登録があれば加点する。		中部地方整備局から交付された認定証又は三重県から発行された登録確認証
			上記の認定及び登録なし	0					
配置予定技術者	工事実績	配置予定の主任（監理）技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の主任（監理）技術者として従事した同業種公共工事の実績	実績１件あり	2	2	10	評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。	様式３	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	資格保有	配置予定の主任（監理）技術者の資格保有状況	１級国家資格、技術士のいずれか（又は指定された資格）を保有している	2	2		１級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している)場合に評価する。 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、１級国家資格者（建設業法による１級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。		配置予定の主任（監理）技術者の資格証
			上記の資格なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	担い手育成	配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	以下の基準に該当あり＝１項目につき2点（２項目4点まで）		4		配置する技術者等は、入札(開札)日において、３か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。 ※現場代理人について、主任（監理）技術者が兼務する場合は評価しない（評価点は２点となる）。		配置予定技術者等の年齢を確認できる書類
			主任（監理）技術者が満39歳以下又は女性	2					
			現場代理人が満39歳以下又は女性	2					
			上記のいずれも該当しない	0					
	継続教育（ＣＰＤ）	配置予定の主任（監理）技術者のＣＰＤ(継続教育制度)取組実績	各団体設定の１年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合	2	2		前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の１年間において、建設系ＣＰＤ協議会又は建築ＣＰＤ運営会議等の加盟団体のうちいずれか１団体が証明又は認定した合計取得単位数（相互承認を受けたＣＰＤ単位を含む）が、当該団体の１年間の推奨単位以上ある場合に評価する。１年間の推奨単位を設定していない団体のＣＰＤ単位は評価の対象としない。		各団体が発行するＣＰＤ実績証明書等（発注者が求めた場合、１年間の推奨(目標)単位が分かる資料等）
			各団体設定の１年間推奨（目標）単位の１／２以上の単位取得がある場合	1					
			上記のいずれも該当しない	0					
手持工事量	手持工事量	同業種に係る１級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率	0=手持工事量	6	6	6	請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数／同業種に係る1級技術者数 1級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を１件差し引く。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、全ての構成員（代表構成員を含む）の対象となる同業種公共工事件数／同業種に係る１級技術者数とする。また、同業種公共工事件数は、構成員毎に１級技術者10名いれば１件を差し引く。 対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。 ①公告日において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事 ②開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事 ③開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事		提出する確認資料なし （発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する）コリンズ・経営規模等評価結果通知書
			0<手持工事量≦0.13	4					
			0.13<手持工事量≦0.23	2					
			0.23<手持工事量≦0.33	1					
			0.33<手持工事量	0					
労働環境	労働環境	労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している	労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2	2	5	次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。　ISO45001／JISQ45100／JISHA適格OSHMS／COHSMOS	様式４	評価証・適合証明書等
			上記の認証なし	0					
	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムを導入している	建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある（今回からの運用開始も含む）	3	3		事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。 今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加点し、実績の確認資料を着工日から１ヶ月以内に提出することとする。		登録完了・現場運用確認資料
			上記の登録、運用実績なし	0					
社会貢献	ア～クのうち該当する実績(認証取得)がある＝１項目につき2点(最大10点、一部１項目１点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した５項目により評価する。				10	10	ア．障害者雇用促進法により義務づけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。 イ．障害者雇用優良中小企業主として認定があること。 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること（団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む）。 エ．ISO、M-EMSの認証取得していること。 オ．厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定（「安全衛生優良企業認定　ホワイトマーク」、「健康経営優良法人　ホワイト500」、「健康経営優良法人　ブライト500」、「健康経営優良法人」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」、「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」、「ユースエール認定」又はこれらに関係して新設された認定のいずれか）があること。 カ．みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。 ク．直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までに以下のボランティア活動について２回以上参加又は実施した実績があること。 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ２回以上参加＝２点 三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を２回以上実施＝１点 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績１回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績１回を合計して２回の実績とする場合の評価は１点とする。		ア．障害者雇用状況報告書・障害者手帳・常勤雇用確認資料 イ．認定通知書 ウ．防災協定書 エ．登録証等 オ．認定証等 カ．登録証等 キ．Webページの写し ク．制度登録が確認できるWebページ 等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等
	障がい者雇用 防災協定 環境マネジメントシステム 職場環境 若手技術者の確保 ボランティア活動	ア．障がい者雇用の有無 イ．障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定）の認証の取得の有無 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結の有無 エ．ISO14001、M-EMS（ステップ２又はステップ１）のいずれかの認証取得の有無 オ．職場環境の向上のために、労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定の有無 カ．「みえの働き方改革推進企業登録制度」の登録の有無 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録の有無 ク．ボランティア活動の実施	５項目該当	10（9）					
			４項目該当	8（7）					
			３項目該当	6（5）					
			２項目該当	4（3）					
			１項目該当	2（1）					
			該当（実績）なし	0					
地域貢献	地域維持型維持修繕業務委託の実績	直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2	2	2	入札参加者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としてＪＶの構成員である場合に評価する。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、全ての構成員（代表構成員を含む）に実績があれば加点する。		契約書
			上記の実績なし	0					
	本店所在地	本店所在地（市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内に本店を有する	2	(2)	(2)	本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。 入札参加者が特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合、代表者を評価対象とする。	様式５	評価項目算定申告書
			市外に本店を有する	0					
	地元業者施工率	入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び１次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合 （市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%以上	3	(3)	(3)	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び１次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のことをいう。元請が市内本店業者以外の場合は、１次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。２次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該１次下請の下請負金額の全額を対象としない。 特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の構成員に市外本店業者を含む場合、元請の工事価格のうち元請が施工する予定の部分に対応する金額を出資比率により按分し、市外本店業者に相当する金額を評価の対象としない。 別途条件：（別途条件（除外する工種、機器費の有無等）がない場合は不要につき削除）		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%未満	0					
合計（施工能力等）					55	55	←（評価項目に【本店所在地】【地元業者施工率】を追加する場合は、60点に変更する）		

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）　　【土木一式工事】

工事名	

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種あり）（ＪＶ）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 土木一式	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
技術提案 ※技術提案書の作成方法及び添付資料等はガイドラインを参照	提案項目 課題・テーマ①	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載）	技術審査会の構成員1人あたり（傾斜配点する場合は変更） 極めて優れている 工夫が見られ優れている 少し工夫が見られる 標準的な提案である 上記以外	4 3 2 1 0	20	60 （40（提案２項目の場合））	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式６	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
	提案項目 課題・テーマ②	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載）	技術審査会の構成員1人あたり 極めて優れている 工夫が見られ優れている 少し工夫が見られる 標準的な提案である 上記以外	4 3 2 1 0	20		発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）		技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
	提案項目 課題・テーマ③	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載）	技術審査会の構成員1人あたり 極めて優れている 工夫が見られ優れている 少し工夫が見られる 標準的な提案である 上記以外	4 3 2 1 0	20		発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）		技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
	建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 （建設発生土が見込まれる工事に追加する。） （建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除）	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している 上記の確保なし	1 0	(1)	(1)	※100㎥以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式５	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書
合計（技術提案）					60	60			

【価格点】

入札価格	【価格点】＝定数300×（1-入札価格/予定価格）（小数点以下切り捨て）			0～75				入札書

（土木：様式１）土木一式・表紙・特殊工種なし

評価項目算定申告書

住　所			
商号又は名称			
代表者			
TEL		業者番号	

担当者 （記入者）	
e-mail	

工事名	
工事場所	

上記工事の評価項目算定申告書及び資料を提出します。なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと並びに同申告書及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

評価項目（施工能力評価型）				評価点 合計	
施工能力 (様式2)	工事成績	企業実績	自社施工	災害時の事業継続力	評価点
配置予定技術者 (様式3)	工事実績	資格保有	担い手育成	継続教育(CPD)	評価点
手持工事量 (様式3)	手持工事量				評価点
労働環境 (様式4)	労働環境		建設キャリアアップシステム		評価点
社会貢献 (様式4)	社会貢献				評価点
地域貢献 (様式4)	地域維持型維持修繕業務委託の実績		本店所在地	地元業者施工率	評価点

技術提案（建設発生土処分場）様式5	評価点	

（土木：様式１）土木一式・表紙・特殊工種あり

評価項目算定申告書

住　所			
商号又は名称			
代表者			
TEL		業者番号	

担当者 （記入者）	
e-mail	

工事名	
工事場所	

上記工事の評価項目算定申告書及び資料を提出します。なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと並びに同申告書及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

評価項目（施工能力評価型）				評価点 合計	
施工能力 (様式2)	工事成績	企業実績	自社施工	災害時の事業継続力	評価点
配置予定技術者 (様式3)	工事実績	資格保有	担い手育成	継続教育(CPD)	評価点
手持工事量 (様式3)	手持工事量				評価点
労働環境 (様式4)	労働環境		建設キャリアアップシステム		評価点
社会貢献 (様式4)	社会貢献				評価点
地域貢献 (様式4)	地域維持型維持修繕業務委託の実績		本店所在地	地元業者施工率	評価点

技術提案（建設発生土処分場）様式5	評価点	

総合評価落札方式による評価項目算定申告書（内訳）　（土木：様式2）土木一式・内訳・特殊工種なし

評価項目（施工能力評価型）

会社名

施工能力

【工事成績】　（配点）　10　鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上の同業種工事の成績又は経営事項審査の総合評定値　　評価点

工事成績を申告する場合（n件の評定点の合計+70）/（n+1）（小数点以下切捨）

	通知日	工事名	工事成績評定点
（例）	R7.6.1	市道〇〇号線道路改良工事	70
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
計算値			小数点以下切り捨て

総合評定値を申告する場合（工事の実績がない、又は工事成績の申告がない場合）

入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値（P）

【企業実績】　（配点）　2　直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の実績　　評価点

完成認定日	発注機関 三重県、鈴鹿市等	コリンズ登録番号 工事名	工事成績評定点

←評定点は鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門)発注工事のみ記載

【自社施工】　（配点）　8　入札参加者が受注した工事の自社施工する能力について、3項目（【元請施工】として自社施工する工種、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械）を、それぞれ入札者が申告した内容を評価　　評価点

【元請施工】

↓ 選択	発注する工事に特殊工種がない場合	点数
	該当する指定工種を元請のみで施工	4
	該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつB等級以下）で施工	3
	それ以外の施工	0

【施工班体制】

↓ 選択	発注する工事に特殊工種がない場合	点数	
	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工	2	⇒「(様式2)別紙」記載
	それ以外の施工	0	

【使用機械】

↓ 選択	発注する工事に特殊工種がない場合	点数	
	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	2	⇒「(様式2)別紙」記載
	それ以外の施工	0	

【災害時の事業継続力】

（配点）　2　建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況　　評価点

↓ 選択	事業継続計画の策定	点数
	中部地方整備局による認定又は三重県への登録あり	2
	上記の認定及び登録なし	0

総合評価落札方式による評価項目算定申告書（内訳）　（土木：様式２）土木一式・内訳・特殊工種あり

評価項目（施工能力評価型）

会社名

施工能力

【工事成績】　（配点）　10　鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上の同業種工事の成績又は経営事項審査の総合評定値

評価点

工事成績を申告する場合（n件の評定点の合計+70）/（n+1）（小数点以下切捨）

	通知日	工事名	工事成績評定点
（例）	R7.6.1	市道〇〇号線道路改良工事	70
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
計算値			

小数点以下切り捨て

総合評定値を申告する場合（工事の実績がない、又は工事成績の申告がない場合）

入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値（P）

【企業実績】　（配点）　2　直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の実績

評価点

完成認定日	発注機関 三重県、鈴鹿市等	コリンズ登録番号 工事名	工事成績評定点

←評定点は鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門)発注工事のみ記載

【自社施工】　（配点）　8　入札参加者が受注した工事の自社施工する能力について、3項目（【元請施工】として自社施工する工種、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械）を、それぞれ入札者が申告した内容を評価

評価点

【元請施工】

↓ 選択	発注する工事に特殊工種がある場合	点数
	該当する指定工種を元請のみで施工	4
	該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつB等級以下）で施工	3
	（該当する指定工種について）それ以外の施工	0
	特殊工種を元請のみで施工	1

【施工班体制】

↓ 選択	発注する工事に特殊工種がある場合	点数	
	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工	1	⇒「(様式2)別紙」記載
	それ以外の施工	0	

【使用機械】

↓ 選択	発注する工事に特殊工種がある場合	点数	
	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1	⇒「(様式2)別紙」記載
	(指定機械について)それ以外の施工	0	
	特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1	⇒「(様式2)別紙」記載

【災害時の事業継続力】

（配点）　2　建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況

評価点

↓ 選択	事業継続計画の策定	点数
	中部地方整備局による認定又は三重県への登録あり	2
	上記の認定及び登録なし	0

総合評価落札方式による評価項目算定申告書（内訳）　（土木：様式２　別紙）

会社名

【自社施工】　（様式１）【施工班体制】【使用機械】の評価項目にて、両方「それ以外の施工」を選択した場合はこの書類の提出は不要です。一方を「それ以外の施工」とした場合は、「それ以外の施工」とした【施工班体制】の氏名、又は【使用機械】のメーカー名へ「該当なし」と記載してください。

【施工班体制】　施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工

を履行するために、施工中に本工事へ従事する予定の自社作業員

（入札（開札）日において3か月以上の常勤雇用が確認できる書類を添付）　↓該当する場合は「○」を選択してください

	氏名	生年月日	3か月以上の常勤雇用
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

【使用機械】　特殊機械と指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース

指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース

のいずれかを履行するために、施工中に本工事で使用する予定の建設機械

（建設機械が元請の自社保有、又はファイナンスリース期間中であることが確認できる書類と、建設機械の全体の写真を添付）　↓該当する方を選択してください

	建設機械の種類	メーカー名	形式、型番等	所有又はリース
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※【施工班体制】及び、【使用機械】の項目に関して、入札時に申告があった内容について、工事施工中及び工事完了検査にて申告どおりに履行されたかを確認する。申告どおりの履行がされなかった場合には、工事完成認定日の翌日から翌年度末までの間に入札の公告が行われるすべての総合評価落札方式の工事１件当たり「５点」を総合評価点の合計値からそれぞれ減点するものとする。

※【施工班体制】について、本工事へ従事する予定の自社作業員が病気やケガをした等、また【使用機械】について、本工事で使用する予定の機械が定められた整備・点検を実施していたにもかかわらず故障した等、やむを得ず履行が困難となる場合には、早急に工事の監督職員へ報告すること。報告がされず、申告内容の履行がされていないことが発覚した場合には、理由によらず減点の対象とする。

総合評価落札方式による評価項目算定申告書（内訳）

（土木：様式3）土木一式・内訳

評価項目（施工能力評価型）

会社名

配置予定技術者

	氏名	生年月日	性別（↓選択）
主任（監理）技術者			
現場代理人			

【工事実績】（配点）2　配置予定の主任（監理）技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の主任（監理）技術者として従事した同業種公共工事の実績　評価点

完成認定日	発注機関 三重県、鈴鹿市等	コリンズ登録番号 工事名	工事成績評定点

←評定点は鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門)発注工事のみ記載

【資格保有】（配点）2　配置予定の主任（監理）技術者の資格保有状況　評価点

↓ 選択		点数
	1級国家資格、技術士のいずれかを保有している	2
	上記の資格なし	0

保有する資格名称

【担い手育成】（配点）4　配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価　評価点

↓ 選択		点数
	主任（監理）技術者が満39歳以下又は女性	2
	現場代理人が満39歳以下又は女性（主任（監理）技術者が兼務しない場合）	2
	上記のいずれも該当しない	0

【継続教育（CPD）】（配点）2　配置予定の主任（監理）技術者のCPD(継続教育制度)取組実績　評価点

↓ 選択	配置予定の主任（監理）技術者に	点数	取得単位	推奨単位
	各団体設定の1年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある	2		
	各団体設定の1年間推奨（目標）単位の1／2以上の単位取得がある	1		
	上記のいずれも該当しない	0		

手持工事量

【手持工事量】（配点）6　同業種に係る1級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率　評価点

公告日において有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書に記載された同業種に係る1級技術者数（人）	

	発注機関 三重県、鈴鹿市等	手持工事（請負金額2,000万円以上の同業種公共工事） 工事名	請負金額	契約工期 開始	契約工期 完了
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数　（件）
（1級技術者10名以上の場合は、1件を差し引く）

総合評価落札方式による評価項目算定申告書（内訳）

（土木：様式4）土木一式・内訳

評価項目（施工能力評価型）

会社名

労働環境

【労働環境】　（配点）　2　労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している

評価点

↓ 選択		点数
	労働安全衛生マネジメント認証を取得している ISO45001／JISQ45100／JISHA適格OSHMS／COHSMOS	2
	上記の認証なし	0

【建設キャリアアップシステム】

（配点）　3　建設キャリアアップシステムを導入している

評価点

↓ 選択		点数
	建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある（今回からの運用開始も含む）	3
	上記の登録、運用実績なし	0

社会貢献

（配点）　10　ア～クのうち該当する実績(認証取得)がある＝1項目につき2点(最大10点)
地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した5項目により評価する。

評価点

		選択項目	評価基準	点数
ア		障がい者雇用	障がい者雇用あり	2
		障害者雇用促進法により義務付けられている企業である。		
イ		障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定）の認証の取得	障害者雇用優良中小企業主として認定あり	2
ウ		鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結あり（所属する団体の代表による協定締結を含む）	2
		協定を締結した企業名称又は団体名称等 ⇒		
エ		環境マネジメントシステムの認証	ISO14001、M-EMS（ステップ2又はステップ1）のいずれかの認証所得あり	2
オ		職場環境の向上のために、労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定	安全衛生優良企業認定、健康経営優良法人、くるみん認定、えるぼし認定、ユースエール認定又はこれらに関係して新設された認定のいずれかの認定あり	2
カ		みえの働き方改革推進企業登録制度への登録	みえの働き方改革推進企業登録制度への登録あり	2
キ		「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録	三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として、「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の全ての項目の登録があり	2
ク		ボランティア活動の実施	直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について2回以上参加又は実施した実績あり	
		鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ2回以上参加あり		2
		三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」へ登録し活動した実績又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」により活動した実績が2回以上あり		1
		上記ア～クの全て該当なし		0

地域貢献

【地域維持型維持管理業務委託の実績】

（配点）　2　直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績

評価点

↓ 選択		点数
	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2
	上記の実績なし	0

総合評価落札方式による評価項目算定申告書（内訳）

（土木：様式5）土木一式・内訳

会社名

評価項目（施工能力評価型）

地域貢献

【本店所在地】

（配点） 2 本店所在地

評価点

↓ 選択		点数
	市内に本店を有する	2
	市外に本店を有する	0

【地元業者施工率】

（配点） 3 入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合

評価点

↓ 選択		点数
	市内本店業者（元請及び1次下請）にて施工する割合が80%以上	3
	市内本店業者（元請及び1次下請）にて施工する割合が80%未満	0

技術提案

【建設発生土処分場】

（配点） 1 自主的な建設発生土の処分場の確保

評価点

↓ 選択		点数
	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1
	上記の確保なし	0

処分場土地地番 （〇〇町〇〇番地 等）

技術提案書　　（様式6）土木一式・技術提案

提案項目	1．工程管理に関する提案
工事名	
課題（テーマ）	

提案内容
【提案1】・・・・・・ 【提案2】・・・・・・ 【提案3】・・・・・・

【留意事項】・様式は、A4片面印刷とする。 ・提案項目1、2及び3の提案内容等（上限3提案まで）は、それぞれ1ページ以内に収まるように記述し、提出すること。 ・記述する文字の大きさは、11 ポイントとすること。 ・入札参加者が特定できる企業名等の記述はしないこと。 ・発注者が様式として記述した箇所（提案項目1、2及び3の見出し欄、工事名、課題、ページ下の備考など）は加筆、修正及び削除しないこと。

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）　【舗装工事】

工事名	

【価格以外の評価点（施工能力評価型・特殊工種なし）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 舗装	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
施工能力	工事成績	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局（下水道部門に限る）が発注した工事のうち、直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額500万円以上の同業種工事の工事成績又は経営事項審査における総合評定値(P)	80点以上	10	10	21	【工事成績】 計算値＝（n件の評定点の合計+70）／（n+1）（小数点以下切捨） 同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数（n）の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値（小数点以下切捨） を左記のとおりの評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。 【総合評定値】 評価点＝(総合評定値(P)－900)÷50（小数点以下切捨） 実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の 同業種工事に係る総合評定値（P）の値から900点を差し引き50で除した値（小数点以下切捨）を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。	様式２（特殊工種なし）	【工事成績】 評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書 【総合評定値】 経営規模等評価結果通知書
			79点	9					
			78点	8					
			77点	7					
			76点	6					
			75点	5					
			74点	4					
			73点	3					
			72点	2					
			71点	1					
			70点以下	0					
			経審（P）1000点以上	2					
			経審（P）950点以上1000点未満	1					
			経審（P）950点未満	0					
	企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額500万円以上の同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2		同業種公共工事の元請又はＪＶ構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。		契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	自社施工	入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価	該当する指定工種を元請のみで施工	4	9		入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定工種は別途規定する。 評価の対象とする下請の「Ｂ等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のＢ等級以下に格付された者とする。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつＢ等級以下）で施工	3					
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね２名以上常時配置し施工	2			入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札(開札)日において３か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械と申告した内容を評価	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	3			当該工事の施工に使用する建設機械について、入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定機械は別途規定する。 ファイナンスリース以外のリース（賃貸借）契約は評価の対象としない。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
配置予定技術者	工事実績	配置予定の主任（監理）技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額500万円以上の主任（監理）技術者として従事した同業種公共工事の実績	実績１件あり	2	2	11	評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。	様式３	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	資格保有	配置予定の主任（監理）技術者の資格保有状況	１級国家資格、技術士のいずれか（又は指定された資格）を保有している	1	3		１級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している)場合に評価する。 １級舗装施工管理技術者又は２級舗装施工管理技術者を保有している場合に追加で評価する。 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、１級国家資格者（建設業法による１級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。		配置予定の主任（監理）技術者の資格証
			１級舗装施工管理技術者を保有している	2					
			２級舗装施工管理技術者を保有している	1					
			上記の資格なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	担い手育成	配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	以下の基準に該当あり＝１項目につき２点（２項目４点まで）		4		配置する技術者等は、入札（開札）日において、３か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。 ※現場代理人について、主任（監理）技術者が兼務する場合は評価しない（評価点は２点となる）。		配置予定技術者等の年齢を確認できる書類
			主任（監理）技術者が満39歳以下又は女性	2					
			現場代理人が満39歳以下又は女性	2					
			上記のいずれも該当しない	0					
	継続教育（ＣＰＤ）	配置予定の主任（監理）技術者のＣＰＤ(継続教育制度)取組実績	各団体設定の１年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合	2	2		前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の１年間において、建設系ＣＰＤ協議会又は建築ＣＰＤ運営会議等の加盟団体のうちいずれか１団体が証明又は認定した合計取得単位数（相互承認を受けたＣＰＤ単位を含む）が、当該団体の１年間の推奨単位以上ある場合に評価する。１年間の推奨単位を設定していない団体のＣＰＤ単位は評価の対象としない。		各団体が発行するＣＰＤ実績証明書等（発注者が求めた場合、１年間の推奨(目標)単位が分かる資料等）
			各団体設定の１年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合の１／２以上の単位取得がある場合	1					
			上記のいずれも該当しない	0					
手持工事量	手持工事量	同業種に係る１級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率	0=手持工事量	6	6	6	請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数／同業種に係る1級技術者数 １級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を１件差し引く。 対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。 ①公告日において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事 ②開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事 ③開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事		提出する確認資料なし （発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する）コリンズ・経営規模等評価結果通知書
			0<手持工事量≦0.13	4					
			0.13<手持工事量≦0.23	2					
			0.23<手持工事量≦0.33	1					
			0.33<手持工事量	0					
労働環境	労働環境	労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している	労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2	2	5	次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。　ISO45001／JISQ45100／JISHA適格OSHMS／COHSMOS	様式４	評価証・適合証明書等
			上記の認証なし	0					
	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムを導入している	建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある（今回からの運用開始も含む）	3	3		事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。 今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加点し、実績の確認資料を着工日から１ヶ月以内に提出することとする。		登録完了・現場運用確認資料
			上記の登録、運用実績なし	0					
社会貢献	アへクのうち該当する実績(認証取得)がある＝１項目につき2点(最大10点、一部１項目１点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した５項目により評価する。				10	10	ア．障害者雇用促進法により義務つけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。 イ．障害者雇用優良中小企業主として認定があること。 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること（団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む）。 エ．ISO、M-EMSの認証取得していること。 オ．厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定（「安全衛生優良企業認定　ホワイトマーク」、「健康経営優良法人　ホワイト500」、「健康経営優良法人　ブライト500」、「健康経営優良法人」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」、「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」、「ユースエール認定」又はこれらに関係して新設された認定のいずれか）があること。 カ．みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。 ク．直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について２回以上参加又は実施した実績があること。 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ２回以上参加＝２点 三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を２回以上実施＝１点 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績１回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績１回を合計して２回の実績とする場合の評価は１点とする。	様式４	ア．障害者雇用状況報告書・障害者手帳・常勤雇用確認資料 イ．認定通知書 ウ．防災協定書 エ．登録証等 オ．認定証等 カ．登録証等 キ．Webページの写し ク．制度登録が確認できるWebページ 等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等
	障がい者雇用 防災協定 環境マネジメントシステム 職場環境 若手技術者の確保 ボランティア活動	ア．障がい者雇用の有無 イ．障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定）の認証の取得の有無 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結の有無 エ．ISO14001、M-EMS（ステップ２又はステップ１）のいずれかの認証取得の有無 オ．職場環境の向上のために、労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定の有無 カ．「みえの働き方改革推進企業登録制度」の登録の有無 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録の有無 ク．ボランティア活動の実施	５項目該当	10（9）					
			４項目該当	8（7）					
			３項目該当	6（5）					
			２項目該当	4（3）					
			１項目該当	2（1）					
			該当（実績）なし	0					
地域貢献	地域維持型維持修繕業務委託の実績	直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2	2	2	当該工事の入札に参加する者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したＪＶの構成員である場合に評価する。		契約書
			上記の実績なし	0					
	本店所在地	本店所在地（市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内に本店を有する	2	2	2	本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。ＪＶの場合、代表者を評価対象とする。	様式５	評価項目算定申告書
			市外に本店を有する	0					
	地元業者施工率	入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び１次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合 （市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%以上	3	3	3	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び１次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のことをいう。元請が市内本店業者以外の場合は、１次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。２次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該１次下請の下請負金額の全額を対象としない。 別途条件：（別途条件（除外する工種、機器費の有無等）がない場合は不要につき削除）		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が60%未満	0					
合計（施工能力等）					60	60	←（評価項目に【本店所在地】【地元業者施工率】を追加する場合は、60点に変更する）		
技術提案	建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 （建設発生土が見込まれる工事に追加する。） （建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除）	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1	(1)	(1)	※100㎥以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式５	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書
			上記の確保なし	0					
合計（技術提案）					(1)	(1)	←（評価項目に【建設発生土処分場】を追加する場合は変更する）		

【価格点】

入札価格	【価格点】＝定数300×（1-入札価格/予定価格）（小数点以下切り捨て）			0～75				入札書

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）　【舗装工事】

工事名	

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種なし）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 舗装	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
施工能力	工事成績	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額500万円以上の同業種工事の工事成績又は経営事項審査における総合評定値(P)	80点以上	10	10	21	【工事成績】 計算値＝（n件の評定点の合計+70）/（n+1）（小数点以下切捨） 同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数（n）の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値（小数点以下切捨）を左記のとおりの評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。 【総合評定値】 評価点＝(総合評定値(P)ー900)÷50（小数点以下切捨） 実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値（P）の値から900点を差し引き50で除した値（小数点以下切捨）を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。	様式２（特殊工種なし）	【工事成績】 評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書 【総合評定値】 経営規模等評価結果通知書
			79点	9					
			78点	8					
			77点	7					
			76点	6					
			75点	5					
			74点	4					
			73点	3					
			72点	2					
			71点	1					
			70点以下	0					
			経審（P）1000点以上	2					
			経審（P）950点以上1000点未満	1					
			経審（P）950点未満	0					
	企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額500万円以上の同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2		同業種公共工事の元請又はＪＶ構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。		契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	自社施工	入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価	該当する指定工種を元請のみで施工	4	9		入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定工種は別途規定する。 評価の対象とする下請の「Ｂ等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のＢ等級以下に格付された者とする。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつＢ等級以下）で施工	3					
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね２名以上常時配置し施工	2			入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札(開札)日において３か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械と申告した内容を評価	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	3			当該工事の施工に使用する建設機械について、入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定機械は別途規定する。 ファイナンスリース以外のリース（賃貸借）契約は評価の対象としない。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
配置予定技術者	工事実績	配置予定の主任（監理）技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額500万円以上の主任（監理）技術者として従事した同業種公共工事の実績	実績１件あり	2	2	11	評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。	様式３	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	資格保有	配置予定の主任（監理）技術者の資格保有状況	１級国家資格、技術士のいずれか（又は指定された資格）を保有している	1	3		１級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している)場合に評価する。 １級舗装施工管理技術者又は２級舗装施工管理技術者を保有している場合に追加で評価する。 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、１級国家資格者（建設業法による１級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。		配置予定の主任（監理）技術者の資格証
			１級舗装施工管理技術者を保有している	2					
			２級舗装施工管理技術者を保有している	1					
			上記の資格なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	担い手育成	配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	以下の基準に該当あり＝１項目につき２点（２項目４点まで）		4		配置する技術者等は、入札（開札）日において、３か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。 ※現場代理人について、主任（監理）技術者が兼務する場合は評価しない（評価点は２点となる）。		配置予定技術者等の年齢を確認できる書類
			主任（監理）技術者が満39歳以下又は女性	2					
			現場代理人が満39歳以下又は女性	2					
			上記のいずれも該当しない	0					
	継続教育(ＣＰＤ)	配置予定の主任（監理）技術者のＣＰＤ(継続教育制度)取組実績	各団体設定の１年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合	2	2		前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の１年間において、建設系ＣＰＤ協議会又は建築ＣＰＤ運営会議等の加盟団体のうちいずれか１団体が証明又は認定した合計取得単位数（相互承認を受けたＣＰＤ単位を含む）が、当該団体の１年間の推奨単位以上ある場合に評価する。１年間の推奨単位を設定していない団体のＣＰＤ単位は評価の対象としない。		各団体が発行するＣＰＤ実績証明書等（発注者が求めた場合、１年間の推奨(目標)単位が分かる資料等）
			各団体設定の１年間推奨（目標）単位の１／２以上の単位取得がある場合	1					
			上記のいずれも該当しない	0					
手持工事量	手持工事量	同業種に係る１級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率	0=手持工事量	6	6	6	請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数／同業種に係る1級技術者数 １級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を１件差し引く。 対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。 ①公告日において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事 ②開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事 ③開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事		提出する確認資料なし （発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する）コリンズ・経営規模等評価結果通知書
			0<手持工事量≦0.13	4					
			0.13<手持工事量≦0.23	2					
			0.23<手持工事量≦0.33	1					
			0.33<手持工事量	0					
労働環境	労働環境	労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している	労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2	2	5	次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。　ISO45001／JISQ45100／JISHA適格OSHMS／COHSMOS	様式４	評価証・適合証明書等
			上記の認証なし	0					
	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムを導入している	建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある（今回からの運用開始も含む）	3	3		事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。 今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加点し、実績の確認資料を着工日から１ヶ月以内に提出することとする。		登録完了・現場運用確認資料
			上記の登録、運用実績なし	0					
社会貢献	ア～クのうち該当する実績(認証取得)がある＝１項目につき2点(最大10点、一部１項目１点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した５項目により評価する。				10	10	ア．障害者雇用促進法により義務つけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。 イ．障害者雇用優良中小企業主として認定があること。 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること（団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む）。 エ．ISO、M-EMSの認証取得していること。 オ．厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定（「安全衛生優良企業認定　ホワイトマーク」、「健康経営優良法人　ホワイト500」、「健康経営優良法人　ブライト500」、「健康経営優良法人」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」、「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」、「ユースエール認定」又はこれらに関係して新設された認定のいずれか）があること。 カ．みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。 ク．直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について２回以上参加又は実施した実績があること。 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ２回以上参加＝２点 三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を２回以上実施＝１点 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績１回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績１回を合計して２回の実績とする場合の評価は１点とする。	様式４	ア．障害者雇用状況報告書・障害者手帳・常勤雇用確認資料 イ．認定通知書 ウ．防災協定書 エ．登録証等 オ．認定証等 カ．登録証等 キ．Webページの写し ク．制度登録が確認できるWebページ 等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等
	障がい者雇用 防災協定 環境マネジメントシステム 職場環境 若手技術者の確保 ボランティア活動	ア．障がい者雇用の有無 イ．障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定）の認証の取得の有無 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結の有無 エ．ISO14001、M-EMS（ステップ２又はステップ１）のいずれかの認証取得の有無 オ．職場環境の向上のために、労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定の有無 カ．「みえの働き方改革推進企業登録制度」の登録の有無 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録の有無 ク．ボランティア活動の実施	５項目該当	10（9）					
			４項目該当	8（7）					
			３項目該当	6（5）					
			２項目該当	4（3）					
			１項目該当	2（1）					
			該当（実績）なし	0					
地域貢献	地域維持型維持修繕業務委託の実績	直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2	2	2	当該工事の入札に参加する者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したＪＶの構成員である場合に評価する。		契約書
			上記の実績なし	0					
	本店所在地	本店所在地（市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内に本店を有する	2	2	2	本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。ＪＶの場合、代表者を評価対象とする。	様式５	評価項目算定申告書
			市外に本店を有する	0					
	地元業者施工率	入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び１次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合 （市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%以上	3	3	3	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び１次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、１次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。２次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該１次下請の下請負金額の全額を対象としない。 別途条件：（別途条件（除外する工種、機器費の有無等）がない場合は不要につき削除）		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%未満	0					
合計（施工能力等）					60	60	←（評価項目に【本店所在地】【地元業者施工率】を追加する場合は、60点に変更する）		

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）　【舗装工事】

工事名	

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種なし）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 舗装	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
技術提案 ※技術提案書の作成方法及び添付資料等はガイドラインを参照	提案項目 課題・テーマ①	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載）	技術審査会の構成員1人あたり（傾斜配点する場合は変更） 極めて優れている	4	20	60 （40（提案２項目の場合））	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式６	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
			工夫が見られ優れている	3					
			少し工夫が見られる	2					
			標準的な提案である	1					
			上記以外	0					
	提案項目 課題・テーマ②	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載）	技術審査会の構成員1人あたり 極めて優れている	4	20		発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）		技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
			工夫が見られ優れている	3					
			少し工夫が見られる	2					
			標準的な提案である	1					
			上記以外	0					
	提案項目 課題・テーマ③	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載、求める提案が２項目の場合は削除するか斜線を引く）	技術審査会の構成員1人あたり 極めて優れている	4	20		発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）		技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
			工夫が見られ優れている	3					
			少し工夫が見られる	2					
			標準的な提案である	1					
			上記以外	0					
	建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 （建設発生土が見込まれる工事に追加する。） （建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除）	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1	(1)	(1)	※100㎥以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式５	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書
			上記の確保なし	0					
合計（技術提案）					60	60	←（技術提案項目数によって、又は評価項目に【建設発生土処分場】を追加する場合は変更する）		

【価格点】

入札価格	【価格点】＝定数300×（1-入札価格/予定価格）（小数点以下切り捨て）			0～75				入札書

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）

【舗装工事】

工事名	

【価格以外の評価点（施工能力評価型・特殊工種あり）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 舗装	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
施工能力	工事成績	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局（下水道部門に限る）が発注した工事のうち、直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額500万円以上の同業種工事の工事成績又は経営事項審査における総合評定値（P）	80点以上	10	10	21	【工事成績】 計算値＝（n件の評定点の合計+70）／（n+1）（小数点以下切捨） 同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数（n）の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値（小数点以下切捨） を左記のとおりの評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。 【総合評定値】 評価点＝(総合評定値(P)ー900)÷50（小数点以下切捨） 実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の 同業種工事に係る総合評定値（P）の値から900点を差し引き50で除した値（小数点以下切捨）を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。	様式２ （特殊工種あり）	【工事成績】 評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書 【総合評定値】 経営規模等評価結果通知書
			79点	9					
			78点	8					
			77点	7					
			76点	6					
			75点	5					
			74点	4					
			73点	3					
			72点	2					
			71点	1					
			70点以下	0					
			経審（P）1000点以上	2					
			経審（P）950点以上1000点未満	1					
			経審（P）950点未満	0					
	企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額500万円以上の同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2		同業種公共工事の元請又はＪＶ構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。		契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	自社施工	入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価	該当する指定工種を元請のみで施工	4	9		入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定工種は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊工種は別紙のとおりとする。 評価の対象とする下請の「Ｂ等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のＢ等級以下に格付された者とする。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつＢ等級以下）で施工	3					
			それ以外の施工	0					
			特殊工種を元請のみで施工	1					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね２名以上常時配置し施工	1			入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札(開札)日において３か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械と申告した内容を評価	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	2			当該工事の施工に使用する建設機械について、入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定機械は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊機械は別紙のとおりとする。 ファイナンスリース以外のリース（賃貸借）契約は評価の対象としない。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
			特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1					
配置予定技術者	工事実績	配置予定の主任（監理）技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額500万円以上の主任（監理）技術者として従事した同業種公共工事の実績	実績１件あり	2	2	11	評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。	様式３	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	資格保有	配置予定の主任（監理）技術者の資格保有状況	１級国家資格、技術士のいずれか（又は指定された資格）を保有している	1	3		１級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している)場合に評価する。 １級舗装施工管理技術者又は２級舗装施工管理技術者を保有している場合に追加で評価する。 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、１級国家資格者（建設業法による１級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。		配置予定の主任(監理)技術者の資格証
			１級舗装施工管理技術者を保有している	2					
			２級舗装施工管理技術者を保有している	1					
			上記の資格なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	担い手育成	配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	以下の基準に該当あり＝１項目につき2点（２項目4点まで）		4		配置する技術者等は、入札(開札)日において、３か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。 ※現場代理人について、主任（監理）技術者が兼務する場合は評価しない（評価点は２点となる）。		配置予定技術者の年齢を確認できる書類
			主任（監理）技術者が満39歳以下又は女性	2					
			現場代理人が満39歳以下又は女性	2					
			上記のいずれも該当しない	0					
	継続教育（ＣＰＤ）	配置予定の主任（監理）技術者のＣＰＤ(継続教育制度)取組実績	各団体設定の１年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合	2	2		前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の１年間において、建設系ＣＰＤ協議会又は建築ＣＰＤ運営会議等の加盟団体のうちいずれか１団体が証明又は認定した合計取得単位数（相互承認を受けたＣＰＤ単位を含む）が、当該団体の１年間の推奨単位以上ある場合に評価する。１年間の推奨単位を設定していない団体のＣＰＤ単位は評価の対象としない。		各団体が発行するＣＰＤ実績証明書等（発注者が求めた場合、１年間の推奨(目標)単位が分かる資料等）
			各団体設定の１年間推奨（目標）単位の１／２以上の単位取得がある場合	1					
			上記のいずれも該当しない	0					
手持工事量	手持工事量	同業種に係る１級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率	0=手持工事量	6	6	6	請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数／同業種に係る1級技術者数 １級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を１件差し引く。 対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。 ①公告日において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事 ②開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事 ③開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事		提出する確認資料なし （発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する）コリンズ・経営規模等評価結果通知書
			0<手持工事量≦0.13	4					
			0.13<手持工事量≦0.23	2					
			0.23<手持工事量≦0.33	1					
			0.33<手持工事量	0					
労働環境	労働環境	労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している	労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2	2	5	次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。　ISO45001／JISQ45100／JISHA適格OSHMS／COHSMOS	様式４	評価証・適合証明書等
			上記の認証なし	0					
	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムを導入している	建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある（今回からの運用開始も含む）	3	3		事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。 今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加点し、実績の確認資料を着工日から１ヶ月以内に提出することとする。		登録完了・現場運用確認資料
			上記の登録、運用実績なし	0					
社会貢献	ア～クのうち該当する実績(認証取得)がある＝１項目につき2点(最大10点、一部１項目１点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した５項目により評価する。				10	10	ア．障害者雇用促進法により義務つけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。 イ．障害者雇用優良中小企業主として認定があること。 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること（団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む）。 エ．ISO、M-EMSの認証取得していること。 オ．厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定（「安全衛生優良企業認定　ホワイトマーク」、「健康経営優良法人　ホワイト500」、「健康経営優良法人　ブライト500」、「健康経営優良法人」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」、「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」、「ユースエール認定」又はこれらに関係して新設された認定のいずれか）があること。 カ．みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。 ク．直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について２回以上参加又は実施した実績があること。 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ２回以上参加＝２点 三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を２回以上実施＝１点 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績１回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績１回を合計して２回の実績とする場合の評価は１点とする。		ア．障害者雇用状況報告書・障害者手帳・常勤雇用確認資料 イ．認定通知書 ウ．防災協定書 エ．登録証等 オ．認定証等 カ．登録証等 キ．Webページの写し ク．制度登録が確認できるWebページ等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等
	障がい者雇用 防災協定 環境マネジメントシステム 職場環境 若手技術者の確保 ボランティア活動	ア．障がい者雇用の有無 イ．障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定）の認証の取得の有無 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結の有無 エ．ISO14001、M-EMS（ステップ２又はステップ１）のいずれかの認証取得の有無 オ．職場環境の向上のために、労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定の有無 カ．「みえの働き方改革推進企業登録制度」の登録の有無 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録の有無 ク．ボランティア活動の実施	５項目該当	10（9）					
			４項目該当	8（7）					
			３項目該当	6（5）					
			２項目該当	4（3）					
			１項目該当	2（1）					
			該当（実績）なし	0					
地域貢献	地域維持型維持修繕業務委託の実績	直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2	2	2	当該工事の入札に参加する者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したＪＶの構成員である場合に評価する。		契約書
			上記の実績なし	0					
	本店所在地	本店所在地（市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内に本店を有する	2	2	2	本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。ＪＶの場合、代表者を評価対象とする。	様式５	評価項目算定申告書
			市外に本店を有する	0					
	地元業者施工率	入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び１次下請)にて施工する割合が市内本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%以上	3	3	3	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び１次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、１次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。２次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該１次下請の下請負金額の全額を対象としない。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%未満	0			別途条件：（別途条件（除外する工種、機器費の有無等）がない場合は不要につき削除）		
合計（施工能力等）					60	60	←（評価項目に【本店所在地】【地元業者施工率】を追加する場合は、60点に変更する）		
技術提案	建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 （建設発生土が見込まれる工事に追加する。） （建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除）	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1	(1)	(1)	※100m³以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式５	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書
			上記の確保なし	0					
合計（技術提案）					(1)	(1)	←（評価項目に【建設発生土処分場】を追加する場合は変更する）		

【価格点】

入札価格	【価格点】＝定数300×（1-入札価格/予定価格）（小数点以下切り捨て）			0～75			入札書

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）　【舗装工事】

工事名	

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種あり）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 舗装	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
施工能力	工事成績	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額500万円以上の同業種工事の工事成績又は経営事項審査における総合評定値(P)	80点以上	10	10	21	【工事成績】 計算値＝（n件の評定点の合計+70）/（n+1）（小数点以下切捨） 同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数（n）の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値（小数点以下切捨）を左記のとおりの評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。 【総合評定値】 評価点＝(総合評定値(P)ー900)÷50（小数点以下切捨） 実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値（P）の値から900点を差し引き50で除した値（小数点以下切捨）を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。	様式２（特殊工種あり）	【工事成績】 評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書 【総合評定値】 経営規模等評価結果通知書
			79点	9					
			78点	8					
			77点	7					
			76点	6					
			75点	5					
			74点	4					
			73点	3					
			72点	2					
			71点	1					
			70点以下	0					
			経審（P）1000点以上	2					
			経審（P）950点以上1000点未満	1					
			経審（P）950点未満	0					
	企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額500万円以上の同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2		同業種公共工事の元請又はＪＶ構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。		契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	自社施工	入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価	該当する指定工種を元請のみで施工	4	9		入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定工種は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊工種は別紙のとおりとする。 評価の対象とする下請の「Ｂ等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付委嘱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のＢ等級以下に格付された者とする。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつＢ等級以下）で施工	3					
			それ以外の施工	0					
			特殊工種を元請のみで施工	1					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね２名以上常時配置し施工	1			入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札(開札)日において３か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械と申告した内容を評価	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	2			当該工事の施工に使用する建設機械について、入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定機械は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊機械は別紙のとおりとする。 ファイナンスリース以外のリース（賃貸借）契約は評価の対象としない。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			それ以外の施工	0					
			特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1					
配置予定技術者	工事実績	配置予定の主任（監理）技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の主任（監理）技術者として従事した同業種公共工事の実績	実績１件あり	2	2	11	評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。	様式３	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
			実績なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	資格保有	配置予定の主任（監理）技術者の資格保有状況	１級国家資格、技術士のいずれか（又は指定された資格）を保有している	1	3		１級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している)場合に評価する。 １級舗装施工管理技術者又は２級舗装施工管理技術者を保有している場合に追加で評価する。 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、１級国家資格者（建設業法による１級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。		配置予定の主任（監理）技術者の資格証
			１級舗装施工管理技術者を保有している	2					
			２級舗装施工管理技術者を保有している	1					
			上記の資格なし	0			別途条件：（別途条件がない場合は不要につき削除）		
	担い手育成	配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	以下の基準に該当あり＝１項目につき2点（２項目4点まで）		4		配置する技術者等は、入札(開札)日において、３か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。 ※現場代理人について、主任（監理）技術者が兼務する場合は評価しない（評価点は２点となる）。		配置予定技術者等の年齢を確認できる書類
			主任（監理）技術者が満39歳以下又は女性	2					
			現場代理人が満39歳以下又は女性	2					
			上記のいずれも該当しない	0					
	継続教育（ＣＰＤ）	配置予定の主任（監理）技術者のＣＰＤ(継続教育制度)取組実績	各団体設定の１年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合	2	2		前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の１年間において、建設系ＣＰＤ協議会又は建築ＣＰＤ運営会議等の加盟団体のうちいずれか１団体が証明又は認定した合計取得単位数（相互承認を受けたＣＰＤ単位を含む）が、当該団体の１年間の推奨単位以上ある場合に評価する。１年間の推奨単位を設定していない団体のＣＰＤ単位は評価の対象としない。		各団体が発行するＣＰＤ実績証明書等（発注者が求めた場合、１年間の推奨(目標)単位が分かる資料等）
			各団体設定の１年間推奨（目標）単位の１／２以上の単位取得がある場合	1					
			上記のいずれも該当しない	0					
手持工事量	手持工事量	同業種に係る１級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率	0=手持工事量	6	6	6	請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数／同業種に係る1級技術者数 1級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を１件差し引く。 対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。 ①公告日において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事 ②開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事 ③開札予定時刻において、元請又はＪＶ構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事		提出する確認資料なし （発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する）コリンズ・経営規模等評価結果通知書
			0＜手持工事量≦0.13	4					
			0.13＜手持工事量≦0.23	2					
			0.23＜手持工事量≦0.33	1					
			0.33＜手持工事量	0					
労働環境	労働環境	労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している	労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2	2	5	次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。　ISO45001／JISQ45100／JISHA適格OSHMS／COHSMOS	様式４	評価証・適合証明書等
			上記の認証なし	0					
	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムを導入している	建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある（今回からの運用開始も含む）	3	3		事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。 今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加点し、実績の確認資料を着工日から１ヶ月以内に提出することとする。		登録完了・現場運用確認資料
			上記の登録、運用実績なし	0					
社会貢献	ア～クのうち該当する実績(認証取得)がある＝１項目につき2点(最大10点、一部１項目１点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した５項目により評価する。				10	10	ア．障害者雇用促進法により義務づけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。 イ．障害者雇用優良中小企業主として認定があること。 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること（団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む）。 エ．ISO、M-EMSの認証取得していること。 オ．厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定（「安全衛生優良企業認定　ホワイトマーク」、「健康経営優良法人　ホワイト500」、「健康経営優良法人　ブライト500」、「健康経営優良法人」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」、「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」、「ユースエール認定」又はこれらに関係して新設された認定のいずれか）があること。 カ．みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。 ク．直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について２回以上参加又は実施した実績があること。 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ２回以上参加＝２点 三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を２回以上実施＝１点 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績１回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績１回を合計して２回の実績とする場合の評価は１点とする。		
	障がい者雇用 防災協定 環境マネジメントシステム 職場環境 若手技術者の確保 ボランティア活動	ア．障がい者雇用の有無 イ．障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定）の認証の取得の有無 ウ．鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結の有無 エ．ISO14001、M-EMS（ステップ２又はステップ１）のいずれかの認証取得の有無 オ．職場環境の向上のために、労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定の有無 カ．「みえの働き方改革推進企業登録制度」の登録の有無 キ．三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録の有無 ク．ボランティア活動の実施	５項目該当	10（9）					
			４項目該当	8（7）					
			３項目該当	6（5）					
			２項目該当	4（3）					
			１項目該当	2（1）					
			該当（実績）なし	0					
地域貢献	地域維持型維持修繕業務委託の実績	直近過去３年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2	2	2	当該工事の入札に参加する者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したＪＶの構成員である場合に評価する。		契約書
			上記の実績なし	0					
	本店所在地	本店所在地（市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内に本店を有する	2	2	2	本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。ＪＶの場合、代表者を評価対象とする。	様式５	評価項目算定申告書
			市外に本店を有する	0					
	地元業者施工率	入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び１次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合（市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（ＪＶ）が入札参加できる場合に追加する。）	市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%以上	3	3	3	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び１次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、１次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。２次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該１次下請の下請負金額の全額を対象としない。		評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり
			市内本店業者（元請及び１次下請）にて施工する割合が80%未満	0			別途条件：（別途条件（除外する工種、機器費の有無等）がない場合は不要につき削除）		
合計（施工能力等）					60	60	←（評価項目に【本店所在地】【地元業者施工率】を追加する場合は、60点に変更する）		

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）　【舗装工事】

工事名	

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種あり）】

評価項目			評価基準	評価点	配点 舗装	配点 小計	評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等（確認資料は書類の写しの提出を認める）
技術提案 ※技術提案書の作成方法及び添付資料等はガイドラインを参照	提案項目 課題・テーマ①	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載）	技術審査会の構成員1人あたり（傾斜配点する場合は変更） 極めて優れている	4	20	60 （40（提案２項目の場合））	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式６	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
			工夫が見られ優れている	3					
			少し工夫が見られる	2					
			標準的な提案である	1					
			上記以外	0					
	提案項目 課題・テーマ②	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載）	技術審査会の構成員1人あたり 極めて優れている	4	20		発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）		技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
			工夫が見られ優れている	3					
			少し工夫が見られる	2					
			標準的な提案である	1					
			上記以外	0					
	提案項目 課題・テーマ③	提案項目：（提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載） 課題・テーマ （提案を求める課題・テーマを記載）	技術審査会の構成員1人あたり 極めて優れている	4	20		発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）		技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
			工夫が見られ優れている	3					
			少し工夫が見られる	2					
			標準的な提案である	1					
			上記以外	0					
	建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 （建設発生土が見込まれる工事に追加する。） （建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除）	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1	(1)	(1)	※100㎥以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式５	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書
			上記の確保なし	0					
合計（技術提案）					60	60			

【価格点】

入札価格	【価格点】＝定数300×（1-入札価格/予定価格）（小数点以下切り捨て）			0～75				入札書

（舗装：様式１）舗装・表紙・特殊工種なし

評価項目算定申告書

住　所			
商号又は名称			
代表者			
TEL		業者番号	

担当者 （記入者）	
e-mail	

工事名	
工事場所	

上記工事の評価項目算定申告書及び資料を提出します。なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと並びに同申告書及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

評価項目（施工能力評価型）				**評価点合計**	
施工能力 (様式2)	工事成績	企業実績	自社施工		評価点
配置予定技術者 (様式3)	工事実績	資格保有	担い手育成	継続教育(CPD)	評価点
手持工事量 (様式3)	手持工事量				評価点
労働環境 (様式4)	労働環境	建設キャリアアップシステム			評価点
社会貢献 (様式4)	社会貢献				評価点
地域貢献 (様式4)	地域維持型維持修繕業務委託の実績	本店所在地	地元業者施工率		評価点

技術提案（建設発生土処分場）様式5	**評価点**	

（舗装：様式１）舗装・表紙・特殊工種あり

評価項目算定申告書

住　所			
商号又は名称			
代表者			
TEL		業者番号	

担当者 （記入者）	
e-mail	

工事名	
工事場所	

上記工事の評価項目算定申告書及び資料を提出します。なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと並びに同申告書及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

評価項目（施工能力評価型）				評価点 合計	
施工能力 (様式2)	工事成績	企業実績	自社施工		評価点
配置予定技術者 (様式3)	工事実績	資格保有	担い手育成	継続教育(CPD)	評価点
手持工事量 (様式3)	手持工事量				評価点
労働環境 (様式4)	労働環境	建設キャリアアップシステム			評価点
社会貢献 (様式4)	社会貢献				評価点
地域貢献 (様式4)	地域維持型維持修繕業務委託の実績	本店所在地	地元業者施工率		評価点

技術提案（建設発生土処分場）様式5	評価点	

総合評価落札方式による評価項目算定申告書（内訳）　（舗装：様式２）舗装・内訳・特殊工種なし

評価項目（施工能力評価型）

会社名

施工能力

【工事成績】　（配点）　10　鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額500万円以上の同業種工事の成績又は経営事項審査の総合評定値（P）　評価点

工事成績を申告する場合（n件の評定点の合計+70）/（n+1）（小数点以下切捨）

	通知日	工事名	工事成績評定点
（例）	R7.6.1	市道〇〇号線道路改良工事	70
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
計算値			小数点以下切り捨て

総合評定値を申告する場合（工事の実績がない、又は工事成績の申告がない場合）

入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値（P）

【企業実績】　（配点）　2　直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額500万円以上の同業種公共工事の実績　評価点

完成認定日	発注機関 三重県、鈴鹿市等	コリンズ登録番号 工事名	工事成績評定点

←評定点は鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門)発注工事のみ記載

【自社施工】　（配点）　8　入札参加者が受注した工事の自社施工する能力について、3項目（【元請施工】として自社施工する工種、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械）を、それぞれ入札者が申告した内容を評価　評価点

【元請施工】

↓ 選択	発注する工事に特殊工種がない場合	点数
	該当する指定工種を元請のみで施工	4
	該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつB等級以下）で施工	3
	それ以外の施工	0

【施工班体制】

↓ 選択	発注する工事に特殊工種がない場合	点数	
	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工	2	⇒「(様式2)別紙」記載
	それ以外の施工	0	

【使用機械】

↓ 選択	発注する工事に特殊工種がない場合	点数	
	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	3	⇒「(様式2)別紙」記載
	それ以外の施工	0	

総合評価落札方式による評価項目算定申告書（内訳）　（舗装：様式２）舗装・内訳・特殊工種あり

評価項目（施工能力評価型）

会社名

施工能力

【工事成績】　（配点）　10　鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額500万円以上の同業種工事の成績又は経営事項審査の総合評定値（P）

評価点

工事成績を申告する場合（n件の評定点の合計+70）/（n+1）（小数点以下切捨）

	通知日	工事名	工事成績評定点
（例）	R7.6.1	市道〇〇号線道路改良工事	70
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
計算値			

小数点以下切り捨て

総合評定値を申告する場合（工事の実績がない、又は工事成績の申告がない場合）

入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値（P）

【企業実績】　（配点）　2　直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額500万円以上の同業種公共工事の実績

評価点

完成認定日	発注機関 三重県、鈴鹿市等	コリンズ登録番号 工事名	工事成績評定点

←評定点は鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門)発注工事のみ記載

【自社施工】　（配点）　8　入札参加者が受注した工事の自社施工する能力について、3項目（【元請施工】として自社施工する工種、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械）を、それぞれ入札者が申告した内容を評価

評価点

【元請施工】

↓ 選択	発注する工事に特殊工種がある場合	点数
	該当する指定工種を元請のみで施工	4
	該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつB等級以下）で施工	3
	（該当する指定工種について）それ以外の施工	0
	特殊工種を元請のみで施工	1

【施工班体制】

↓ 選択	発注する工事に特殊工種がある場合	点数	
	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工	1	⇒「(様式2)別紙」記載
	それ以外の施工	0	

【使用機械】

↓ 選択	発注する工事に特殊工種がある場合	点数	
	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1	⇒「(様式2)別紙」記載
	(指定機械について)それ以外の施工	0	
	特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1	⇒「(様式2)別紙」記載

総合評価落札方式による評価項目算定申告書（内訳）　（舗装：様式２　別紙）

会社名

【自社施工】　（様式１）【施工班体制】【使用機械】の評価項目にて、両方「それ以外の施工」を選択した場合はこの書類の提出は不要です。一方を「それ以外の施工」とした場合は、「それ以外の施工」とした【施工班体制】の氏名、又は【使用機械】のメーカー名へ「該当なし」と記載してください。

【施工班体制】　施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工

を履行するために、施工中に本工事へ従事する予定の自社作業員

（入札（開札）日において3か月以上の常勤雇用が確認できる書類を添付）　↓該当する場合は「○」を選択してください

	氏名	生年月日	3か月以上の常勤雇用
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

【使用機械】　特殊機械と指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース

指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース

のいずれかを履行するために、施工中に本工事で使用する予定の建設機械

（建設機械が元請の自社保有、又はファイナンスリース期間中であることが確認できる書類と、建設機械の全体の写真を添付）　↓該当する方を選択してください

	建設機械の種類	メーカー名	形式、型番等	所有又はリース
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※【施工班体制】及び、【使用機械】の項目に関して、入札時に申告があった内容について、工事施工中及び工事完了検査にて申告どおりに履行されたかを確認する。申告どおりの履行がされなかった場合には、工事完成認定日の翌日から翌年度末までの間に入札の公告が行われるすべての総合評価落札方式の工事１件当たり「５点」を総合評価点の合計値からそれぞれ減点するものとする。

※【施工班体制】について、本工事へ従事する予定の自社作業員が病気やケガをした等、また【使用機械】について、本工事で使用する予定の機械が定められた整備・点検を実施していたにもかかわらず故障した等、やむを得ず履行が困難となる場合には、早急に工事の監督職員へ報告すること。報告がされず、申告内容の履行がされていないことが発覚した場合には、理由によらず減点の対象とする。

総合評価落札方式による評価項目算定申告書（内訳）

（舗装：様式3）土木一式・内訳

評価項目（施工能力評価型）

会社名

配置予定技術者

	氏名	生年月日	性別（1 選択）
主任（監理）技術者			
現場代理人			

【工事実績】（配点）2

配置予定の主任（監理）技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額500万円以上の主任（監理）技術者として従事した同業種公共工事の実績

評価点

完成認定日	発注機関 三重県、鈴鹿市等	コリンズ登録番号 工事名	工事成績評定点

←評定点は鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門)発注工事のみ記載

【資格保有】（配点）2

配置予定の主任（監理）技術者の資格保有状況

評価点

↓ 選択		点数
	1級国家資格、技術士のいずれかを保有している	1
	1級舗装施工管理技術者を保有している	2
	2級舗装施工管理技術者を保有している	1
	上記のいずれも資格なし	0

保有する資格名称

【担い手育成】（配点）4

配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価

評価点

↓ 選択		点数
	主任（監理）技術者が満39歳以下又は女性	2
	現場代理人が満39歳以下又は女性（主任（監理）技術者が兼務しない場合）	2
	上記のいずれも該当しない	0

【継続教育（CPD）】（配点）2

配置予定の主任（監理）技術者のCPD(継続教育制度)取組実績

評価点

↓ 選択	配置予定の主任（監理）技術者に	点数	取得単位	推奨単位
	各団体設定の1年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある	2		
	各団体設定の1年間推奨（目標）単位の1／2以上の単位取得がある	1		
	上記のいずれも該当しない	0		

手持工事量

【手持工事量】（配点）6

同業種に係る1級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率

評価点

公告日において有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書に記載された同業種に係る1級技術者数	（人）

	発注機関 三重県、鈴鹿市等	手持工事（請負金額2,000万円以上の同業種公共工事） 工事名	請負金額	契約工期 開始	契約工期 完了
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数 （件）

（1級技術者10名以上の場合は、1件を差し引く）

総合評価落札方式による評価項目算定申告書（内訳）

（舗装：様式４）舗装・内訳

評価項目（施工能力評価型）

会社名

労働環境

【労働環境】　（配点）　2　労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している

評価点

↓ 選択		点数
	労働安全衛生マネジメント認証を取得している ISO45001／JISQ45100／JISHA適格OSHMS／COHSMOS	2
	上記の認証なし	0

【建設キャリアアップシステム】

（配点）　3　建設キャリアアップシステムを導入している

評価点

↓ 選択		点数
	建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある（今回からの運用開始も含む）	3
	上記の登録、運用実績なし	0

社会貢献

（配点）　10　ア～クのうち該当する実績(認証取得)がある＝1項目につき2点(最大10点)
地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した5項目により評価する。

評価点

		選択項目	評価基準	点数
ア		障がい者雇用	障がい者雇用あり	2
		障害者雇用促進法により義務付けられている企業である。		
イ		障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定）の認証の取得	障害者雇用優良中小企業主として認定あり	2
ウ		鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結あり（所属する団体の代表による協定締結を含む）	2
		協定を締結した企業名称又は団体名称等 ⇒		
エ		環境マネジメントシステムの認証	ISO14001、M-EMS（ステップ２又はステップ１）のいずれかの認証所得あり	2
オ		職場環境の向上のために、労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定	安全衛生優良企業認定、健康経営優良法人、くるみん認定、えるぼし認定、ユースエール認定又はこれらに関係して新設された認定のいずれかの認定あり	2
カ		みえの働き方改革推進企業登録制度への登録	みえの働き方改革推進企業登録制度への登録あり	2
キ		「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録	三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として、「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の全ての項目の登録があり	2
ク		ボランティア活動の実施	直近過去２年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について2回以上参加又は実施した実績あり	
		鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ2回以上参加あり		2
		三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」へ登録し活動した実績又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」により活動した実績が2回以上あり		1
		上記ア～クの全て該当なし		0

地域貢献

【地域維持型維持管理業務委託の実績】

（配点）　2　直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績

評価点

↓ 選択		点数
	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2
	上記の実績なし	0

総合評価落札方式による評価項目算定申告書（内訳）

（舗装：様式5）舗装・内訳

会社名

評価項目（施工能力評価型）

地域貢献

【本店所在地】

（配点） 2 本店所在地

評価点

↓ 選択		点数
	市内に本店を有する	2
	市外に本店を有する	0

【地元業者施工率】

（配点） 3 入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合

評価点

↓ 選択		点数
	市内本店業者（元請及び1次下請）にて施工する割合が80%以上	3
	市内本店業者（元請及び1次下請）にて施工する割合が80%未満	0

技術提案

【建設発生土処分場】

（配点） 1 自主的な建設発生土の処分場の確保

評価点

↓ 選択		点数
	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1
	上記の確保なし	0

処分場土地地番 （〇〇町〇〇番地 等）

技術提案書　　（様式6）舗装・技術提案

提案項目	1．工程管理に関する提案
工事名	
課題（テーマ）	

提案内容
【提案1】・・・・・・ 【提案2】・・・・・・ 【提案3】・・・・・・

【留意事項】・様式は、A4片面印刷とする。 ・提案項目1、2及び3の提案内容等（上限3提案まで）は、それぞれ1ページ以内に収まるように記述し、提出すること。 ・記述する文字の大きさは、11 ポイントとすること。 ・入札参加者が特定できる企業名等の記述はしないこと。 ・発注者が様式として記述した箇所（提案項目1、2及び3の見出し欄、工事名、課題、ページ下の備考など）は加筆、修正及び削除しないこと。

（様式７）

第　　号
年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　様

鈴鹿市長

総合評価落札方式(技術提案型)に係る技術提案採否通知書

鈴鹿市総合評価落札方式試行要領に基づき、下記案件の技術提案の採否について審査しましたので、下記のとおり通知します。

なお、当該技術資料の内容については下記によりヒアリングを行いますので、ご出席下さい。

記

１．工事番号　　平成　　年度(　　)第　　号
２．工事名
３．採否結果

評価項目		採・否	備考
技術提案			

凡例　　採用：○、保留：△、否採用：×、提案無し：－

４．注意事項

（様式８）

自社施工、建設キャリアアップシステム、地元業者施工率、建設発生土処分場等に係る履行確定通知書

鈴 技 第　　　号
令 和　　年　　月

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

鈴鹿市長　　　　　　　印

自社施工、建設キャリアアップシステム、地元業者施工率について自己申告された事項及び再生資源利用について技術提案された事項の履行について，下記のとおり確定しましたので通知します。

記

１．工事番号及び工事名
　　令和　　年度（　　　　　）第　　　号

２．工事場所　　　　　　鈴鹿市

３．工　　期　　着手　　　　　年　　　月　　　日
　　　　　　　　完成　　　　　年　　　月　　　日

４．履行状況
　(1)自社施工（元請施工）　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－
－
　(2)自社施工（施工班体制）　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－
－
　(3)自社施工（使用機械）　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－
－
　(4)建設キャリアアップシステム　－－－－－－－－－－－－－－－－－
－
　(5)地元業者施工率　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－
－
　(6)建設発生土処分場　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－
－
　(7)その他の減点事項　　　－－－－－－－－－－－－－－－－－－

５．履行確認結果

（様式９）

年　　月　　日

参 加 資 格 喪 失 届

（宛先）　鈴鹿市長

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

今回，下記工事についての参加資格を喪失したので届け出ます。

記

工事番号　　年度　（　　）　第　　号
工事（業務）名
工事箇所　鈴鹿市
入札日時　　年　　月　　日　　時　　分

事由
１　参加申請後の配置予定技術者の配置不能による。 　ア　他工事落札による ・発注機関　： ・工 事 名　： 　イ　入院・死亡等 ２　その他

※事由発生後速やかに一報を発注機関に入れるとともに本様式を提出すること。
※事由に応じ具体的な理由を記入すること。
※事由に応じ必要となる書類を添付すること。
※不正又は不誠実な行為等が確認された場合は処分の対象となることがあります。

（様式10）

専任の担当技術者届出書

工事の専任の担当技術者の氏名等を下記のとおり届け出ます。

１　工事番号　　年度（　　）第　　号

２　工　事　名

３　工期　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

記

区　　分	氏　　名	資格又は経験年数

（注）・専任の担当技術者は、鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱（以下、要綱という。）第12条の要件を満たす者であること。

・主任（監理）技術者と現場代理人を兼務予定であった場合、上表に改めて要綱第11条の要件を満たす配置予定技術者（現場代理人及び主任（監理）技術者）の氏名を記載すること。

・専任の担当技術者及び変更があった配置予定技術者の資格及び常勤雇用に関する書類を添付すること。

・「主任技術者及び現場代理人等通知書」にも専任の担当技術者の氏名を記入すること。

年　　月　　日

（宛先）　鈴鹿市長

住　　所

受注者　　商号又は名称

氏　　名

総合評価落札方式に係る建設工事請負契約書の特約事項

（総則）

第1条　この総合評価落札方式に係る建設工事請負契約書の特約事項（以下、「特約事項」という。）は、総合評価落札方式に伴う事項を定めるものとし、発注者及び受注者は、特約事項を締結の建設工事請負契約書の条項に附加して履行しなければならない。

（特記仕様）

第2条　発注者及び受注者は、受注者が入札書と同時に提出した評価項目算定申告書に記載された内容（建設発生土処分場に係る技術提案を含む）を特記仕様とし、別紙「総合評価落札方式による申告事項に係る特記仕様書」として契約図書に添付する。また、受注者から、建設発生土処分場を除く技術提案があった場合は、受注者が入札書と同時に提出した技術提案書に記載された内容のうち、発注者が採用と決定した内容を特記仕様とし、別紙「総合評価落札方式による技術提案に係る特記仕様書」として契約図書に添付する。

（履行義務）

第3条　受注者は、前条に規定する別紙「総合評価落札方式による申告事項に係る特記仕様書」に記載された事項（以下、「申告事項等」という。）及び別紙「総合評価落札方式による技術提案に係る特記仕様書」に記載された事項（以下、「技術提案事項」という。）について、履行しなければならない。

２　前項に基づく履行及びその確認等に係る資料の作成等に係る費用は、受注者の負担とする。

３　発注者及び受注者は、技術提案事項については、別紙「総合評価落札方式に伴う技術提案の取扱い」のとおり扱うものとする。

（履行確認）

第4条　発注者は、当該工事の監督・検査にあたり、受注者からの申告事項等の内容を満たしていることを確認することとし、受注者は、発注者に求められた場合は必要な資料を作成し、発注者に提出しなければならない。

（申告事項等の不履行）

第5条　発注者は、前条に基づき履行確認を行った結果、申告事項等の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、その該当する評価項目を不履行とする。

２　前項により、申告事項等の不履行があった場合は、当該工事の完成認定日の翌日から翌年度末までの間に、鈴鹿市が入札の公告を行うすべての総合評価落札方式において、5点を総合評価点の合計から減点するものとする。なお、受注者が入札書と同時に提出した評価項目算定申告書に技術提案として記載された評価項目に関する不履行については、10 点を総合評価点の合計から減点するものとする。

（配置する技術者）

第6条　受注者は、配置予定技術者として入札参加資格確認申請書及び評価項目算定申告書に記載した者を、契約後、当該工事の主任（監理）技術者及び現場代理人へ記載したとおりに配置しなければならない。

２　前項に基づき配置した主任（監理）技術者及び現場代理人（以下、「配置技術者等」という。）の途中交代は原則認めない。 ただし、配置技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の真にやむを得ない場合を除く。

３　配置技術者等の交代がある場合は、交代後に交代前の配置技術者等と同等以上の技術能力（評価項目算定資料申告書で評価した入札時の評価項目による評価点数以上、以下同じ。）を有する者が配置されていなければならない。

４　受注者は、第2項ただし書きに基づき配置技術者等を変更しようとする場合は、交代後の主任（監理）技術者又は現場代理人が、交代前の配置技術者等と同等以上の技術能力を有することを証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

５　変更後の主任（監理）技術者又は現場代理人が、第2項に規定する交代前の配置技術者等と同等以上の技術能力を有することが認められない場合は、評価項目を不履行とし、当該工事の完成認定日の翌日から翌年度末までの間に、鈴鹿市が公告を行うすべての総合評価落札方式の入札において、5点を総合評価点の合計から減点するものとする。

（その他）

第7条　この特約事項に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

総合評価落札方式による申告事項に係る特記仕様書

受注者が入札書と同時に提出した評価項目算定申告書に記載された内容について、下記のとおり当該建設工事に係る特記仕様とする。

記

【自社施工】

【元請施工】 当該工事の施工について	
【施工班体制】 当該工事の施工班体制について	

特記事項がある場合、以下の作業員のうち概ね2名以上が従事する。

	氏名	生年月日	3か月以上の常勤雇用
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

【使用機械】 当該工事の施工に使用する建設機械について	

特記事項がある場合、以下の建設機械を使用する。

	建設機械の種類	メーカー名	形式、型番等	所有又はリース
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【地元業者施工率】

工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合について	

技術提案【建設発生土処分場】

自主的な建設発生土の処分場の確保	

特記事項がある場合、以下の土地を処分地とする。

搬出先土地地番 （〇〇町〇〇番地　等）

総合評価落札方式による申告事項に係る特記仕様書

受注者が入札書と同時に提出した評価項目算定申告書に記載された内容について、下記のとおり当該建設工事に係る特記仕様とする。

記

【自社施工】

【元請施工】 当該工事の施工について	
【施工班体制】 当該工事の施工班体制について	

特記事項がある場合、以下の作業員のうち概ね2名以上が従事する。

	氏名	生年月日	3か月以上の常勤雇用
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

【使用機械】 当該工事の施工に使用する建設機械について	

特記事項がある場合、以下の建設機械を使用する。

	建設機械の種類	メーカー名	形式、型番等	所有又はリース
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【地元業者施工率】

工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合について	

技術提案【建設発生土処分場】

自主的な建設発生土の処分場の確保	

特記事項がある場合、以下の土地を処分地とする。

搬出先土地地番 （〇〇町〇〇番地　等）

総合評価落札方式による技術提案に係る特記仕様書

受注者が入札書と同時に提出した技術提案書に記載された内容のうち、発注者が当該建設工事を施工するために採用すると判断した内容について、下記のとおり当該建設工事に係る特記仕様とする。

記

提案項目	
課題（テーマ）	

提案内容

総合評価落札方式に伴う技術提案の取扱い

この契約図書に添付されている別紙「総合評価落札方式による技術提案に係る特記仕様書」（以下、「技術提案特記仕様書」という。）に記載された受注者が提案した技術提案は、下記のように取り扱うものとする。

記

(技術提案の履行義務)

1.　技術提案特記仕様書に記載されている内容は、企業の技術力を評定し、その結果を落札者選定に用いたことから、受注者は履行する義務を負う。

提案内容は入札手続中に確認されているものの、その履行の確認方法や確認時期について、受注者と発注者は協議のもと、「総合評価落札方式技術提案履行確認協議書」（様式－Ａ）を契約締結後１４日以内に作成するものとする。受注者は同協議書(様式－Ａ)に基づき、技術提案を履行するものとする。

(特に履行確認が困難なものについては、受発注者双方が注意して確認方法を協議して下さい。)

なお、協議書(様式－Ａ)は、受注者が２部作成し、協議の証として双方が１部ずつ保管するものとする。

2.　受注者から提出された技術提案書において、技術提案内容が否採用となった部分について、受注者は標準案により施工及び管理を行うこととする。

標準案とは、この契約図書の「工事仕様書」等を指す。

3.　技術提案が、受注者の責に帰することのできない事由により、一部又は全部が履行不能となる場合、その「履行不能となる技術提案」、「その理由」及び「工事完成までのその提案の取扱い」を記載した「総合評価落札方式技術提案履行不能協議書」（様式－Ｅ）を作成し、受注者はその協議書に基づき履行するものとする。

なお、この協議書(様式－Ｅ)は、受注者が２部作成し、協議の証として双方が１部ずつ保管するものとする。この協議書(様式－Ｅ)は、技術提案の一部又は全部が履行不能となることがわかった時点で速やかに作成するものとする。

(履行確認)

4.　技術提案特記仕様書に記載されている提案の履行確認については、実施記録及び記録写真等による実施報告書により履行確認を行うことを原則とする。

履行確認は、「総合評価落札方式技術提案履行確認協議書」（様式－Ａ）に基づき、監督員が確認を行うとともに、検査時に検査員が確認を行い、履行・不履行を確定する。

１)施工中の履行確認

「総合評価落札方式技術提案履行確認協議書」（様式－Ａ）により、施工中に現場立会い等による確認が必要な技術提案について履行確認を求める場合、受注者は「総合評価落札方式技術提案履行確認書(施工時)」（様式－Ｂ）を２部提出するものとする。

監督員は「総合評価落札方式技術提案履行確認書(施工時)」（様式－Ｂ）を受理後７日以内に履行確認を行うものとする。その結果をもとに、監督員と受注者の現場代理人が署名、押印し、双方が１部ずつ保管するものとする。

２)完成時の履行確認

上記１)施工中の履行確認を行わずに完成に至った未確認の履行項目について、受注者は完成報告書提出時に技術提案の履行が確認できる資料とともに「総合評価落札方式技術提案履行確認書(施工時)」（様式－Ｂ）を２部提出し、発注者の確認を受けた後、双方が１部ずつ保管するものとする。

３)検査時の履行確認

完成検査において、検査員、監督員及び受注者の現場代理人が立会いのもと、施工中に交わされた「総合評価落札方式技術提案履行確認書(施工時)」（様式－Ｂ）、実施報告書(実施記録及び記録写真等)及び現地確認により履行確認を行う。

その結果をもとに、発注者は「総合評価落札方式技術提案履行確認書(完成時)」（様式－Ｃ）を２部作成し、検査員、監督員及び現場代理人が署名し、双方が１部ずつ保管するものとする。

その確認書をもとに、発注者は「総合評価落札方式技術提案履行確定通知書」（様式－Ｄ）を作成し、工事成績通知と併せて受注者に送付する。

(技術提案の不履行)

5.　発注者は、前条に基づき履行確認を行った結果、申告事項等の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、その該当する評価項目を不履行とする。

技術提案の不履行があった場合は、当該工事の完成認定日の翌日から翌年度末までの間に、鈴鹿市が入札の公告を行うすべての総合評価落札方式において、10点を総合評価点の合計から減点するものとする。

(工事成績評定への取扱い)

6.　技術提案については、工事成績評定の対象としない。

様式－Ａ

総合評価落札方式技術提案履行確認協議書

令和　　年　　月　　日

（宛先）鈴鹿市長

住所又は所在地
受注者　氏名又は商号
代表者

（※署名又は記名押

総合評価に係る技術提案の履行確認について、下記のとおり確認を受けたいので協議します。

記

技術提案内容(詳細な施工方法等)	確認予定時期	確 認 方 法	確　　認　　日
(1)工程管理			
(2)品質管理			
(3)周辺環境			
(4)施工上の課題			
(5)特記課題			

※確認日については、履行確認書が取り交わされた時点で、発注者及び受注者の各担当員が記載するものとする。

上記について承認する。
令和　　年　　月　　日

監督員

様式－Ｂ（施工時）

第　　回

総合評価落札方式技術提案履行確認書(施工時)

令和　　年　　月　　日

（宛先）鈴鹿市長

住所又は所在地
受注者 氏名又は商号
代表者

(※署名又は記名押

総合評価落札方式の技術提案の履行について、下記のとおり確認願います。

記

１．工事番号及び工事名
令和　　年度　　第　　－　　号

２．履行確認内容

(1)工程管理 －－－－－－－－－－－－　履行　、　不履行

(2)品質管理 －－－－－－－－－－－－　履行　、　不履行

(3)周辺環境 －－－－－－－－－－－－　履行　、　不履行

(4)施工上の課題 －－－－－－－－－－　履行　、　不履行

(5)特記課題 －－－－－－－－－－－－　履行　、　不履行

(6)別添資料 －－－－－－－－－－－－

３．履行確認

(1)確認日　　令和　　年　　月　　日

(2)発注者
鈴鹿市　　監督員

監督員

(3)受注者　　現場代理人

※監督員、現場代理人の氏名は自筆による

様式－Ｃ（検査時）

総合評価落札方式技術提案履行確認書(検査時)

総合評価落札方式の技術提案の履行について、下記のとおり確認します。

記

１．工事番号及び工事名
　　令和　　年度　　第　　－　　号

２．工事場所　　鈴鹿市　　地内

３．工　　期　　着手　　令和　　年　　月　　日
　　完成　　令和　　年　　月　　日

４．請負代金額
　　円

５．履行状況【契約内容により履行確認項目は修正する】
(1)工程管理 －－－－－－－－－－－－　履行　、　不履行
(2)品質管理 －－－－－－－－－－－－　履行　、　不履行
(3)周辺環境 －－－－－－－－－－－－　履行　、　不履行
(4)施工上の課題 －－－－－－－－－－　履行　、　不履行
(5)特記課題 －－－－－－－－－－－－　履行　、　不履行

６．履行確認
(1)確認日　　令和　　年　　月　　日
(2)発注者
　　鈴鹿市　△△課　　監督員
　　検査員

(3)受注者　　住所又は所在地　　市　　町　　番地
　　氏名又は商号
　　現場代理人

※監督員、検査員、現場代理人の氏名は自筆による

様式－Ｄ

総合評価落札方式技術提案履行確定通知書

第　　号
令和　　年　　月　　日

様

鈴鹿市長　　印

総合評価落札方式の技術提案に伴う履行について，下記のとおり確定しましたので通知しま

記

１．工事番号及び工事名
　　令和　　年度　　第　　号

２．工事場所　　鈴鹿市　　地内

３．工　　期　　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

４．履行状況【契約内容により履行確認項目は修正する】
(1)工程管理 －－－－－－－－－－－－－　履行　，　不履行
(2)品質管理 －－－－－－－－－－－－－　履行　，　不履行
(3)周辺環境 －－－－－－－－－－－－－　履行　，　不履行
(4)施工上の課題 －－－－－－－－－－－　履行　，　不履行
(5)特記課題 －－－－－－－－－－－－－　履行　，　不履行

５．履行確認確定
【履行】
　上記工事について，総合評価落札方式の技術提案は履行されました。
【不履行】
　上記工事について，総合評価落札方式の技術提案は履行されませんでした。
　つきましては，工事完成認定日翌日（令和　　年　　月　　日）から令和　　年３月３１日の間に入札公告する工事のうち総合評価落札方式を導入する工事については，１０点を減点します。
　また，鈴鹿市が発注する他の工事の総合評価落札方式技術提案履行確定通知書で減点の通知があり、減点される期間が重複する場合は，その減点は累積します。

様式－Ｅ

総合評価落札方式技術提案履行不能協議書

令和　　年　　月　　日

（宛先）鈴鹿市長

住所又は所在地
受注者　氏名又は商号
代表者
（※署名又は記名押印）

下記技術提案について、履行できないため協議します。

記

１．工事番号及び工事名
第　　号

２．履行不能技術提案

技術提案内容	履行不能の部分

３．履行不能理由

４．工事完成までの取り扱い

受注者提案	
発注者指示	
上記のとおり　□　指示　□　承諾　する。 令和　　年　　月　　日　　監督員	
確認日	

記入例

様式－Ａ

総合評価落札方式技術提案履行確認協議書

令和　　年　　月　　日

（宛先）鈴鹿市長

住所又は所在地
受注者　氏名又は商号
代表者

（※署名又は記名押

総合評価に係る技術提案の履行確認について、下記のとおり確認を受けたいので協議します。

記

技術提案内容(詳細な施工方法等)	確認予定時期	確 認 方 法	確　　認　　日
(1)工程管理 ○○工の期間を○○日間とします。（添付工程表参考）	○○工の着手時 ○○工の完成時	監督員による立会いによる確認(確認時に確認状況[立会い状況]の写真撮影)	○月○日第○回確認書 ○月○日第○回確認書
(2)品質管理 ○○工の出来高管理基準を以下とする。 高さ ＝ ±○○cm以下 幅 ＝ ±○○cm以下 延長 ＝ ±○○cm以下	完成時	出来高管理資料及び現地調査で確認	○月○日第○回確認書
(3)周辺環境 濁水対策として，○○を実施します。（添付対策工法図参考） 地元対策は，○回／月に○○地区役員と協議し，地元理解を得ます。	濁水対策 対策施設完成時 工事期間中随時 対策施設撤去時 地元対策 工事完成時 工事期間中随時	濁水対策 監督員による立会いよる確認(確認時に確認状況[立会い状況]の写真撮影) 地元対策 地元役員協議の議事録及び提出資料	濁水対策 ○月○日第○回確認書 ○月○日第○回確認書 ○月○日第○回確認書 地元対策 ○月○日第○回確認書 ○月○日第○回確認書
(4)施工上の課題 緊急時の対応として，○○工を行うとともに，○○対策マニュアルを作成し現場事務所と本社及び営業所に工事期間中備え付けます。	○○工 ○○工の着手時 ○○工の完成時 工事期間中随時 マニュアル 工事着手時 工事完成時	○○工 監督員による立会いよる確認(確認時に確認状況[立会い状況]の写真撮影) マニュアル マニュアルの提出 現場事務所等への備付け状況の写真	○○工 ○月○日第○回確認書 ○月○日第○回確認書 ○月○日第○回確認書 マニュアル ○月○日第○回確認書 ○月○日第○回確認書
(5)特記課題			

※確認日については、履行確認書が取り交わされた時点で、発注者及び受注者の各担当員が記載するものとする。

上記について承認する。

令和○○年○○月○○日

監督員　　○○　○○

記入例

様式－Ｂ（施工時）

第〇〇回

総合評価落札方式技術提案履行確認書(施工時)

令和　　年　　月　　日

（宛先）鈴鹿市長

住所又は所在地
受注者 氏名又は商号
代表者

（※署名又は記名押

総合評価落札方式の技術提案の履行について、下記のとおり確認願います。

記

１．工事番号及び工事名
令和〇〇年度　〇〇〇〇〇〇　第〇〇〇〇－〇〇号
〇〇〇〇〇〇線
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

２．履行確認内容

~~(1)工程管理 －－－－－－－－－－－－　履行　、　不履行~~

~~(2)品質管理 －－－－－－－－－－－－　履行　、　不履行~~

~~(3)周辺環境 －－－－－－－－－－－－　履行　、　不履行~~

(4)施工上の課題 －－－－－－－－－－　履行　、　不履行

~~(5)特記課題 －－－－－－－－－－－－　履行　、　不履行~~

(6)別添資料 －－－－－－－－－－－－－立会い状況写真、立会記録

３．履行確認

(1)確認日　　令和〇〇年〇〇月〇〇日

(2)発注者
鈴鹿市　　〇〇監督員　〇〇　〇〇

〇〇監督員　〇〇　〇〇

(3)受注者　　現場代理人　〇〇　〇〇

※監督員、現場代理人の氏名は自筆による

記入例

様式－Ｃ（検査時）

総合評価落札方式技術提案履行確認書(検査時)

総合評価落札方式の技術提案の履行について、下記のとおり確認します。

記

１．工事番号及び工事名

令和○○年度　○○○○○○　第○○○○－○○号

○○○○○○○線

○○○○○○○○○工事

２．工事場所　　鈴鹿市　○○○町　地内

３．工　　期　　着手　　令和○○年○○月○○日

完成　令和○○年○○月○○日

４．請負代金額

○○，○○○，○○○円

５．履行状況【契約内容により履行確認項目は修正する】

(1)工程管理 －－－－－－－－－－－－　履行　、　不履行

(2)品質管理 －－－－－－－－－－－－　履行　、　不履行

(3)周辺環境 －－－－－－－－－－－－　履行　、　不履行

(4)施工上の課題 －－－－－－－－－－　履行　、　不履行

(5)特記課題 －－－－－－－－－－－－　履行　、　不履行

６．履行確認

(1)確認日　　令和○○年○○月○○日

(2)発注者

鈴鹿市　△△課　　監督員

検査員

(3)受注者　　住所又は所在地　　○○市　○○町　○○＊＊　番地

氏名又は商号　　○○○○株式会社

現場代理人　　○○　○○

※監督員、検査員、現場代理人の氏名は自筆による

記入例

様式－Ｄ

総合評価落札方式技術提案履行確定通知書

○○　第 ○○ 号
令和○○年○○月○○日

○○○○株式会社　　様

鈴鹿市長　　印

総合評価落札方式の技術提案に伴う履行について，下記のとおり確定しましたので通知しま

記

１．工事番号及び工事名
令和○○年度　○○○○○○　第 ○○○○―○○ 号
○○○○○○線
○○○○○○○○○○工事

２．工事場所　　鈴鹿市　○○○町　地内

３．工　　期　　着手　　令和○○年○○月○○日
完成　　令和○○年○○月○○日

４．履行状況【契約内容により履行確認項目は修正する】
(1)工程管理 －－－－－－－－－－－－－－ 履行 ， 不履行
(2)品質管理 －－－－－－－－－－－－－－ 履行 ， 不履行
(3)周辺環境 －－－－－－－－－－－－－－ 履行 ， 不履行
(4)施工上の課題 －－－－－－－－－－－－ 履行 ， 不履行
(5)特記課題 －－－－－－－－－－－－－－ 履行 ， 不履行

５．履行確認確定
【履行】
上記工事について，総合評価落札方式の技術提案は履行されました。
【不履行】
上記工事について，総合評価落札方式の技術提案は履行されませんでした。
つきましては，工事完成認定日翌日（令和　　年　　月　　日）から令和　　年３月３１日の間に入札公告する工事のうち総合評価落札方式を導入する工事については，１０点を減点します。
また，鈴鹿市が発注する他の工事の総合評価落札方式技術提案履行確定通知書で減点の通知があり、減点される期間が重複する場合は，その減点は累積します。

記入例

様式－E

総合評価落札方式技術提案履行不能協議書

令和○○年○○月○○日

（宛先）鈴鹿市長

住所又は所在地
受注者 氏名又は商号
代表者

（※署名又は記名押印）

下記技術提案について、履行できないため協議します。

記

１．工事番号及び工事名

令和○○年度　○○○○○○　第 ○○○○―○○ 号
○○○○○○線
○○○○○○○○○○工事

２．履行不能技術提案

技術提案内容	履行不能の部分
周辺環境 濁水対策として、○○を実施します。 （添付対策工法図参考）	○○の濁水対策の内○○部分が履行不能部分

３．履行不能理由

○○が○○の豪雨で地形が変化し提案した工法が出来なくなった。

４．工事完成までの取り扱い

受注者提案	**当初提案した濁水対策の変更として。○○を○○に設置し，濁水をおさえるとともに○○の対策を行い，当初提案した濁水対策の効果を確保できるようにします。 確認予定時期は，対策施設完成時，工事期間中随時，対策施設撤去時とします。 確認方法は，監督員による立会いよる確認(確認時に確認状況[立会い状況]の写真撮影)とします。**
発注者指示	
上記のとおり　□　指示　□　承諾　する。 令和　　年　　月　　日　　監督員	
確認日	対策施設完成時　○月○日第○回確認書 工事期間中随時　○月○日第○回確認書 対策施設撤去時　○月○日第○回確認書